

龍谷大学 履修要項
2026年度 文学研究科

最終更新日：2026年3月10日

2026年度入学生

文学研究科

2026年度入学生 文学研究科 メニュー

「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

>

- 文学研究科の教育理念・目的 >
- 各専攻の教育理念・目的（教育研究上の目的） >

単位制度と単位の認定

>

- 【1】単位制度と単位の認定 >

- 1. 単位制度 >
- 2. 単位とは >
- 3. 単位認定 >
- 4. 既修得科目の単位認定 >
- 5. 履修登録制度 >
- 6. 授業科目の履修 >
- 7. 履修辞退制度 >
- 8. 授業時間 >
- 9. 成績評価 >
- 10. 筆答試験時間 >

学位（修士・博士）の取得について

>

- 【2】学位（修士・博士）の取得について >

- 1. 本研究科で授与される学位 >
- 2. 学位授与の方針および学位論文審査基準について >
- 3. 研究倫理教育について >
- 4. 修士課程 学位取得に向けたガイドライン >
- 5. 博士後期課程 学位取得に向けたガイドライン >

各専攻の教育課程・編成実施の方針、カリキュラム（教育課程）と履修方法【修士課程】

>

- 【3】各専攻の教育課程・編成実施の方針、カリキュラム（教育課程）と履修方法【修士課程】 >

- 1. 真宗学専攻 >
- 2. 仏教学専攻 >
- 3. 哲学専攻 >
- 4. 教育学専攻 >
- 5. 日本史学専攻 >
- 6. 東洋史学専攻 >
- 7. 日本語日本文学専攻 >
- 8. 英語英米文学専攻 >

各専攻の教育課程・編成実施の方針、カリキュラム（教育課程）と履修方法【博士後期課程】

>

- 【4】各専攻の教育課程・編成実施の方針、カリキュラム（教育課程）と履修方法【博士後期課程】 >

- 1. 真宗学専攻 >
- 2. 仏教学専攻 >
- 3. 哲学専攻 >
- 4. 教育学専攻 >
- 5. 日本史学専攻 >
- 6. 東洋史学専攻 >
- 7. 日本語日本文学専攻 >
- 8. 英語英米文学専攻 >

学部科目等履修制度ほか

>

- 【5】学部科目等履修制度 >

- 1. 本制度を利用して履修できる学部科目 >
- 2. 学部科目履修制度について >
- 3. 学部科目履修に関する手続きについて >

- 【6】龍谷大学大学院社会学研究科修士課程開設科目の履修方法 >

- 1. 履修の認定 >
- 2. 履修可能科目 >
- 3. 履修手続き >

- 【7】「京都・宗教系大学院連合」単位互換 >
- 【8】 諸課程科目等の履修方法 >

- 1. 教職課程 >
- 2. 本願寺派教師資格課程 >
- 3. 本願寺派学階課程 >
- 4. その他資格課程について >

- 【9】 学会発表援助費について >
- 【10】 研究生・特別専攻生制度 >

- 1. 研究生制度 >
- 2. 特別専攻生制度 >

- 【11】 長期履修制度について >

- 1. 長期履修学生制度の概要 >
- 2. 長期履修学生の申請について >
- 3. 長期履修学生の許可について >
- 4. 履修期間の変更について >
- 5. 長期履修学生の学費 >

- 【12】 龍谷大学大学院文学研究科紀要 >

- 『龍谷大学大学院文学研究科紀要』への研究論文等の投稿について >
- 1. 応募資格 >
- 2. 執筆要項 >
- 3. 原稿の掲載 >
- 4. 応募手続きなど >
- 5. その他 >

学生生活の手引き >

- 【1】 学籍の取り扱い >

- 1. 学籍とは >
- 2. 学籍簿 >
- 3. 学生証 >
- 4. 学籍の喪失 >
- 5. 休学と復学 >
- 6. 修業年限 >
- 7. 再入学 >

- 【2】 留学 >

- 1. 交換留学 >
- 2. 私費留学 >
- 3. 個人留学（休学して留学する） >

各種規程等 >

- 【1】 大学院文学研究科学会発表援助費支給にかかる取り扱い要領 >
- 【2】 龍谷大学大学院文学研究科学生の学部科目履修に関する内規 >
- 【3】 大学院文学研究科学生外国留学規程第10条・第11条による単位認定要領 >
- 【4】 大学院文学研究科大学院学則第9条の2に基づく既修得科目の単位認定要領 >
- 【5】 大学院文学研究科長期履修の取り扱いに関する要領 >
- 【6】 特別専攻生規程 >
- 【7】 研究生要項 >
- 【8】 龍谷大学大学院文学研究科指導要項 >
 - 1. 修士課程における研究指導 >
 - 2. 博士後期課程における研究指導 >
- 【9】 龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程 >
 - 【2018年度以前 博士後期課程入学生対象】 >
 - 【2019年度以降 博士後期課程入学生対象】 >
- 【10】 大学院文学研究科博士学位論文公表手続きに係る取り扱い要領 >

「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

文学研究科の教育理念・目的

1. 龍谷大学の教育理念・目的

建学の精神に基づき「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成する。

【学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針（「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）策定の基本方針】

龍谷大学の教育理念・目的を実現するために設置された学部・研究科は、広く社会に貢献できる教養教育・専門教育及びより高度な専門教育・研究を体系的かつ組織的に行うにあたり、各学問分野の独自性を活かしつつ、社会の要請等を踏まえた教育理念・目的を掲げ、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的に策定する。

2. 文学研究科の教育理念・目的（教育研究上の目的）

「教育理念・目的」……「龍谷大学の教育にかかる基本方針」を踏まえ、教学主体である各学部・大学院各研究科が掲げる「人間養成」の理念・目的と「学生に修得させるべき能力等の教育目標」からなる教育研究上の目的を明示したものを指します。

文学研究科は、建学の精神に基づき、各専攻領域に関わる文献資料・史料に依拠し、確固たる基礎学力を基盤として独創的かつ精緻な研究を継承発展させ、自立して研究活動を行うのに必要な高度な研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を培い、学術の振興と文化の発展に寄与することを目的とする。

各専攻の教育理念・目的（教育研究上の目的）

(1) 真宗学専攻

課程	教育理念・目的（教育研究上の目的）
修士課程	インド・中国・日本にわたる浄土教思想の流れ、親鸞の教義とその伝道、真宗教学の歴史の変遷の3分野について研究・教育することを目的とし、広い視野に立って真宗教学の真理性を究め、現代社会の諸問題に対応できる人材を養成する。
博士後期課程	3分野を基軸として、諸文献を書誌学的・思想的に深く研究し、専門的な知識と高い研究能力を身につけることを目的とし、他の学問領域との関連交流をふまえ、現代社会の諸問題に対応できる人材を養成する。

(2) 仏教学専攻

課程	教育理念・目的（教育研究上の目的）
修士課程	インド・中国・日本などの諸地域におよぶ仏教学を多角的視野から学ぶことによって専門的知識と論理的洞察力を修得することを目的とし、異思想や異文化あるいは現代社会の諸問題にも対応できる学識豊かな人材を養成する。
博士後期課程	仏教学に関するより高度な専門的知識と研究能力を修得することを目的とし、進取の気概を持って広い視野より分析研究できる人材を養成する。

(3) 哲学専攻

課程	教育理念・目的（教育研究上の目的）
----	-------------------

修士課程	哲学の歴史を深く学び、基本的な文献を原語で読解する能力を育成するとともに、諸科学の歴史や現代の動向にも目を配った広い視野を養うことを目的とし、論理的洞察力に富んだ人材を養成する。
博士後期課程	専門の文献読解能力の向上と、諸科学の知識の吸収につとめつつ、現代の学界の情勢をも把握して、論文執筆に関連する諸能力を育てることを目的とし、高度に専門的な研究のできる人材を養成する。

(4) 教育学専攻

課程	教育理念・目的（教育研究上の目的）
修士課程	教育学と教育心理学の領域で、教育の本質・方法や社会・文化との関係、発達や学習などについて研究・教育を行うことを目的とし、実践的課題に専門的に応えられる人材を養成する。
博士後期課程	修士課程と同じく2領域の問題の所在や課題解決の方途を解明するため、先行研究を批判的に検討しながら新たな知見を見いだせる研究・教育を行うことを目的とし、高度に専門的な研究のできる人材を養成する。

(5) 日本史学専攻

課程	教育理念・目的（教育研究上の目的）
修士課程	日本史学の諸分野において、基本的な研究能力と専門知識・技能を修得し、洞察力と柔軟性に富み、歴史的主体として現代社会に貢献できる人材を養成する。
博士後期課程	日本史学の専門知識・技能において特に優れ、かつ洞察力と柔軟性に富み、専門性を発揮する職業人として、また歴史的主体として、現代社会に貢献できる人材を養成する。

(6) 東洋史学専攻

課程	教育理念・目的（教育研究上の目的）
修士課程	中国をはじめアジア諸地域の歴史に関する専門的な知識と技能を修得することを目的とし、広い視野に立ってアジア全体を深く洞察できる人材を養成する。
博士後期課程	アジア諸地域の言語や歴史に関する高度で専門的な知識と技能を修得することを目的とし、研究者として広い視野に立ってアジア全体を深く分析研究できる人材を養成する。

(7) 日本語日本文学専攻

課程	教育理念・目的（教育研究上の目的）
修士課程	広い視野に立って日本の言語と言語文化に関する豊かな学識と高い研究能力を身につけ、日本語・日本文学についての専門性が求められる職業を担い得る卓越した能力を培うことを目的とし、言語文化の側面から現代社会に貢献できる人材を養成する。
博士後期課程	日本の言語と言語文化に関する専門的な視野に立って進取の気概を持って研究を推進し、自立した有為の研究者として独創的な成果をあげる能力を培うことを目的とし、日本語・日本文学の専門研究の立場から現代社会に貢献できる人材を養成する。

(8) 英語英米文学専攻

課程	教育理念・目的（教育研究上の目的）
修士課程	英米文学・英語学・英米文化を広い視野から学ぶと同時にそれぞれの分野での専門的知識を修得することを目的とし、国際化する現代社会の諸問題に対応できる人材を養成する。
博士後期課程	英米の文学や言語、文化に関する専門的知識の修得を目的とし、将来は広い角度からそれぞれの分野の問題を研究していける人材を養成する。

単位制度と単位の認定

【1】 単位制度と単位の認定

1. 単位制度

大学での学修は単位制で行われています。単位制とは、すべての科目に一定の単位数が定められており、その科目を履修して単位を修得し、定められた修了要件単位数を満たすことで修了が認定される制度です。

2. 単位とは

単位とは、学修の量を数字で表すものであり、下表のとおり、原則として各単位数によって必要な学修時間が定められています。

単位数	学修時間					
	講義・演習・講読科目の場合			外国語・スポーツ・実習科目の場合		
	自主	授業	合計	自主	授業	合計
1	30時間	15時間	45時間	15時間	30時間	45時間
2	60時間	30時間	90時間	30時間	60時間	90時間
4	120時間	60時間	180時間			

<単位の計算方法>

龍谷大学学則第26条に基づき、原則として次の基準によって計算します。

- ① 本学では単位計算上、1つの授業90分を2時間として計算します。
- ② 本学では1単位につき45時間の学修時間を必要と定めています。
- ③ 本学では Semester 型授業の場合は第1学期（前期）授業期間を15週、第2学期（後期）授業期間を15週とし、通年型授業の場合は1学年間（通年）で30週としています。

○講義・演習・講読科目の場合

上表から、講義・演習・講読科目の場合、単位計算上の授業時間2時間に対し、4時間（授業時間の2倍）の自主的学修が必要となり、単位の計算方法は以下のとおりになります。

区分	必要な学修時間	単位数
Semester 型授業の場合	6時間（授業2時間＋自主4時間）×15週＝90時間	90時間÷45時間（1単位につき）＝2単位
通年型 授業の場合	6時間（授業2時間＋自主4時間）×30週＝180時間	180時間÷45時間（1単位につき）＝4単位

○外国語・スポーツ・実習科目の場合

上表から、外国語・スポーツ・実験・実習科目の場合、単位計算上の授業時間2時間に対し、1時間（授業時間の半分）の自主的学修が必要となり、単位の計算方法は以下のとおりになります。

区分	必要な学修時間	単位数
Semester 型授業の場合	3時間（授業2時間＋自主1時間）×15週＝45時間	45時間÷45時間（1単位につき）＝1単位
通年型授業の場合	3時間（授業2時間＋自主1時間）×30週＝90時間	90時間÷45時間（1単位につき）＝2単位

3. 単位認定

1つの授業科目に定められた単位を修得するためには、次の3つの要件を満たしていなければなりません。

- (1) 単位の認定を受けようとする科目について、履修登録をすること。
- (2) その科目の授業に出席し、履修に必要な学修をすること。
- (3) その科目の試験を受け、その成績評価で合格（60点以上）をすること（レポート、論文等をもって試験とする場合があり、必ずしも教室における筆答試験とは限りません。詳細は、シラバスの成績評価の方法で確認してください）。

4. 既修得科目の単位認定

大学院文学研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院文学研究科に入学前に本学又は他の大学院において修得した授業科目の単位（科目等履修において修得した単位を含む）を本学大学院文学研究科において修得したものと認定することができます。

既修得単位の認定を希望する者は、下記の書類を学年始めの所定の期間にCampus HUB（大宮）に提出してください。提出された書類等に基づき、文学研究科委員会での審議を経て認定単位数等を決定いたします。

- (1) 申請期間

各年度の学年始

- (2) 提出書類

- ① 既修得単位認定申請願
- ② 認定希望科目が記載された学業成績証明書
- ③ 認定希望科目が記載されたシラバス（講義概要）等

- (3) 単位認定

大学院学則第9条の2第2項に基づき、他大学での修得単位を含め15単位を上限とする。

- ① 認定科目

原則として、本学大学院文学研究科で開設されている「特殊研究」「文献研究」「演習」「特論」等の科目として認定する。

- ② 認定する分野

（修士課程）

要領で定める文学研究科開設科目の属する認定分野とし、修了要件に算入する。

（博士後期課程）

文学研究科委員会の議により決定するものとする。

なお、「文学部学生の大学院文学研究科における科目履修に関する内規」に基づき、文学部学生が文学研究科の科目を履修し、合格した場合は、10単位を超えない範囲で修得したものとし、認定することができます。

5. 履修登録制度

履修登録とは、科目を履修するための手続きです。この手続きをしていなければ、仮にその授業に出席していたとしても、試験を受けることや単位認定を受けることはできません。履修登録は学修計画の基礎となるものであり、登録が有効に行われるようすべて自己の責任において取り組まなければなりません。

- (1) 修士課程および博士後期課程の履修登録について

大学内の情報実習室だけでなく、自宅などの学外からWebによる履修登録が可能です。龍谷大学のトップページから「ポータルサイト（学内者向け）」へ進み、全学認証ID・パスワードを入力してログインをしてください。

【Web登録での注意事項】

- ① Web登録では、**所属専攻で履修することのできる科目を登録**することができます。学部科目履修については、事前登録申請を行い、許可された科目のみを登録することができます。
- ② Web登録は、指定された登録期間のみシステムを開放しています。期間を過ぎれば、システムがクローズしますので、必ず期間内に履修登録してください。
- ③ 登録終了期間直前は、アクセスが集中するため、システムに負荷がかかり、登録しにくくなる恐れがあるため、余裕を持って履修登録してください。

(2) 履修登録の方法

履修登録は、**下記のとおり登録期間**を設け、実施します。

なお、修士課程1年次生・2年次生と博士後期課程生により登録方法が異なりますので、注意してください。

①修士課程1年次生

下記のとおり、**第1学期（前期）・第2学期（後期）の2回の履修登録**とします。

詳細は、毎年度1月頃に発表される前期オリエンテーション日程をご確認ください。

第1学期（前期）履修登録において登録すべき科目

- 通年科目
- 第1学期（前期）開講科目
- サマーセッション及び集中講義科目
- 学部科目履修制度により履修を許可された学部科目（通年科目・第1学期（前期）および第2学期（後期）開講科目）

第2学期（後期）履修登録において登録可能科目

- 第2学期（後期）開講科目
- 学部科目履修制度により履修を許可された学部科目（先修要件がある後期登録科目に限る）

②修士課程2年次生

下記のとおり、**年1回の履修登録**とします。

詳細は、毎年度1月末以降に発表される前期オリエンテーション日程をご確認ください。

（履修登録において登録すべき科目）

- 通年科目
- 第1学期（前期）開講科目
- 第2学期（後期）開講科目
- サマーセッション及び集中講義科目
- 学部科目履修制度により履修を許可された学部科目（通年科目・第1学期（前期）および第2学期（後期）開講科目）

なお、第2学期（後期）開講科目については9月中旬から下旬にかけて登録変更期間を設けますので、原則として学部科目履修で先修要件がある科目で後期登録となる科目、修了要件に支障をきたす場合に限り、変更・追加・削除等の手続きをとることができます。履修登録の修正・変更に関して、修了要件に関わる場合もあるため、必ず事前にCampus HUB（大宮）まで相談するようにしてください。

社会人入学試験での入学者で単位制学費を選択した方へ

社会人入学試験入学者で、単位制学費を選択した方は、登録単位数により授業料が決まります。学費の選択に関する手続きについては、入学時に関係書類を配付いたします。**登録時に別途単位登録票の提出を求めますので、Web履修登録完了後、単位登録票をCampus HUB（大宮）まで提出してください。**

在学生についても、入学時に単位制学費を選択された方には登録票を成績配付時にお渡ししますので、**Web履修登録完了後、単位登録票をCampus HUB（大宮）まで提出してください。**

③博士後期課程1年次生～3年次生

下記のとおり、**年1回の履修登録**とします。

詳細は、毎年度1月末に発表される前期オリエンテーション日程をご確認ください。

（履修登録において登録すべき科目）

- 通年科目
- 第1学期（前期）開講科目
- 第2学期（後期）開講科目
- サマーセッション及び集中講義科目
- 学部科目履修制度により履修を許可された学部科目（通年科目・第1学期（前期）および第2学期（後期）開講科目）

※博士後期課程の学生は、webでの履修登録のほか、「博士後期課程受講届」を所定の期間内（5月下旬）に必ず提出すること。

なお、第2学期開講科目については9月中旬から下旬にかけて登録変更期間を設けます。原則として学部科目履修で先修要件がある科目で後期登録となる科目を登録する場合に限り、追加・削除の手続きをとることができます。

※特別な事情により、所定の期間に登録ができない場合には、事前に文学部教務課まで相談してください。

(3) 学部科目履修制度について

文学部で開設されている諸課程の履修により各種資格を取得するために、年間32単位を上限に文学部科目を履修することができます。手続き等の詳細については、「学部科目等履修制度」を確認してください。

(4) 京都・宗教系大学院連合 単位互換科目の受講について

京都を中心とした宗教系大学の大学院が、それぞれの宗教や宗派の特色を生かし、2006年度から単位互換を実施しています。詳細については、別に配布する「京都・宗教系大学院連合」のパンフレットを参照してください。履修登録の方法については、「京都・宗教系大学院連合単位互換」を確認してください。

(5) 履修登録にあたって注意すべき点

- ① 重複登録（同一講時に、2科目以上の登録をすること）をした場合、当該科目は全て無効となりますので注意してください。
- ② 文学研究科では、二重登録（すでに所定単位を修得した授業科目を再度登録すること、および同時に同一授業科目を2科目以上登録すること）が可能であり、各専攻の履修方法にしたがって、修了要件とすることもできます。
- ③ 授業時間割に変更が生じた場合は、ポータルサイトに掲示しますので注意してください。
- ④ 履修登録にあたって、不明な点があれば、Campus HUB（大宮）に相談してください。
- ⑤ Web履修登録画面から、定められた期間に必ず登録してください。
登録期間は履修説明会・「ポータルサイト（学内者向け）」等で確認してください。
- ⑥ 履修登録は確実にを行うため、パソコンで行ってください。
- ⑦ 登録した授業科目は、登録完了後、各自がその場で「受講登録確認表」を出力し、正しく登録されているかどうかを必ず確認し、保管してください。受講登録確認表について、不備もしくは質問がある場合は、ただちに、Campus HUB（大宮）に申し出てください。

(6) 深草・大宮学舎間の連続受講について

原則として、深草学舎と大宮学舎間の連続受講は認められません。但し、次の場合に限り、連続受講が認められます。

- ① 2講時と3講時の学舎間連続受講（昼休みを含み移動時間が確保されているため）
- ② 演習科目・修了要件である必修科目・資格取得に関わる必修科目の受講（選択必修科目は除きます）
- ③ ②に拘わらず残りの修了要件単位からみて選択必修が事実上必修となる科目の受講
- ④ その他、文学研究科委員会において必要であると認められた科目の受講

※連続受講となる科目のうち、1つの時間帯の科目（例：3講時・深草、4講時・大宮の場合における、4講時・大宮開講科目）の履修機会が次年度にある場合は、上記の条件であっても大宮・深草学舎間連続受講を許可しません。修了年次生以外は、次年度に履修機会があるので、原則として次年度登録をすること。

6. 授業科目の履修

履修登録をした科目を履修するということは、その科目に定められている単位数に見合った量の学修をするということです。

学修の内容は、授業形態に応じて授業時間内における学修と授業時間外における自主的な学修（予・復習）とを含んでいます。

このうち、授業時間内における学修は、授業に出席し、その中で学修するということです。総授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、その科目の単位認定は受けられないことがあります。

また、授業時間外における自主的な学修（予・復習）は、「シラバス」の中の「授業時間外における予・復習の指示」で示される内容を中心に、参考文献等も利用しながら、あるいは友人とのディスカッション、図書館や合同研究室の利用などを通して、自主的に行う学修のことです。大学での学修はこの自主的な学修の比重が大きく、大学生活の成否はこの自主的な学修にかかっていると言えます。

7. 履修辞退制度

※受講登録確認時に行う修正とは異なりますので注意してください。

(1) 「履修辞退制度」とは

「履修辞退制度」とは、受講者が授業を受けてみたものの、『授業内容が学修したいものと著しく違っていた場合』や『受講者自身が授業

について行ける状況にまったくない場合』など、やむを得ない理由がある場合に自分自身の判断で履修を辞退することができる制度のことです。

この制度は、履修登録の確認時における登録不備によって修正が必要となる場合の「履修登録修正」とは異なり、履修登録がすべて確定した後に、上記のような理由によって受講者自身が定められた期間に履修辞退の申し出をすることができるものです。「履修登録修正」は登録情報を「修正」や「取消」するものであり、以前の履歴は一切記録で残りませんが、「履修辞退」は、「履修登録」および「履修辞退」の履歴が記録として残ります。

受講者のみなさんはこの「履修辞退制度」を安易に利用するのではなく、『履修要項』および「シラバス」を熟読して学修計画をしっかりと立て、慎重な履修登録をするよう十分留意する必要があります。

(2) 履修辞退による成績評価のあり方

本学が設定する履修辞退の申出期間中に辞退を申し出た場合、当該授業科目の成績評価は行いません。したがって、履修辞退した科目は平均点やGPAの計算対象から除外されるとともに、成績証明書への記載対象からも除外されます。なお、各学期に配付される個人別の成績表には履修履歴および履修辞退履歴として「J」の記号が記載されます。

(3) 履修辞退できない科目

原則として、開講科目のすべてを「履修辞退」の対象科目としていますが、大学院科目という性格上、少人数で開講される科目もあるため、学部の履修制度と異なり、「許可制」をとります。

ただし、下記のとおり、カリキュラムの関係において、専攻で学修する上で“必修としている授業科目”や“予め定員を設け募集した科目”、“本学以外の団体等への手続きにおいて調整が困難である科目”など「履修辞退制度」の対象としない（＝履修辞退を認めない）科目を設定していますので、履修登録の際、必ず確認してください。

また、「学部科目履修制度」で履修している学部科目は、制度の性格上、原則として履修辞退はできませんので、注意してください。

◆履修辞退対象外科目の一覧

科目区分	備考
必修科目	
抽選登録科目及び選抜登録科目のうち、一部の科目	教室の規模や教室の設備、授業の企画規模等にあわせて、予め受講者数の制限を設けて募集した科目については、履修辞退を認めません。
学部科目履修制度で履修する科目	制度の性格上、履修辞退は認めません。 (教養教育科目の学部科目履修も含む)
「京都・宗教系大学院連合」の単位互換科目として受講している科目	履修辞退を認めません。
サマーセッション・集中講義科目	本制度となじまない科目であることから、履修辞退は認めません。

(4) 履修辞退の申出期間

履修辞退の申出期間は、各学期において1週間程度設けられます。

学期はじめの履修説明、ポータルサイト等で確認してください。

(5) 履修辞退の申出方法

履修辞退の申出期間に「履修辞退届」（本学所定用紙）を、Campus HUB（大宮）に提出してください。

(6) 留意事項

①通年科目を5月頃の履修辞退期間中に履修辞退の申し出をした場合は、第2学期（後期）の当該科目分にかかる登録単位数は登録制限単位から除外され、カウントされません。また、後期の履修登録がある場合は、履修辞退した科目の同一曜講時に Semester 型の後期開講科目を履修登録することができます。

なお、履修辞退の申し出による単位数計算は以下のとおりです。

履修辞退申出時期	科目区分	単位数の計算
5月頃	前期科目	カウントします

	通年科目	第1学期（前期）分はカウントしますが、第2学期（後期）分はカウントしません
10月頃	後期科目	カウントします
	通年科目	カウントします

②履修辞退申し出により授業料（学部科目履修の場合は履修料）の返還はしません。

なお、単位制学費の対象学生（社会人）が、通年科目を第1学期（前期）期間中の履修辞退申し出期間中に申し出た場合の第2学期（後期）分の授業料は徴収いたしません。

また、科目等履修生が、通年科目を第1学期（前期）期間中の履修辞退申し出期間中に申し出た場合、第2学期（後期）分の履修料は理由の如何にかかわらず返還しません。

8. 授業時間

本学における1回の授業時間は、後に説明する授業科目の開設方法に関係なく、いずれの場合でも90分です。また、それぞれの授業時間を「講時」といいます。年間を通して各講時の時間帯は次のとおりです。

	1講時	2講時	3講時	4講時	5講時	6講時	7講時
開始時刻	9：15	11：00	13：30	15：15	16：55	18：35	20：10
終了時刻	10：45	12：30	15：00	16：45	18：25	20：05	21：40

9. 成績評価

成績評価は、個々の科目について定められている単位数に相当する量の学修成果の有無やその内容を評価するために行われます。成績評価は、一般的に100点満点法で評価され、60点以上の評価を得られた場合に所定の単位が認定されます。

(1) 成績評価の方法

成績評価は、おおよそ次の4種類の方法があり、これらのうちのひとつまたは複数を組み合わせて評価されます。各科目の成績評価方法は、その科目の特性に応じて授業担当者によって定められています。その内容はシラバスに明示されているので参照してください。

- ① 筆答試験による評価
- ② レポート試験による評価
- ③ 実技試験による評価
- ④ 授業への取組状況や小テストなど、上記試験による評価の他に、担当者が設定する方法による評価

(2) 成績評価の基準

- ① 成績評価は、100点を満点とし60点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。
- ② 履修登録した科目の試験を受験しなかった場合、その試験の評価は0点となります。ただし、この場合でも、試験による評価以外に授業担当者が設定する方法により評価される場合があります。
- ③ 段階評価と評点の関係は、次のとおりとします。

段階評価と評点
S (90～100点) A (80～89点) B (70～79点) C (60～69点)

上記の段階評価以外に、実習科目はG（合格）・D（不合格）で評価する場合があります。単位認定された科目の場合はN（認定）となります。

- ④ 学業成績証明書は、すべて段階評価で表示し、不合格科目は表示しません。
- ⑤ 学業成績表は、第1学期（前期）分を9月中旬、第2学期（後期）分を3月下旬にポータルサイトよりダウンロードできます。日程の詳細は、別途ポータルサイト等でお知らせします。

(3) GPA制度

GPAとは、Grade Point Average（成績加重平均値）のことであり、従来の修得単位数による学修到達度判定に加え、どの程度のレベルで

単位を修得したかを一目で表すものとして考えられたものです。

GPAは、各教科の評価点（100点満点）を次表のように換算しなおし、その合計を登録科目の総単位数で割ったものです。

評点	グレイドポイント
100～90点	4
89～80点	3
79～70点	2
69～60点	1
59点以下	0

$$\text{GPA} = \frac{\Sigma (\text{登録科目のグレイドポイント} \times \text{単位数})}{\Sigma (\text{登録科目の単位数})}$$

例えば、

・ 仏教学演習	(4 単位)	90点
・ 仏教学特殊研究	(4 単位)	70点
・ 仏教学文献研究 (パーリ) A	(2 単位)	60点
・ 真宗学特殊研究	(4 単位)	40点

を修得しこれだけの評価科目とした場合、GPAは次のように計算されます。

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times 4) + (2 \times 4) + (1 \times 2) + (0 \times 4)}{(4 \times 3) + (2 \times 1)} = \frac{26}{14} = 1.86$$

※随意科目や履修辞退した科目については、ここでいう登録科目には含みません。

※成績を評価点（100点満点）で評価しない科目は算入しません。

(4) 成績疑義

成績評価について疑義がある場合は、必ず所定の「成績疑義申出用紙」に疑義内容を記入した後、Campus HUB（大宮）窓口に提出してください。**授業担当者に直接申し出てはいけません。**

なお、申出期間および申出方法については、別途ポータルサイト等で確認してください。

(5) 筆答試験の時期

定期試験	個々の科目について定められている授業期間の終了時期（通常の場合は学期末）に実施する筆答試験をいう。
追試験	定期試験欠席者のために、定期試験終了後に改めて実施する筆答試験をいう（追試験の項を参照のこと）。

(6) 受験資格

次の各号に定める条件をすべて備えていないと受験資格を失い、受験することができなくなる恐れがあります（追試験については、追試験の項を参照のこと）。

- ① その科目について、有効な履修登録がなされていること。
- ② 定められた学費を納入していること。
- ③ 授業に出席していること。原則として3分の2以上の出席があること。
- ④ 授業担当者の求める諸条件を満たしていること。

(7) 受験の注意事項

筆答試験に際しては、次のことを守らなければなりません。

ア 指定された試験場で受験すること。

イ 試験開始20分以上の遅刻および30分以内の退室は許されない。

ウ 学生証を携帯すること。

エ 学生証を必ず机上に提示し、写真欄が見えるよう机上通路側に置くこと。

万一、学生証を忘れた場合には、Campus HUB（大宮）窓口で「試験用臨時学生証」の交付を受けておくこと。

オ 答案（解答）用紙が配付されたら直ちに年次、学籍番号、氏名を「ペンまたはボールペン」で記入すること。

カ 参照を許可されたもの以外は、指示された場所におくこと。

[担当教員の指示がない限り、電子機器の使用を認めない。]

[持ち込み条件が「全て可」であっても、携帯電話、スマートフォン、情報端末等の使用は一切認めない。]

キ 試験開始前に携帯電話等の電源を切り、鞆の中に入れること。

ク 答案（白紙答案を含む）を提出しないで退室しないこと。

(8) 答案の無効

次の場合は、その答案は無効となります。

ア 無記名の場合

イ 指定された場所に提出しない場合

ウ 試験終了後、試験監督者の許可なく氏名を書き直した場合

エ 受験態度の不良な場合

(9) 筆答試験における不正行為

ア 受験中に不正行為を行った場合は、その学期に履修登録をした全科目の単位認定を行いません。さらに、不正行為の程度により、学則に定める懲戒を加えることがあります。

イ 次に該当する場合は、これを不正行為と見なします。

①私語や態度不良について注意を与えても改めない場合

②監督者の指示に従わない場合

③身代わり受験を行ったとき、または行かせた場合

④カンニングペーパー等を所持していた場合

⑤携帯電話、スマートフォン、情報端末等をかばん等にしまっていない場合

⑥許可された以外のものを参照した場合

⑦机上等への書き込みをしていた場合

⑧許可なくして物品や教科書、ノート類を貸借した場合

⑨答案用紙の交換および見せ合いをした場合

⑩その他、①～⑨に準じる行為を行った場合

(10) レポート試験における不正行為

レポート試験については、既存文書からの不正な転用等が認められたとき（例えば、インターネット等から複製したような場合）は、当該レポートを無効扱いとし、単位認定を行わない場合があります。

(11) 追試験

ア 追試験の受験資格

追試験は次の各号のいずれかの理由により定期試験を欠席し、文学研究科が認めると受験することができます。

①病気、怪我又は試験時における体調不良等

②親族（原則として3親等まで）の葬儀への参列

③公認サークルの公式戦への選手としての参加

④交通機関の遅延等

⑤交通事故、災害等

⑥就職活動（説明会、筆記試験、面接等）

⑦資格試験（公務員試験、公的資格試験等）の受験

⑧単位互換科目（京都・宗教系大学院連合）の試験受験

⑨インターンシップ実習（協定型インターンシップ、大学コンソーシアム京都インターンシップ・プログラム）又は博物館実習への参加

⑩裁判員（候補者）への選任

⑪その他文学研究科が特に必要と認める理由

追試験受験希望者は、追試験受験願および欠席理由証明書（医師診断書、交通遅延証明書または事故理由書、就職試験等による場合は会社あるいは団体が発行する証明書等）をその科目の試験日を含めて4日以内（土・日・祝日は含めない。ただし、土曜日が試験日の場合は試験当日を含む4日以内）に文学部教務課窓口へ提出しなければなりません。

交通遅延証明書のうち、Web発行によるものは本人が乗車したことを証明するものではありませんので、欠席理由の証明書として、本学では取り扱いできません。

交通遅延証明書は従来通り、「本人が乗降した際に各駅にて受け取ることができるもの」のみを証明書として取扱います。

なお、医師の診断の結果、インフルエンザなどの流感により外出が制限され、定期試験を受験できなかった場合は、追試験申込期限内にCampus HUB（大宮）まで連絡してください（電話による連絡可）。

イ 追試験の受験料は、1科目1,000円です。

ウ 実技・実習科目、レポート試験による科目、特別に指定された科目については、原則として追試験は行いません。

詳細については、定期試験前にポータルサイトにて確認してください。

10. 筆答試験時間

筆答試験時間割は、原則として試験の14日前にポータルサイトまたは掲示により発表します。試験時間は、次のとおりです。

講時	開始時刻	終了時刻
1講時	9：15	10：15
2-A講時	10：45	11：45
2-B講時	12：15	13：15
3-A講時	13：45	14：45
3-B講時	15：15	16：15
4講時	16：45	17：45
5講時	18：15	19：15
6講時	19：30	20：30
7講時	20：45	21：45

学位（修士・博士）の取得について

【2】学位（修士・博士）の取得について

1. 本研究科で授与される学位

	専攻	学位
修士課程	真宗学専攻	修士（文学）
	仏教学専攻	修士（文学）
	哲学専攻	修士（文学）
	教育学専攻	修士（教育学）
	日本史学専攻	修士（文学）
	東洋史学専攻	修士（文学）
	日本語日本文学専攻	修士（文学）
	英語英米文学専攻	修士（文学）

	専攻	学位
博士後期課程	真宗学専攻	博士（文学）
	仏教学専攻	博士（文学）
	哲学専攻	博士（文学）
	教育学専攻	博士（教育学）
	日本史学専攻	博士（文学）
	東洋史学専攻	博士（文学）
	日本語日本文学専攻	博士（文学）
	英語英米文学専攻	博士（文学）

2. 学位授与の方針および学位論文審査基準について

(1) 学位授与の方針

①真宗学専攻

課程	項目	内容
修士課程	備えるべき能力	浄土真宗の教義、親鸞の教義を、浄土教理史・真宗教義学・真宗教学史の3分野にわたって広く探究し、真宗教学の真理性を歴史的・思想的・教義学的視点から解明することができる。
	将来発揮することが期待される能力	浄土真宗の教義、親鸞の教義を、浄土教理史・真宗教義学・真宗教学史の3分野を研究することにより、広い視野に立って、真宗教学の真理性を究め、現代社会の諸問題に対応することができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none">修士課程に2年以上在学すること。正規の授業を受け所定の科目について32単位以上を修得すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。
博士後期課程	備えるべき能力	3分野を基軸として、諸文献を書誌学的・思想的に深く研究し、専門的な知識と高い研究能力を身につけることにより、真宗教学の真理性を学問的に解明することができる。
	将来発揮することが期待される能力	3分野を基軸として、諸文献を書誌学的・思想的に深く研究し、専門的な知識と高い研究能力を身につけることにより、他の学問領域との関連交流をふまえ、真宗教学の真理性を究め、現代社会の諸問題に対応することができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 博士後期課程に3年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

②仏教学専攻

課程	項目	内容
修士課程	備えるべき能力	インド・中国・日本などの諸地域におよぶ仏教学の教学的諸問題を解明することによって、専門的知識と論理的洞察力を修得することができる。
	将来発揮することが期待される能力	仏教学の研究を通して得られた専門的知識と論理的洞察力をより深めることによって、異思想や異文化あるいは現代社会の諸問題にも対応できる能力を身につけることができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 修士課程に2年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について32単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。
博士後期課程	備えるべき能力	仏教学に関する、より高度な専門的知識と研究能力を修得することができる。
	将来発揮することが期待される能力	仏教学の研究を通して得られた専門的知識と研究能力をより深めることによって、広い視野に立った分析研究能力を身につけることができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 博士後期課程に3年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

③哲学専攻

課程	項目	内容
修士課程	備えるべき能力	哲学の文献読解能力に裏づけられた哲学史的教養をそなえ、現代の諸科学や社会の動向に関する知識に基づいて、現代の哲学的諸問題に関する自らの見識を表明することができる。
	将来発揮することが期待される能力	哲学の文献読解能力に裏づけられた哲学史的教養をさらに深めるとともに、現代の社会や諸科学の動向にさらに精通し、現代のさまざまな問題に対して自らの見識を表明し、論述することができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 修士課程に2年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について32単位以上を修得すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。
博士後期課程	備えるべき能力	専門の文献読解能力に裏づけられた深い哲学的教養をそなえ、学界の動向をも把握するとともに、現代の諸科学や社会の問題に関する深い関心があることがうかがえるような専門的論文を執筆することができる。
	将来発揮することが期待される能力	専門の文献読解能力に裏づけられた哲学的教養をさらに深めるとともに、現代の諸科学や社会の諸問題に対してさらに深い関心をもち、自らの確固とした見識を表明し、論文として発表することができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 博士後期課程に3年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

④教育学専攻

課程	項目	内容
修士課程	備えるべき能力	教育学と教育心理学の領域で、教育の本質・方法や社会・文化との関係、発達や学習などについて、専門的な学識・見識・洞察力を有し、実践的課題に応えることができる。
	将来発揮することが期待される能力	教育学と教育心理学の領域で、課題へのこれまでの見解・取り組みを専門的な学識・見識・洞察力で批判的に検討し、より妥当なデータの収集力と分析力で、課題により、適切に応えることができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 修士課程に2年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について32単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。
博士後期課程	備えるべき能力	修士課程と同じく2領域において、先行研究の批判的な検討を通して自己の研究主題を確定し、問題の所在や性質を追究・解明するとともに現実の課題にも応えられる新たな知見を見いだせる高度な研究能力を獲得できる。
	将来発揮することが期待される能力	教育学と教育心理学の領域で、問題の所在や性質を独自の手法で追及・解明して、新たな知見・理論をもって他の研究者とも交流し、課題の解決に貢献できる高度な研究能力を養うことができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 博士後期課程に3年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

⑤日本史学専攻

課程	項目	内容
修士課程	備えるべき能力	文献史学・考古学・文化財科学・美術史の日本史における諸分野に関する教育・研究を通して、専門知識・技能を修得し、併せて批判的精神を備えた、より確かな歴史認識をもって、社会に貢献することができる。
	将来発揮することが期待される能力	専門領域における学説・研究的確な整理と史資料分析、それを踏まえた考察の文章化をすることで、確固たる歴史認識を獲得し、歴史的主体としての自覚的営為により現代
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 修士課程に2年以上在学すること。

		<ul style="list-style-type: none"> • 正規の授業を受け所定の科目について32単位以上を修得すること。 • 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。
博士後期課程	備えるべき能力	明確な問題意識と学説の批判的継承に基づき、史資料の的確な分析と精緻な論理による研究を行って、高度な専門知識・技能を修得し、確固たる歴史認識の獲得・提供と洞察力とをもって、社会に貢献することができる。
	将来発揮することが期待される能力	独自の研究的立場の構築はいうまでもなく、世界史認識と日本史全般の専門的知識とを有し、歴史的主体として現代社会の諸問題に対応できるようになることはもちろんのこと、専門職として社会に貢献できるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> • 博士後期課程に3年以上在学すること。 • 正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。 • 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

⑥東洋史学専攻

課程	項目	内容
修士課程	備えるべき能力	中国をはじめアジア諸地域の歴史に関する専門的な知識と技能を修得し、広い視野に立ってアジア全体を深く洞察することができる。
	将来発揮することが期待される能力	研究対象とする地域の資料・史料に基づいて文献解析を進め、歴史や文化に関する専門知識と技能を高め、確固たる歴史認識を獲得することができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> • 修士課程に2年以上在学すること。 • 正規の授業を受け所定の科目について32単位以上を修得すること。 • 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。
博士後期課程	備えるべき能力	アジア諸地域の歴史・文化に関する高度で専門的な知識と語学力の修得を通じて、広い視野に立ってアジア全体を深く洞察し研究することができる。
	将来発揮することが期待される能力	研究対象とする地域の資料・史料に基づいて文献解析を進め、歴史や文化に関する専門知識と語学力を高め、より確固たる歴史認識を獲得し、研究者として学術成果を公表することができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> • 博士後期課程に3年以上在学すること。 • 正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。 • 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

⑦日本語日本文学専攻

課程	項目	内容
修士課程	備えるべき能力	日本の言語と言語文化についての深い学識と高度の研究能力を身につけるとともに、その言語や言語文化を継承し発展させ、新しい言語文化を創造し伝播する能力を高めることができる。
	将来発揮することが期待される能力	日本の言語と言語文化についての深い学識をふまえ、その伝統を発展的に継承するとともに、新たな日本の言語文化の創造に貢献し、その成果を国際化の進行した現代社会に積極的に発信していくことができるようになる。

	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 修士課程に2年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について32単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。
博士後期課程	備えるべき能力	日本の言語と言語文化に関する深遠な学識と独自の見識をもって、その言語や言語文化の継承・発展に寄与し、日本語・日本文学に関する個別の専攻領域で培った最先端の研究能力に基づいて、普遍性ある新たな知見を生み出し、現代社会に貢献していくことができる。
	将来発揮することが期待される能力	日本の言語と言語文化に関する深遠な学識と独自の見識に基づき、その伝統を新たに意義づけ継承するとともに、新たな日本の言語文化の創造に貢献して独創的な成果をあげ、それを国際化の進行した現代社会に発信していくことができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 博士後期課程に3年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

⑧英語英米文学専攻

課程	項目	内容
修士課程	備えるべき能力	英米文学、英語学および英米文化についての深い学識と高度の研究能力を身につけるとともに、国際化する現代社会で活躍できる能力を養うことができる。
	将来発揮することが期待される能力	英米文学や英語学、英米文化の修得で、英語運用能力を伸ばし、英米の風土に培われた文化を日本の文化と比較し、国際化する現代社会に日本から発信することができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 修士課程に2年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について32単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。
博士後期課程	備えるべき能力	英米文学や英語学、英米文化の修得で、幅広く深い視野から研究対象を捉え、国際化する現代社会の発展に寄与貢献することができる。
	将来発揮することが期待される能力	深く幅広く吸収した英米文化の基盤として英米文学や英語学、英米文化の分野をより掘り下げ、それぞれの分野で教育者や研究者として文化発展に貢献することができるようになる。
	学位授与の諸条件	<ul style="list-style-type: none"> 博士後期課程に3年以上在学すること。 正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。 「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程」に基づき、審査及び最終試験に合格すること。

(2) 学位論文審査基準

「学位論文審査基準」とは、修士論文・博士論文に求められる条件を示したものです。論文作成にあたり、この基準に留意しながら作成するよう心がけてください。

修士論文

	文学研究科
1) 論文テーマの妥当性 (学問的意義・適切性)	論文テーマに関する問題意識が明確で妥当性があり、学問的意義が適切に認識されていること。
2) 問題の適切性	論文テーマに対して探求すべき問題が適切に設定されていること。
3) 論理の一貫性	論文執筆に際して一貫した論理が展開されていること。
4) 研究方法	論文テーマや問題設定に対応した研究方法が適切に選択されていること。加えて資料(史料)やデータの取扱いが妥当で、分析結果の内容や解釈も適切であること。
5) 体裁	文献引用等が適切に処理され、学術論文としての体裁が基本的に整っていること。
6) 先行研究との関連性 (参考文献の適切性)	論文テーマに関する先行研究や文献資料に十分に留意し、自己の観点に基づいて分析を加え、論旨の展開が図られていること。
7) 独創性(新規性)	論文テーマの問題設定、研究方法、文献資料、論旨、結論等に独創性が認められること。
8) 専門性	当該研究分野に関する専門基礎知識を修得し、これらを活用したものであること。
9) 広汎性	当該研究分野に関する諸領域に関して幅広い基礎知識を有し、現代社会の要請にも配慮したものであること。
10) 資質	広い視野を備える精深な学識とその専攻分野における研究能力または専門性を要する職業等に必要能力を有することを立証するに足るものであること。
11) その他	広い視野に立って得られた当該専攻分野の学術的成果であること。
○評価方法	100点を満点として60点以上を合格とし、それ以外を不合格とする。 (龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程 第4条第2項)

■「特定の課題」審査基準

	文学研究科
1) テーマの妥当性 (学問的意義・適切性)	テーマに関する問題意識が明確で妥当性があり、学問的意義が適切に認識されていること。
2) 問題の適切性	テーマに対して探求すべき問題が適切に設定されていること。
3) 論理の一貫性	問題意識が一貫し、正当かつ適切な手続きをふまえたものであること。
4) 研究方法	テーマや問題設定にふさわしい研究方法が選択されていること。また、文献資料やデータの取扱いが妥当であること。
5) 体裁	データ・資料等の提示方法などの形式や体裁が整っていること。
6) 先行研究との関連性 (参考文献の適切性)	テーマに関する先行研究や文献資料に十分に留意し、自己の観点に基づいて分析を加えていること。
7) 独創性(新規性)	テーマの問題設定、研究・調査方法等に独創性が認められること。
8) 専門性	当該研究分野に関する専門基礎知識を修得し、これらを活用したものであること。
9) 広汎性	当該研究分野に関する諸領域に関して幅広い基礎知識を有し、現代社会の要請にも配慮したものであること。
10) 資質	広い視野を備える精深な学識と、その専攻分野における研究能力または専門性を要する職業等に必要能力を有することを立証できるものであること。
11) その他	広い視野に立って得られた当該専攻分野の学術的成果であること。

○評価方法	100点を満点として60点以上を合格とし、それ以外を不合格とする。 (龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程 第4条第2項)
-------	---

博士論文

	文学研究科
1) 論文テーマの妥当性 (学問的意義・適切性)	論文テーマに関する問題意識が明確で妥当性があり、高度な学問的意義が適切に認識されていること。
2) 問題の適切性	当該研究分野に関する研究動向を踏まえ、論文テーマに対して探求すべき問題が適切に設定されていること。
3) 論理の一貫性	論文執筆に際して終始一貫した論理が展開されていること。
4) 研究方法	学術論文の問題設定に対応した高度な研究方法が適切に選択されていること。加えて資料(史料)やデータの取扱いが妥当で、分析内容や解釈も学術論文として適切であること。
5) 体裁	形式的要件が整っており、文献引用等が適切に処理され、学術論文としての体裁が十分に整っていること。
6) 先行研究との関連性 (参考文献の適切性)	論文テーマに関する先行研究や文献資料に十分に留意し、自己の観点に基づいて分析を加え、独自の論旨の展開が図ること。
7) 独創性(新規性)	論文テーマの問題設定、研究方法、文献資料、論旨、結論等に学術論文としての高度な独創性が認められること。
8) 専門性	当該研究分野に関する高度な専門知識を有し、これらを活用したものであること。
9) 広汎性	当該研究分野に関連する諸領域に関して幅広い基礎知識を有し、現代社会の要請にも配慮したものであること。
10) 資質	広い視野を備える精深な学識とその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要能力を有することを立証するに足るものであること。
11) その他	長期間の研究活動によって獲得された当該専攻分野における新たな学術研究の成果であること。
○評価方法	研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものであること。研究科委員会は論文審査会を開催し、審査員より当該論文の審査報告を受け、論文の可否について議決する。(龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程 第11条、第12条)

3. 研究倫理教育について

文部科学省より「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日改正)」が示され、研究者に加え大学院生に対しても、専攻分野の特性に応じた研究者倫理に関する知識及び技術を身に付けられるよう、適切な機会を設けていくことが義務付けられました。

本学では研究者倫理の重要性に鑑み、研究科の特性に応じた効果的な研究倫理教育として、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が提供するeラーニング講座を実施しますので、**必ず指定された受講期間内に受講してください。**

(1) 対象

修士課程・博士後期課程在学学生全員

※研究生、特別専攻生を含む。

※過年度、既に受講している場合は新たに受講する必要はありません。

(2) 受講期間 9月～10月(予定)

(3) 受講手順

① 受講ID、パスワード、受講者用手順書(受講マニュアル)が同封された封筒を受け取ってください。

【修士課程・博士後期課程在学学生】

指導教授から配付します。

② 指導教授から研究倫理教育に関する説明を受けてください。

- ③ 受講者用手順書（受講マニュアル）に沿い、各自で必修科目を受講し、全ての科目を受講完了してください。
- ④ 修了証を印刷し、各自で保管してください。

※ 受講に関する詳細は、9月（予定）にポータルサイトでお知らせします。

4. 修士課程 学位取得に向けたガイドライン

(1) 修了要件

要件	内容
①在学期間	<p>修士課程に2年以上在学すること。</p> <p>※ 修業年限は最大5年間とする。なお、長期履修制度を利用する場合は、最大6年間とする。</p> <p>※ 休学は連続して2年、通算して2年を超えることはできない。</p>
②単位要件	<p>各専攻で定められた履修方法に従い、所定の科目を32単位以上修得すること。</p> <p>※ <u>学則に定める「課程修了に必要な外国語等の認定」については、各専攻で開講される「文献研究」の単位を修得するものとする。</u></p>
③修士論文提出 および「特定の課題」に関する研究報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> • 必要な研究指導を受け、別に定める様式を備えた修士論文を所定の期日までに提出し、最終試験（口述試験）に合格すること。 • 社会人入学試験を受験して入学した社会人学生は、「特定の課題」についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができます。
④その他	<p>文学研究科委員会が特に必要と認める場合、下記の要件も修了要件に含む。</p> <p>○定められた学部科目を指定科目※として課す場合。</p> <p>○語学関係科目を指定科目※として課す場合。</p>

※指定科目について

- 専門分野を学修するにあたり、基礎的素養を養うことを目的として、履修を指定された学部科目および大学院科目（語学関係科目）のこと。修了するまでに修得すればよいが、できるだけ1年次生のうちに、修得することが望ましい。
- 学部科目の履修指定については、特に、他大学・他学部・他学科・他専攻出身の学生に対して履修を課すことがあります。
- 大学院科目の履修指定については、入学時の試験成績等を勘案し、文学研究科委員会において、語学関係科目の履修が必要と認める場合に指定します。
- 受講対象者については、4月の履修指導期間にポータルサイト（対象者のみ掲出）にて発表します。指定科目も含めて、計画的に履修登録を行うこと。

(2) 研究指導

修士論文を作成・提出するにあたって、「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要領」の定めに基づき、指導教授による研究指導を受ける必要があります。

研究指導を受けるにあたっては、入学後、速やかに自己の研究題目を選定し、その題目に応じて指導教授を2名ないし3名（指導主任：「指導教授（主）」1名、「指導教授（副）」1名ないし2名）を選ばなければなりません。指導教授を選定した後、「研究指導計画書」に研究計画を記入後、指導教授（主）と充分に相談の上、指導教授に研究指導計画の記入を受ける必要があります。また、指導教授（主・副）の署名・捺印を受けた「研究指導計画書」は、所定の期日までにCampus HUB（大宮）へ提出し、文学研究科委員会の承認を得なければなりません。なお、「研究指導計画書」は、2年次でも同様に指導教授と相談の上、所定の期日までに提出し、文学研究科委員会の承認を得なければなりません。指導教授の選定にあたっては、下記の要件を充足していることが必要です。

※ 「修士論文題目届」と「研究指導計画書」の指導教授は必ず同一でなければなりません。

	選定要件
1. 指導教授（主）	原則として、 <u>当該専攻の専攻科目の演習・特殊研究担当の専任教員</u> でなければならない。

II. 指導教授（副）	原則として、 文学研究科または文学部の講義担当の専任教員のうちから指導教授（主）の同意を得て、選ばねばならない。 指導教授（主）が、特に必要と認め、かつ研究科委員会が承認した場合、他学部の専任教員を指導教授（副）として選ぶことができる。
-------------	--

なお、指導教授の退職や研究題目を変更するなど事由がある場合に限り、指導教授の変更が認められます。変更の場合には、指導教授の同意を経たうえで、必要事項（新たな指導教員の署名・捺印、研究題目）を記入した「研究指導計画書」を提出し、文学研究科委員会の承認を経る必要があります。

研究題目の選定にあたっては、安易に変更しないよう、十分に考慮のうえ、選定してください。

研究指導の届け出に関するスケジュール

研究指導計画書 提出期間	（修士課程1年次生）6月下旬 （修士課程2年次生以上）5月下旬 提出場所：Campus HUB（大宮）
-----------------	---

※ 「研究指導計画書」は、履修関連書類配付時に配付します。

(3) 修士論文

1) 提出資格

以下の要件を充足するものが修士論文提出の有資格者となります

- ① 修士課程2年次生以上のものであること。
- ② 当該年度において、課程修了に必要な専攻所定の授業科目について、32単位以上を修得する見込みのある者。
※学則に定める「課程修了に必要な外国語等の認定」については、各専攻で開講される「文献研究」の単位を修得あるいは修得見込みであることを条件とする。
※文学研究科委員会が必要と認め、定められた学部科目および大学院語学関係科目を指定科目として課す場合は、その単位修得についても提出資格要件として含むものとする。

※ **年度途中で修了見込み者でなくなれば、提出資格も失うこととなります。修士論文提出後の場合でも、当該年度の修了見込み者でなくなれば、提出されている修士論文は無効となります。**

2) 「修士論文題目届」および「修士論文作成研究計画書」の提出

1) の提出資格要件を充足する者は、定められた期間に「修士論文題目届」および「修士論文作成計画書」を提出する必要があります。この届の提出がなければ、修士論文を提出することができませんので、必ず提出してください。「修士論文題目届」および「修士論文作成研究計画書」は、**学年始めの履修関連書類配付時に配付**します。

① 「修士論文題目届」の提出について

下記の定められた期間に、指導教授（主）の承諾を得た「修士論文題目届」を提出し、文学研究科委員会の承認を得る必要があります。**修士論文題目と「研究指導計画書」の研究題目は必ずしも同一である必要はありません。**

なお、論文題目は、指導教授（主）が必要と認めるときは、その変更が認められます。論文題目を変更する場合、所定の用紙に新たな論文題目を記入し、指導教授（主）の承認を得て、所定の期日までに変更届を提出し、研究科委員会の承認を得なければなりません（変更は、Ⅰ期とⅡ期と提出期間を2回設けています。）。

ただし、研究計画を全面的に変更するような論文題目のはなはだしい変更は認められませんので、十分に考慮のうえ、修士論文題目を決定するようにしてください。

※ **「修士論文題目届」と「研究指導計画書」の指導教授は、必ず同一でなくてはなりません。**

② 「修士論文作成研究計画書」の提出について

論文の作成に当たっては、指導教授の指導を受けて、その同意のもとに、研究内容・方法・参考文献等の大綱を示した「修士論文作成研究計画書」を「修士論文題目届」とともに提出し、研究科委員会の承認を得なければなりません。

「修士論文作成研究計画書」について、原則枚数・内容・様式は指導教授の指示によるものとしませんが、修士論文作成のための研究計画を示すものであることから、可能な限り文章に要約したうえで、提出するようにしてください。なお、指導教授は、「修士論文作成研究計画書」、「研究指導計画書」等により論文作成の指導ないし助言を行います。

修士論文題目届出等に関するスケジュール

修士論文題目及び 修士論文作成研究計画書 提出	5月下旬 提出場所：Campus HUB（大宮）
修士論文題目変更届 提出	第Ⅰ期 9月中旬～9月下旬 第Ⅱ期 11月中旬～11月下旬 提出場所：Campus HUB（大宮）

3) 「修士論文」および「修士論文要旨」の提出

1) の提出要件を充足し、かつ2) の「修士論文題目届」等を提出した者は、「修士論文」および「修士論文要旨」を提出することができます。したがって、**年度途中で修了見込み者でなくなった場合は、提出資格を喪失することとなります。**また、**修士論文提出後においても、修得単位数未充足等により当該年度での修了ができなくなった場合には、提出した修士論文は無効**となります。

①修士論文提出期間

修士論文および修士論文要旨提出研究報告書および研究報告書要旨 (特定の課題：社会人学生) 提出	1月中旬【提出期間厳守】 提出場所：Campus HUB（大宮）
--	-------------------------------------

②修士論文提出について

ア 修士論文ラベルおよび提出用封筒を12月の所定の期間に受けとること。

イ **修士論文は3部提出すること【指導教授（主・副）あわせて3名以上の場合は、4部提出】。**

ウ **修士論文と修士論文要旨を併せて提出すること。**

エ 3部のうち、1部が手書きの場合は、必ず自筆の原稿であること。(シャープペンシルおよび鉛筆書きは不可。)、その他はコピーでも可。ワープロ原稿の場合は、その限りではないが、できるだけ保存用製本分に提出するものについては、可能な限り整ったものを提出することが望ましい。

オ 提出は、1部は大学での保存用製本とするため、クリップ留めのうえ、所定の封筒に封入して提出すること。その他は、市販のペーパーファイルに綴じて提出すること。

カ ペーパーファイルの背表紙には、漢数字で整理番号を記入すること。整理番号は12月中旬にポータルサイトで周知するので確認すること。

キ 論文提出に際しては、口述試問にそなえて各自その控えを1部保管しておくこと。

ク **提出後の差し替え・返却は、理由のいかんに関わらず一切認められないので、十分に注意すること。**

ケ その他、修士論文提出に関する詳細の案内については、ポータルサイトで周知するので、注意すること。

③修士論文要旨提出について

ア **修士論文は3部提出すること。【指導教授（主・副）あわせて3名以上の場合は、4部提出】**

イ **修士論文要旨は、修士論文と一括して提出すること。ただし、ファイルには綴じずに、3部【指導教授（主・副）あわせて3名以上の場合は、4部】ともホッチキス止めにし、大学保存製本用修士論文提出用封筒に封入し提出すること。**

ウ 要旨は、2,000字から4,000字程度を目安とし、冒頭に「20××年度龍谷大学大学院文学研究科修士論文要旨」と記し、「論文題目」「専攻」「学籍番号」「氏名」を記載すること。要旨本文の前に目次を記載すること（目次は、字数に含まない）。英文による要旨作成についても原則として、上記の規則に従って作成すること。

	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 注記は、縦書は文末脚注（本文全体の末尾に一括して記す）、横書は各頁末尾にその頁の注を記すこと。 手書きの場合は、担当教員に相談すること。 ポイントは12ポイントで、原則として明朝体。
哲学専攻	<p>①用紙サイズ：A4<片面印刷></p> <p>②設定</p> <p>②-1：横書：1行30字 40行</p> <p>②-2：余白：上下30ミリ、左右45ミリ</p> <p>②-3：フォントの大きさ：10.5</p> <p>②-4：頁番号等：下中央</p> <p>③その他</p> <p>注釈等は論文の最後にまとめてください。</p>
教育学専攻	<p>①用紙サイズ：A4<片面印刷></p> <p>②設定</p> <p>②-1：横書：1行32字 25行</p> <p>②-2：余白：左30ミリ以上、右25ミリ以上、上・下25ミリ以上。</p> <p>②-3：フォントの大きさ：10.5～12</p> <p>②-4：頁番号等：中央下</p> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として以上の通りとするが、指導教授とよく相談すること。 注・参考文献等は、論文の末尾にまとめること。
日本史学専攻	<p>①用紙サイズ：A3<1枚2頁（袋綴じ）>を原則とし、A4サイズ両面印刷も可</p> <p>②設定</p> <p>②-1：縦書：1行50字 20行（1000字／頁）横書：1行32字 25行（800字／頁）</p> <p>②-2：余白：天地各35ミリ、左右各30ミリ</p> <p>②-3：フォントの大きさ：12ポイント明朝体</p> <p>②-4：頁番号等：中央下、算用数字</p> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦置、右綴じ（縦書）、左綴じ（横書） 制限字数を、本文40,000字（縦書き40頁、横書き50頁）とする。超過する場合は、扉に指導教授の承認印を受けること。 註・参考文献、表、図については、巻末に一括収載すること。フォントは、10.5ポイント明朝体とする。
東洋史学専攻	<p>①用紙サイズ：A4<片面印刷></p> <p>②設定</p> <p>②-1：縦書：1行40字 10行、横書：1行32字 25行（1,250行以内、空行を含む。）</p> <p>②-2：余白：縦書（25mm～40mm程度） 横書（上下右左各30mm程度、但し、綴じる側（左）には綴じ代分として余分に10mmを取ること。）</p> <p>②-3：フォントの大きさ：縦書10.5～12ポイント 横書12ポイント</p> <p>②-4：頁番号等：下中央</p> <p>③その他（横書）</p> <ul style="list-style-type: none"> 注は脚注形式とする（各頁下部にその頁の注を記す）。 注以外の資料は論文の最後にまとめること。 本文で使用した文字数は、論文の内表紙に「32字×○○行」と明記すること。 日本語以外の言語による論文は、指導教授と相談すること。
日本語日本文学専攻	<p>①用紙サイズ：A4<片面印刷>あるいは、A3<1枚2頁（袋綴じ）></p> <p>②設定</p> <p>②-1：縦書：1行50字 20行</p>

	<p>②-2：余白：天地各35ミリ、左右各30ミリ</p> <p>②-3：フォントの大きさ：12P</p> <p>②-4：頁番号等：中央下</p>
	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 用紙サイズはいずれでも可 制限字数：40,000字（40頁） 注・参考文献：巻末に一括掲載 横書き、あるいは制限字数超過については、事前に指導教員に相談すること。
英語英米文学専攻 (英語の場合)	<p>①用紙サイズ：A4<片面印刷></p> <p>②設定</p> <p>②-1：横書：1行80 strokes 25行</p> <p>②-2：余白：上下左右35mm</p> <p>②-3：フォントの大きさ：12ポイント</p> <p>②-4：頁番号等：下中央</p> <p>③：その他</p> <ul style="list-style-type: none"> フォントはCentury またはTimes New Romanを使用すること。 40頁以内。 注釈等は論文の最後にまとめること。その他については自由設定とする。
英語英米文学専攻 (日本語の場合)	<p>①用紙サイズ：A4<片面印刷></p> <p>②設定</p> <p>②-1：横書：1行40字 25行</p> <p>②-2：余白：上下左右35mm</p> <p>②-3：フォントの大きさ：12ポイント</p> <p>②-4：頁番号等：下中央</p> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> フォントはMS P明朝体を使用すること。 400字詰め原稿用紙換算で100頁以内（40,000字以内）。 1,000words程度の英文abstractを添付すること。 注釈等は論文の最後にまとめること。その他については自由設定とする。 なお本学所定の論文用紙を用いてワープロで打つことも可能です。

4) 「特定の課題」について

社会人入学試験を受験して入学した社会人学生は、「特定の課題」についての研究成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができます。「特定の課題」についての研究成果の審査を受けようとする者は、Campus HUB（大宮）に相談してください。

- ① 「特定の課題」をもって、修士論文の審査にかえることができるのは、修士課程社会人入学試験を受験し、入学した学生に限ります。
- ② 「特定の課題」については、社会人としての籍を置く職業の現場から、研究の題材が収集され、それが成果に活かされていなければなりません。
- ③ 「特定の課題」の指導及び手続きに関する事項は、修士論文作成に関する指導及び手続きに準じるものとします。
- ④ 修士論文を「特定の課題」に代えて提出する場合には、「修士論文題目届」及び「修士論文作成研究計画書」に代わり提出が課されるのは、「特定の課題の題目届」及び「課題研究計画書」となります。提出期間は、「修士論文題目届」及び「修士論文作成研究計画書」の提出期間と同一とします。
- ⑤ 研究成果となる「資料データ」「史料」「文献」「作品」等々は、特に限定しません。

5) 修士論文および「特定の課題」の審査・成績評価

- ① 修士論文の審査について修士論文の審査は、当該専攻の専門科目および関連科目の授業担当者から2名以上の審査員（主査1名、副査1名以上）を選定し、実施されます。審査は、審査教員による口述試問にて行います。
- ② 修士論文の評価について修士論文の評価は、点数によって示し、100点を満点として60点以上を合格とします。
- ③ 「特定の課題」の審査について「特定の課題」の審査は、指導教授を含む専任教員3名以上の出席する研究発表会において、研究成果を報告書にもとづき発表し、審査委員による審査を受けなければなりません。審査委員は、当該専攻の専門科目および関連科目の授業担当者から2名以上の審査員（主査1名、副査1名以上）を選定し、実施されます。

④ 「特定の課題」の評価について「特定の課題」の評価は、点数によって示し、100点を満点として60点以上を合格とします。

6) 修士論文および「特定の課題」の審査終了後の取り扱い

審査に合格した修士論文および「特定の課題」については、大宮図書館において保管され、閲覧することができます。

修士論文および「特定の課題」の閲覧を希望する場合は、Campus HUB（大宮）に申し出て、Campus HUB（大宮）で閲覧許可願を受けとり、大宮図書館に持参し、図書館閲覧係に申し出てください。閲覧については、館内での閲覧のみとし、閲覧時間は図書館の指示にしたがってください。

※ 閲覧許可には、執筆者の了解を得る必要がありますので、事前にCampus HUB（大宮）までご相談ください。

(4) 修士論文作成・提出、学位授与に関するスケジュール

年次	内容	研究指導概要
1年次		
4月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 履修説明会 「研究指導計画書」配付 	<ul style="list-style-type: none"> 修士課程修了までの履修・各種手続き等にかかる概要説明及び指導 3ポリシー（学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受け入れ方針）の説明
4月上旬～6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導計画相談期間 	<ul style="list-style-type: none"> 研究題目、指導教授の確定 研究計画、研究指導計画の確定
6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究指導計画書」提出 	
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 履修説明会 「修士論文題目届」・「修士論文作成研究計画書（表紙）」配付 「研究指導計画書」配付 	<p>【随時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況に応じた研究指導 研究計画、研究指導計画の見直しにかかる指導
2年次		
4月上旬～5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導計画相談期間 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画、研究指導計画の確定 修士論文題目、修士論文作成研究計画確定にかかる指導 研究題目、指導教授の変更にかかる指導（対象者のみ）
5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「修士論文題目届」「修士論文作成研究計画書」提出 「研究指導計画書」提出 	
5月～	<ul style="list-style-type: none"> ●各専攻（学科・専攻附置の学会等）での中間発表 	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文中間発表での課題点に関する指導
9月中旬～9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「修士論文題目変更届」配付 〈変更が必要な場合のみ〉 「修士論文題目変更届」（第Ⅰ期）提出〈変更が必要な場合のみ〉 	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文題目の見直しにかかる指導（対象者のみ）
	<ul style="list-style-type: none"> ●各専攻（学科・専攻附置の学会等）での中間発表 	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文中間発表での課題点に関する指導
11月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 「修士論文題目変更届」配付 〈変更が必要な場合のみ〉 「修士論文題目変更届」（第Ⅱ期） 提出〈変更が必要な場合のみ〉 	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文題目の見直しにかかる指導（対象者のみ）
1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 「修士論文」「修士論文要旨」提出 	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文の審査
2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文口述試問 	<ul style="list-style-type: none"> 口述試問の実施 学位授与にかかる審査
3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 学位記授与式 	<ul style="list-style-type: none"> 修了要件充足による学位授与

(5) 研究指導の方法及び内容

以下の「研究指導計画書」に基づき、研究指導を行います。「(2) 研究指導」を熟読の上、必要事項を記入し、指導教授の指導を受けて Campus HUB（大宮）に提出してください。

年度 文学研究科 研究指導計画書		
<p>※ 本計画書の作成にあたっては、事前に院生と指導教授が十分に相談の上、院生が太枠部分を記入してください。院生記入後は指導教授（主）が研究計画等を確認した後、研究指導計画を記入し、指導教授（副）が所見を記入してください。</p> <p>指導教授（主・副）が署名・捺印した後、院生は別途定められた期限までに計画書（原本）を Campus HUB（大宮）に提出するとともに、コピーを指導教授（主）に1部提出、1部を保管してください。</p>		
【記入日： 年 月 日】		
氏名	印	学籍番号
課程	<input type="checkbox"/> 修士課程 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 （いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> してください。）	
専攻	専攻	
研究題目		
<p>研究計画：院生が記入</p> <p>※研究目的、研究目的を達成するための研究計画・方法、学会発表、論文作成、中間・報告等を記入してください。学会発表、中間発表については、執筆のみ記入してください。2年生以上は、前年度までの研究内容・成果の概要も記入してください。</p>		
裏面あり		

(研究計画の続き)			
<p>研究指導計画：指導教授（主）が記入 【記入者： / 記入日 年 月 日】</p> <p>※できる限り今年度とそれ以降に分けて、具体的な年間指導計画を記入してください。</p>			
<p>指導教授（副）・所見 【記入者： / 記入日 年 月 日】</p> <p>※研究計画（院生記入）、研究指導計画（指導教授記入）の内容を踏まえ、所見を記入してください。</p>			
<p>指導教授（副）・所見 【記入者： / 記入日 年 月 日】</p> <p>※研究計画（院生記入）、研究指導計画（指導教授記入）の内容を踏まえ、所見を記入してください。</p>			
指導教授（主）	印	指導教授（副）	印
		指導教授（副）	印

5. 博士後期課程 学位取得に向けたガイドライン

(1) 修了要件

要件	内容
①在学期間	博士後期課程に3年以上在学すること。 ※修業年限は最大6年間 ※休学は連続して2年、通算して3年を超えることはできません。
②単位要件	各専攻で定められた履修方法に従い、所定の科目を12単位以上修得すること。ただし、指導教授の受講認定※を必ず受けなければなりません。
③博士論文の提出および審査	1. 博士論文提出資格試験に合格し、博士論文を提出 2. 審査委員による口述試問 3. 審査委員会からの報告を受け、文学研究科委員会で合否を決定

※ 指導教授による受講認定

- 博士後期課程の履修登録は、「受講届」による届け出と、webによる履修登録の両方を行わなくてはなりません。原則、webによる履修登録は、指導教授の指導を受け、「受講届」の「受講認定指導教授印」欄に指導教授の認印（受講認定）を受けた内容に基づき登録されなくてはなりません。履修登録内容はともに同一でなければなりません。
- 必修科目を履修登録する場合は、指導教授の指導を受け、「受講届」の「必修科目指導教授印」欄に指導教授の認印（受講認定）をさらに受けなければなりません。

(2) 研究指導

①指導教授の選定について

博士論文を作成・提出するにあたって、「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要領」の定めに基づき、指導教授による研究指導を受ける必要があります。

研究指導を受けるにあたっては、入学後、速やかに自己の研究題目を選定し、その題目に応じて指導教授を2名ないし3名（指導主任：「指導教授（主）」1名、「指導教授（副）」1名ないし2名）を選ばなければなりません。指導教授を選定した後、「研究指導計画書」に研究計画を記入後、指導教授（主）と十分に相談の上、指導教授に研究指導計画の記入を受ける必要があります。また、指導教授（主・副）の署名・捺印を受けた「研究指導計画書」は、所定の期日までにCampus HUB（大宮）へ提出し、文学研究科委員会の承認を得なければなりません。なお、「研究指導計画書」は、2年次、3年次でも同様に指導教授と相談の上、所定の期日までに提出し、文学研究科委員会の承認を得なければなりません。指導教授の選定にあたっては、下記の要件を充足していることが必要です。

	選定要件
I. 指導教授（主）	原則として、 <u>当該専攻の博士後期課程対象の演習担当の専任教授</u> でなければならない。（※専任准教授も可とする。）
II. 指導教授（副）	原則として、 <u>文学研究科の講義担当の専任教員のうちから指導教授（主）の同意</u> を得て、選ばねばならない。 指導教授（主）が、特に必要と認め、かつ研究科委員会が承認した場合、他研究科の専任教員を指導教授（副）として選ぶことができる。

なお、指導教授の退職や研究題目を変更するなど事由がある場合に限り、指導教授の変更が認められます。変更の場合には、指導教授の同意を経たうえで、必要事項（新たな指導教員の署名・捺印、研究題目）を記入した「研究指導計画書」を提出し、文学研究科委員会の承認を経る必要があります。

②研究経過報告書の提出について

博士論文を提出するまでは、年に1度（1月下旬）「研究経過報告書」（枚数、様式等は指導教授の指示、所定の表紙を添付）を提出しなければなりません。ただし、すでに博士論文提出資格試験に合格している場合は、提出の必要はありません。指導教授（主）が認めれば、学外の学会での発表成果等に代えることができます。

③博士論文作成に向けた研究指導

- 指導教授（主）は、その研究指導に必要と認めるときは、文学研究科等の授業科目等の履修を課すことができる。
- 博士論文提出資格試験に合格した者は、指導教授とその同意のもとに、必要な研究を行い、論文を作成するものとする。
- 必要ある場合には、指導教授（主）の同意と研究科委員会の承認を得て、一定の期間に限り、学外の諸研究機関等において研修することが認められます。ただし、この場合には、所定の様式によって学外研修願いを提出するとともに、定められた期間の終了に当っては、学外研修報告書を提出しなければならない。なお、指導教授（主）は、期間の経過中においても、必要と認めるときは、研修経過報告書等の提出を求めることができる。
- 研究生在籍期間の指導については、原則として在学時の指導教授が継続して指導にあたることとなりますが、指導教授の退職等で指導教授をやむを得ず変更しなくてはならない場合は、当該研究生と教授との了解のうえ、博士論文提出資格試験の受験願承認・博士論文提出承諾の際の同意については、変更した教授に承認を受けることができます。

研究指導の届け出に関するスケジュール

研究指導計画書および受講届提出期間	5月下旬 提出場所：Campus HUB（大宮）
博士後期課程 研究経過報告書提出	1月下旬 提出場所：Campus HUB（大宮）

※ 研究指導計画書は、履修関連書類配付時に配付します。

(3) 博士論文

龍谷大学大学院文学研究科の行う博士論文の審査は、以下のものがあります。

- ① 龍谷大学学位規程第3条第3項の要件に基づき提出され、龍谷大学大学院学則に定める博士課程修了の要件の一つとして行われるもの。
(課程博士)
 - ② 龍谷大学学位規程第3条第4項によって提出された博士の学位請求論文について行われるもの(論文博士)
- ここでは、課程博士論文の提出にかかる事項について記載します。なお、後者にかかわる審査等については、本学学位規程の定めに基づくものとします。

1) 提出資格(課程博士論文に限る)

【2018年度以前博士後期課程入学生対象】

- ① 博士後期課程在学中および所定の修業年限以上在学し、単位を修得し退学した者で、退学後3年以内の者。
 - ② 博士後期課程の修了要件である、所定の科目を12単位以上の単位修得及び修得見込みの者。
 - ③ 博士後期課程在学中および学則に定める研究生在籍期間中に、博士論文提出資格試験に合格した者。
- ※ このほか、各専攻内で定める博士論文提出資格要件を充足していなければならない。(指導教授に確認すること。)

【2019年度以降博士後期課程入学生対象】

- ① 博士後期課程の修了要件である、所定の科目を12単位以上の単位修得及び修得見込みの者。
 - ② 博士後期課程在学中および学則に定める研究生在籍期間中に、博士論文提出資格試験に合格した者。
 - ③ 博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、博士の学位の授与を申請するときは、継続して研究生(2年以内)として在籍し、博士論文提出の準備が整い次第、改めて博士後期課程再入学試験を受験、合格して、博士後期課程に在学した者。
- ※ このほか、各専攻内で定める博士論文提出資格要件を充足していなければならない。(指導教授に確認すること。)

2) 博士論文提出資格試験

博士論文を提出するためには、本研究科の博士後期課程在学中もしくは大学院学則に定める研究生在籍中に、博士論文提出資格試験に合格する必要があります。この試験は、博士論文提出資格試験受験願提出(博士論文作成計画書提出)後、受験許可後1カ月以内に実施されます。

2018年度以前博士後期課程入学生は、課程博士論文提出を希望する時期(7月・1月)の6カ月前までに受験し、合格しておく必要があります。

また、2019年度以降博士後期課程入学生は、課程博士論文提出を希望する時期(7月)の6カ月前までに受験し、合格しておく必要があります。

なお、2019年度以降博士後期課程入学生のうち、再入学試験(2月上旬)利用者は再入学試験の6カ月前までに受験し、合格しておく必要があります。

① 受験願および博士論文作成研究計画書の提出

博士論文作成にあたって、指導教授の指導を受けて、その同意のもとに研究の内容・方法・参考文献などの大綱を記述した博士論文作成「研究計画書」(当該専攻指定の用紙400字詰30枚程度)をまず作成しなくてはなりません。また、指導教授(主、副)【※原則として在学時の指導教授】の承諾を得て、指定部数の研究計画書と博士論文提出資格試験受験願と併せてCampus HUB(大宮)へ提出してください。

2018年度以前博士後期課程入学生は、論文提出を希望する時期(7月もしくは1月)の7カ月前までに受験を願い出しておく必要があります。

また、2019年度以降博士後期課程入学生は、論文提出を希望する時期(7月)の7カ月前までに受験を願い出しておく必要があります。

なお、2019年度以降博士後期課程入学生のうち、再入学試験(2月上旬)利用者は再入学試験の7カ月前までに受験を願い出しておく必要があります。

② 試験について

学位論文提出希望者からの願い出に基づき、文学研究科教務委員会において受験審査が行われ、受験許可後に試験が実施されます。

提出資格試験は、以下のような内容で行われます。

i. 専門に関する筆記試験

指導教授(主、副)の判断により、研究に必要な外国語(但し、母語は除く)を課す場合があります。

ii. 博士論文作成研究計画書を中心とする口述試験

③試験結果の承認

試験終了後、指導教授からの報告を受け、文学研究科委員会において提出資格の有無について審議します。試験結果について承認されれば、提出資格が得られることとなります。

3) 博士論文の提出

①博士論文の提出時期

2018年度以前博士後期課程入学生は、年2回（7月・1月）です。詳しくは、「【2018年度以前博士後期課程入学生対象】博士論文作成・提出、学位授与に関するスケジュール」および「【2018年度以前博士後期課程入学生対象】学位記授与（課程博士）までの手続きについて」をご参照ください。また、2019年度以降博士後期課程入学生は、「【2019年度以降博士後期課程入学生対象】博士論文作成・提出、学位授与に関するスケジュール」および「【2019年度以降博士後期課程入学生対象】学位記授与（課程博士）までの手続きについて」をご参照ください。

[2018年度以前博士後期課程入学生対象・提出スケジュールについて]

[3月学位授与の場合]

課程博士論文提出締切	学位授与前年の7月下旬（土、日を除く） 提出先：Campus HUB（大宮）
------------	---

[9月学位授与の場合]

課程博士論文提出締切	学位授与と同年の1月下旬（土、日、入試実施日を除く） 提出先：Campus HUB（大宮）
------------	--

[2019年度以降博士後期課程入学生対象・提出スケジュールについて]

[3月学位授与]

課程博士論文提出締切 （再入学）	学位授与前年の4月中旬（土、日を除く） 提出先：Campus HUB（大宮）
---------------------	---

課程博士論文提出締切 （再入学以外）	学位授与前年の7月下旬（土、日を除く） 提出先：Campus HUB（大宮）
-----------------------	---

②提出時必要書類等

i. 学位論文（6部or7部）＊うち3部は審査委員用。残り3部は大学提出分。なお、審査委員が4名になる場合は、審査員用として4部必要になります。

※論文は、各自で製本したものを提出すること。

ii. 学位論文要旨（6部or7部）＊うち3部は審査委員用。残り3部は大学提出分。なお、審査委員が4名になる場合は、審査員用として4部必要になります。

iii. 学位申請書（1通）

iv. 学位申請論文提出承諾書（1通）

＊原則として、在学中の指導教授（主）（副）の署名・捺印が必要。

v. 履歴書および業績書（3通）

vi. 博士学位請求論文 龍谷大学学術機関リポジトリへの登録に係る同意書（1通）

vii. 学位申請論文審査手数料（【2018年度以前博士後期課程入学生対象】）

（※研究生期間中に提出資格試験を合格している場合）

【審査手数料】

研究生在籍中に提出する場合－1万円 左記以外の場合－3万円

③博士論文の書式

博士論文の様式は、原則として修士論文の様式に準じます。詳細については指導教授と相談の上、作成してください。

④提出書類の確認

提出書類に不備がないかを事前に確認します。提出期日の1週間前までに提出予定書類（i～vi）をCampus HUB（大宮）（大学院担当）に持参してください。

4) 博士論文の審査について

①博士論文の受理

提出された博士論文は、文学研究科委員会の議を経て、学長が受理します。

②博士論文の審査について

○受理された博士論文の審査は、論文提出者の所属する専攻の専門科目の授業担当教授および関連科目の授業担当教授のうちから、当該専攻2名、関連専攻1名をむ3名以上で構成する審査委員会により審査を行います。

○審査は、審査委員による口述試験により行います。なお、口述試験は公開により行います。

③博士論文の可否について

博士論文の可否について、文学研究科委員会のもとにおかれた論文審査会において、審査委員会から論文審査の結果報告をに基づき可否について議決を行い、文学研究科委員会へ報告し、承認を得ます。

④修了判定について

文学研究科委員会は、論文審査会での議決報告に基づき、博士後期課程の修了判定を行い、その議決結果を学長に報告し、「修了可」とした者に学位を授与します。

5) 博士論文の審査終了後の取り扱い

審査に合格した博士論文については、「龍谷大学学術機関リポジトリ」を介して、インターネットにより公表されます。また、当該学位論文の要旨及び審査報告書についても、「龍谷大学学術機関リポジトリ」を介して、インターネットにより公表されます。

※ 2013年4月より、「学位規則」が改正され、学位授与された博士論文については、原則としてインターネット等により公表されることが義務づけられました。

なお、2013年4月1日以前に学位授与された博士論文の閲覧を希望する場合は、図書館閲覧係に申し出てください。閲覧については、館内での閲覧のみとし、閲覧時間は図書館の指示にしたがってください。

6) 博士論文の公表について

2013年4月より、「学位規則」が改正され、学位授与された博士論文については、原則としてインターネット等により公表されることが義務づけられました。

このことにともない、下記のとおり公表にかかる手続きが必要となります。

①「博士学位請求論文龍谷大学学術機関リポジトリへの登録に係る同意書」の提出

学位請求論文を提出する際に、学位授与後の公表に同意する文書を文学研究科長に提出してください。学位授与を受けた論文の公表は、「学位規則」等により義務化されていますので、必ず提出してください。

なお、やむを得ない事由により学位論文の全文公表が困難な場合については、龍谷大学学位規程第13条第2項の規定により代替措置の適用を受ける場合には、別途学位授与ののちに手続きを行ってください。

②学位授与後の論文公表に係る手続き

本学より学位が授与された論文については、授与された日から1年以内にインターネットを介して公表しなければなりません。本研究科では、学位を授与された日から1カ月以内に下記のを提出してください。

《提出物》

i. 論文および論文要旨データ（PDFおよびWORD等の文書データ）

＊USB等の媒体に保存のうえ、提出すること。

ii. 龍谷大学学術機関リポジトリ申請書

《提出期日》学位を授与された日から1カ月以内

《提出先》Campus HUB（大宮）

③やむを得ない事由により論文の公表ができない場合

龍谷大学学位規程第13条第2項において「博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる」としています。

博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由により論文の公表ができない場合には、文学研究科長宛に公表できない旨の理由書を提出のうえ、文学研究科委員会で取り扱いを審議のうえ、公表の可否について裁定いたします。

なお、代替措置による公表にあたっては、「やむを得ない事由」の解消が将来的に想定される場合には、猶予期間を定めるものとします。

ただし、「やむを得ない事由」が解消した場合および公表の猶予期間を過ぎたときは速やかに全文の公表を行うこととなります。

【手続方法】

- i. 学位を授与された日から1カ月以内に、文学研究科長宛に「博士学位論文公表にかかる代替措置適用にかかる申請書」を提出してください。
- ii. 申請内容に基づき、代替措置の適用の可否について裁定し、その裁定結果について文学研究科委員会に報告・承認を得、裁定結果を申出者に通知いたします。
- iii. 申出者は、裁定結果に基づき、公表の手続きを行うようにしてください。

★「やむを得ない事由」とは・・・(想定例)

(「学位規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」平成25年3月11日文部科学省高等教育局長通知)より

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む場合
- (2) 博士論文が著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

7) 大学院博士後期課程の単位修得満期依願退学について

3年以上在学し、その間正規の研究指導を受け、所定の科目について必要な単位(必修科目12単位以上)を修得し、かつ「研究経過報告書」を提出して、その認定を受けた場合、単位修得による依願退学を願い出ることができます。詳細は、毎年度12月中旬頃にポータルサイトで周知します。

提出期限：1月中旬～下旬(詳細は別途お知らせします)

提出書類

- i. 研究経過報告書(在学生と同様の様式で提出)
- ii. 博士後期課程満期依願退学研究経過報告書評価票
- iii. 満期依願退学願(本人・保証人の連署・押印が必要)

8) その他博士論文に関する事項

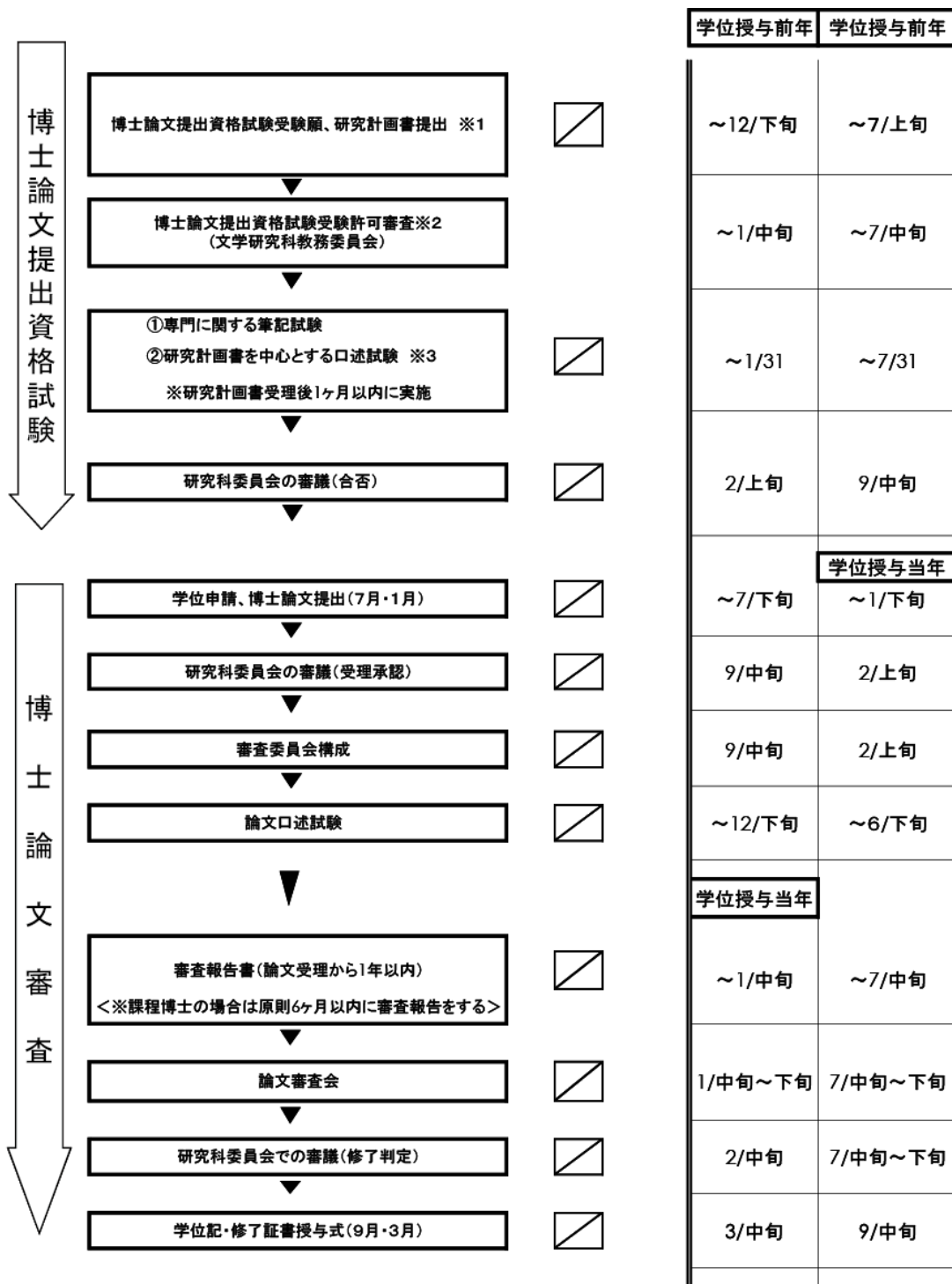
博士論文提出・審査については、関連諸規程(龍谷大学大学院学則、龍谷大学学位規程、龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程など)に基づいて行われます。詳細は関連の諸規程も確認してください。

(4) 【2018年度以前博士後期課程入学生対象】博士論文作成・提出、学位授与に関するスケジュール

年次	内容	研究指導概要
1年次		
4月上旬	<ul style="list-style-type: none">履修説明会「研究指導計画書」・「受講届」配付	<ul style="list-style-type: none">博士後期課程修了までの履修・各種手続き等にかかる概要説明及び指導3ポリシー(学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受け入れ方針)の説明
4月～	●各専攻(学科・専攻附置の学会等)での中間発表	<ul style="list-style-type: none">博士論文中間発表での課題点に関する指導
4月上旬～5月下旬	<ul style="list-style-type: none">研究指導計画相談期間	<ul style="list-style-type: none">研究題目、指導教授の確定研究計画、研究指導計画の確定
5月下旬	<ul style="list-style-type: none">「研究指導計画書」・「受講届」提出	【随時】

～1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究経過報告書」提出 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況に応じた研究指導 研究計画、研究指導計画の見直しにかかる指導
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 履修説明会 「研究指導計画書」・「受講届」配付 	
2年次		
4月～	●各専攻（学科・専攻附置の学会等）での中間発表	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文中間発表での課題点に関する指導
4月上旬～5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導計画相談期間 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画、研究指導計画の確定 研究題目、指導教授の変更にかかる指導（対象者のみ）
5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究指導計画書」・「受講届」提出 	
～12月下旬	○「博士論文提出資格試験受験願」・「研究計画書」提出	
～1月中旬	○博士論文提出資格試験受験許可審査（文学研究科委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文提出資格試験受験許可審査
～1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究経過報告書」提出 ○博士論文提出資格試験受験（①専門筆答、②口述試験） 	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文提出資格試験の実施
2月上旬	○博士論文提出資格試験・受験結果承認（文学研究科委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文提出資格の審査
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 履修説明会 「研究指導計画書」・「受講届」配付 	
3年次		
4月～	●各専攻（学科・専攻附置の学会等）での中間発表	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文中間発表での課題点に関する指導
4月上旬～5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導計画相談期間 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画、研究指導計画の確定 研究題目、指導教授の変更にかかる指導（対象者のみ）
5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究指導計画書」・「受講届」提出 	
～7月末日	○「学位申請書」・「博士論文」提出	
9月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○博士論文受理審査（文学研究科委員会） ○審査委員会設置（文学研究科委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文の審査委員による審査
～12月下旬	○公開口述試験	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文の審査委員による公開口述試験
1月中旬～下旬	○論文審査会	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文の論文審査会による審査
2月中旬	○修了判定（文学研究科委員会）	
3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 学位記授与式 	<ul style="list-style-type: none"> 修了要件充足による学位授与

(5) 【2018年度以前博士後期課程入学生対象】学位記授与（課程博士）までの手続きについて



【注意】

- ※1 博士論文提出資格試験の受験は、原則として博士論文提出の6カ月前とする。必要な手続きについては「学位（修士・博士）の取得について」を参照すること。受験願の提出については、原則として博士論文提出の7カ月前までに計画書とともに提出すること。研究計画書は、当該専攻の指定の用紙400字詰30枚程度とする。
- ※2 提出資格試験の受験許可審査は、試験実施予定日前に行うので、必ず試験日程を指導教員と調整のうえ、決定したうえで申請手続きを行うこと。
- ※3 博士論文の提出資格を得るためには、①②ともに受験し、合格しなくてはならない。

【注意】

- ①博士論文提出資格試験は、博士後期課程在学中か研究生在籍中に合格しておかなくてはなりません。
- ②博士（課程博士）論文は、満期依願退学後は、退学から3年以内に限り提出することができます。これを過ぎると提出する資格が無くなります。指導教員と十分相談のうえ、計画的かつ早めに準備を行うようにしてください。

〈例示〉

満期依願退学時期	研究生在籍	論文提出期限
2022年3月31日付	3年目	2025年1月下旬
2023年3月31日付	2年目	2026年1月下旬
2024年3月31日付	1年目	2027年1月下旬

③手続きの詳細については、「学位（修士・博士）の取得について」および「各種規程等」を参照してください。また、不明点があれば、Campus HUB（大宮）（大学院担当）まで相談してください。

④提出に関する書類は、Campus HUB（大宮）で配付しています。

（6）【2019年度以降博士後期課程入学生対象】博士論文作成・提出、学位授与に関するスケジュール

博士論文作成・提出、学位授与については、博士後期課程標準修業年限内（3年以内）を基本とします。

年次	内容	研究指導概要
1年次		
4月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 履修説明会 「研究指導計画書」・「受講届」配付 	<ul style="list-style-type: none"> 博士後期課程修了までの履修・各種手続き等にかかる概要説明及び指導 3ポリシー（学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受け入れ方針）の説明
4月～	●各専攻（学科・専攻附置の学会等）での中間発表	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文中間発表での課題点に関する指導
4月上旬～5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導計画相談期間 	<ul style="list-style-type: none"> 研究題目、指導教授の確定 研究計画、研究指導計画の確定
5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究指導計画書」・「受講届」提出 	
～1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究経過報告書」提出 	【随時】 <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況に応じた研究指導 研究計画、研究指導計画の見直しにかかる指導
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 履修説明会 「研究指導計画書」・「受講届」配付 	
2年次		
4月～	●各専攻（学科・専攻附置の学会等）での中間発表	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文中間発表での課題点に関する指導
4月上旬～5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導計画相談期間 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画、研究指導計画の確定 研究題目、指導教授の変更にかかる指導（対象者のみ）
5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究指導計画書」・「受講届」提出 	
～12月下旬	○「博士論文提出資格試験受験願」・「研究計画書」提出	
～1月中旬	○博士論文提出資格試験受験許可審査（文学研究科委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文提出資格試験受験許可審査
～1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究経過報告書」提出 ○博士論文提出資格試験受験（①専門筆答、②口述試験） 	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文提出資格試験の実施
2月上旬	○博士論文提出資格試験・受験結果承認（文学研究科委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文提出資格の審査
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 履修説明会 「研究指導計画書」・「受講届」配付 	
3年次		
4月～	●各専攻（学科・専攻附置の学会等）での中間発表	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文中間発表での課題点に関する指導

4月上旬～5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導計画相談期間 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画、研究指導計画の確定 研究題目、指導教授の変更にかかる指導（対象者のみ）
5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 「研究指導計画書」・「受講届」提出 	
～7月末日	○「学位申請書」・「博士論文」提出	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文の審査委員による審査
9月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○博士論文受理審査（文学研究科委員会） ○審査委員会設置（文学研究科委員会） 	
～12月下旬	○公開口述試験	
1月中旬～下旬	○論文審査会	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文の審査委員による公開口述試験 博士論文の論文審査会による審査
2月中旬	○修了判定（文学研究科委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 修了要件充足による学位授与
3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 学位記授与式 	

(7) 【2019年度以降博士後期課程入学生対象】学位記授与（課程博士）までの手続きについて

博士論文作成・提出、学位授与については、博士後期課程標準修業年限内（3年以内）を基本としますが（「【2019年度以降博士後期課程入学生対象】博士論文作成・提出、学位授与に関するスケジュール」参照）、やむを得ず、博士後期課程在学時に博士論文の作成・提出ができなかった場合は、以下のとおり対応することで「課程博士」の学位を授与できるものとします。



※ 下記に記載の【注意】もよく確認してください。

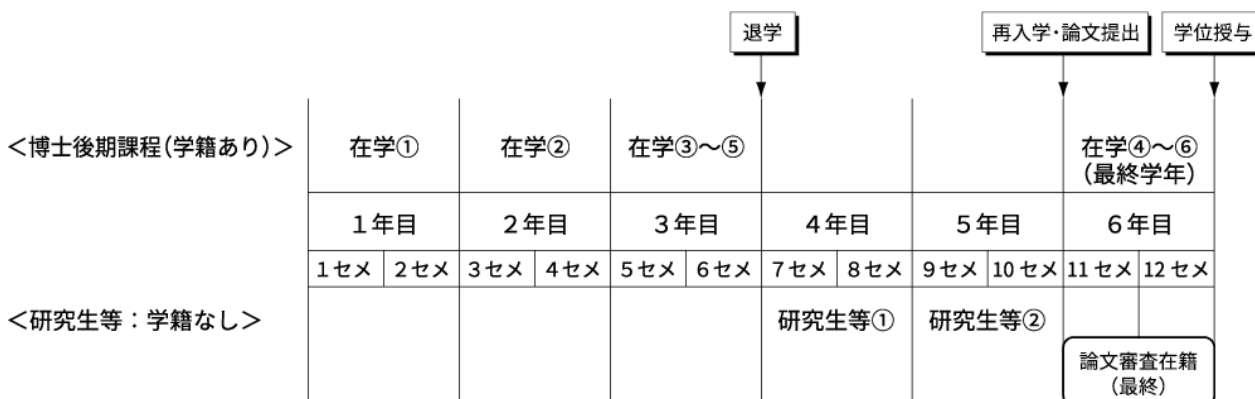
【注意】

- ① 博士（課程博士）論文の提出には、単位取得満期依願退学後に研究生として在籍し、博士論文提出の準備が整い次第、改めて博士後期課程・再入学試験を受験、合格して、博士後期課程に在学することが必要となります。なお、在籍にあたっては、「論文審査在籍」とし、在籍料を30,000円とします。
- ② 単位取得満期依願退学した者が再入学できる期間は、退学した翌学期から起算して5学期を越えることはできません。
- ③ 博士後期課程の在学可能期間を1年以上残していないと、再入学の対象とはなりません（博士後期課程の在学可能年数は6年間です）。
- ④ 再入学を希望する場合、満期依願退学願を提出済み、もしくは、既に満期依願退学をしていることが条件となります。
- ⑤ 再入学は、4月入学のみです。

- ⑥ 再入学後、入学する当該月の所定の期日までに、博士論文を提出してください（詳細な日程は、Campus HUB（大宮）で確認してください）。
- ⑦ 課程博士授与を目的とした研究生の在籍期間は2年を限度とします。

◆課程博士の学位授与に係る想定パターン

(例) 11セメに再入学するパターン



※ 不明点があれば、Campus HUB（大宮）（大学院担当）まで相談してください。

(8) 研究指導の方法と内容

以下の「研究指導計画書」に基づき、研究指導を行います。「(2) 研究指導」を熟読の上、必要事項を記入し、指導教授の指導を受けて Campus HUB（大宮）に提出してください。

_____年度 文学研究科 研究指導計画書

※ 本計画書の作成にあたっては、事前に院生と指導教授が十分に相談の上、院生が太枠部分を記入してください。院生記入後は指導教授（主）が研究計画等を確認した後、研究指導計画を記入し、指導教授（副）が所見を記入してください。
指導教授（主・副）が署名・捺印した後、院生は別途定められた期限までに計画書（原本）を Campus HUB（大宮）に提出するとともに、コピーを指導教授（主）に1部提出、1部を保管してください。

【記入日： 年 月 日】			
氏名	印	学籍番号	
課程	<input type="checkbox"/> 修士課程 <input type="checkbox"/> 博士後期課程 (いずれかに ✓ してください)		
専攻	専攻		
研究題目			
研究計画：院生が記入			
<small>※研究目的、研究目的を達成するための研究計画・方法、学術発表、論文作成、中間・報告等を記入してください。学術発表、中間発表については、報告書のみ記入してください。2年次生以上は、前年度までの研究内容・成果の概要も記入してください。</small>			

裏面あり

(研究計画の続き)

研究指導計画：指導教授（主）が記入 【記入者： _____ / 記入日 年 月 日】
※できる限り今年度とそれ以降に分けて、具体的な年間指導計画を記入してください。

指導教授（副）・所見 【記入者： _____ / 記入日 年 月 日】
※研究計画（院生記入）、研究指導計画（指導教授記入）の内容を踏まえ、所見を記入してください。

指導教授（副）・所見 【記入者： _____ / 記入日 年 月 日】
※研究計画（院生記入）、研究指導計画（指導教授記入）の内容を踏まえ、所見を記入してください。

指導教授（主）	印	指導教授（副）	印
		指導教授（副）	印

※ 博士後期課程は、Web履修登録に加え、以下の「受講届」が提出されなければ、単位が認定されないので注意すること。

文学研究科 博士後期課程 受講届

※ 博士後期課程は、Web履修登録に加え、本受講届が提出されなければ、単位は認定されない。
 当該年度に受講する全科目の「受講認定指導教授印」欄に指導教授（主）の捺印を受けること。
 必修科目認定を希望する科目は、「必修科目指導教授印」欄に指導教授（主）の捺印を受けること。

氏名	印	学籍番号	専攻	専攻	
受講年度 _____ 年度					
受講科目	曜日	講時	担当者名	受講認定 指導教授印	必修科目 指導教授印
受講年度 _____ 年度					
受講科目	曜日	講時	担当者名	受講認定 指導教授印	必修科目 指導教授印
受講年度 _____ 年度					
受講科目	曜日	講時	担当者名	受講認定 指導教授印	必修科目 指導教授印

※ この受講届は、在学中継続して使用します。取り扱いに注意してください。
 ※ 記入欄が不足する場合は、裏面を使用してください。

各専攻の教育課程・編成実施の方針、カリキュラム（教育課程）と履修方法【修士課程】

【3】各専攻の教育課程・編成実施の方針、カリキュラム（教育課程）と履修方法【修士課程】

★開講科目については、授業科目時間割表を参照してください。

1. 真宗学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- インド・中国・日本にわたる浄土教思想の流れ、親鸞の教義とその伝道、真宗教学の歴史の変遷の3分野について教育・研究し、広い視野に立って真宗教学の真理性を究め、現代社会の諸問題に対応する能力を養成するため、3分野に関する授業科目を多数設け、多面的かつ体系的に真宗学領域全体像が把握できるような教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、真宗学の領域を浄土教理史・真宗教義学・真宗教学史の3分野に分け、それぞれの分野の特色を理解し易いように設置する。
- 演習科目では、各分野の演習担当教員の指導を受け、研究対象の分野の歴史と思想を学びとり、演習科目履修中に研究成果の中間まとめを発表する。さらに、毎年秋に開催される学内の研究発表会（真宗研究会）においても研究発表し、その後の指導を継続し、最終的に修士論文にまとめるよう指導する。
- 3分野の演習に加えて、文献研究・特殊研究の科目を設け、書誌学的・思想史的・伝道学的方面からの講義が受講できるように編成・実施する。また、現代社会の多様化に伴う諸問題にも考慮し、他分野との学問領域の交流をめざし、仏教学・歴史学・哲学の講義も開講する。
- 毎年、真宗学の研究に従事している国内外の研究者を招聘し、学術講演会を開催する。毎年、韓国の東国大学校と、さらに隔年にアメリカの米国仏教大学院（IBS）、ハワイの仏教研究所（BSC）と交換講義を行い、国際的にも真宗教学への関心度を深めている。また、留学制度を設ける。
- 真宗学の研究領域では、漢文・古文・古文書の読解力を深めるとともに、国際交流を広めるため英語等の外国語の修得・活用を考慮した科目も編成する。

【修了要件となる修得単位】

「選択必修特殊研究」4単位 「選択必修演習」4単位 「必修文献研究」4単位 「選択科目」20単位 合計 32単位以上

※ 「選択必修特殊研究」「選択必修演習」「必修文献研究」について、所定の修了要件となる単位を超えて修得した場合は、選択科目の単位数として算入される。

【授業科目と履修方法】

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法
選択必修科目	特殊研究	真宗学特殊研究	4	左記科目から4単位選択必修
		真宗学特殊研究 A	2	
		真宗学特殊研究 B	2	
		真宗伝道学特殊研究	4	
		真宗伝道学特殊研究 A	2	
		真宗伝道学特殊研究 B	2	
		真宗教学史特殊研究 A	2	

		真宗教学史特殊研究 B	2	左記科目から4単位選択必修
		浄土教理史特殊研究 A	2	
		浄土教理史特殊研究 B	2	
	演習	真宗学演習	4	
		真宗伝道学演習	4	
		真宗教学史演習	4	
		浄土教理史演習	4	
必修科目	文献研究	真宗学文献研究 A	2	4単位必修
		真宗学文献研究 B	2	
選択科目		伝道学特殊研究	4	左記科目から20単位以上を履修
		伝道学特殊研究 A	2	
		伝道学特殊研究 B	2	
		真宗伝道史特殊研究 A	2	
		真宗伝道史特殊研究 B	2	
		宗教法特殊研究 A	2	
		宗教法特殊研究 B	2	
		真宗史特殊研究 A	2	
		真宗史特殊研究 B	2	
		仏教学特殊研究	4	
		仏教学特殊研究 A	2	
		仏教学特殊研究 B	2	
		宗教哲学特殊研究 I A	2	
		宗教哲学特殊研究 I B	2	
		宗教哲学特殊研究 II A	2	
		宗教哲学特殊研究 II B	2	
		哲学特殊研究 I A	2	
		哲学特殊研究 I B	2	
		哲学特殊研究 II A	2	
		哲学特殊研究 II B	2	
		哲学特殊研究 III A	2	
		哲学特殊研究 III B	2	
		倫理学特殊研究 I A	2	
		倫理学特殊研究 I B	2	
		倫理学特殊研究 II A	2	
		倫理学特殊研究 II B	2	
教育哲学特殊研究 A	2			

	教育哲学特殊研究B	2
	東方古典翻訳特殊研究A	2
	東方古典翻訳特殊研究B	2
	英語（ライティング）アドバンスト	1
	英語（リーディング）アドバンスト	1
	英語（ライティング）スタンダード	1
	英語（リーディング）スタンダード	1
	アカデミック・ライティング	2

2. 仏教学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 仏教学の教学的諸問題の解明によって専門的知識と論理的洞察力とを修得させるため、サンスクリット・パーリ・チベット・漢文の文献研究を充実させるとともに、インド・中国・日本等の諸地域にわたる「インド哲学」「仏教教学」「仏教文化学」に関する多彩な授業科目を設定し、仏教学を多角的視野より体系的に把握できる教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、仏教とインド哲学・異思想との対比を研究する「インド哲学」、インド・中国・日本の諸地域におよぶ仏教の教義的特色を総合的・多角的視野より研究する「仏教教学」、仏教の文化的・歴史的・地域的な展開を研究する「仏教文化学」の三分野を機軸に構成する。これらの演習科目において担当教員の指導を受け、中間発表会において研究発表を行い、最終的に修士論文にまとめるよう指導する。
- インド哲学からインド・中国・日本におよぶ諸地域の仏教教学ならびに仏教文化学を修得するため、演習に加えて文献研究・特殊研究の科目を編成・実施する。加えて、現代社会の多様化に伴う諸問題にも対応できるよう、関連する他専攻の開講科目を取り入れて研究分野を拡げ、学問的関心の多様化にも配慮する。さらに、日本の大学では数少ない「仏教美術」「西域仏教文化」の研究指導も行う。
- 毎年、仏教学を研究する国内外の研究者を招き、学術講演会を開催するほか、韓国の東国大学校、アメリカの米国仏教大学院（IBS）、ハワイの仏教研究所（BSC）と交換講義を行い、幅広い知識が得られるよう配慮する。
- 仏教学の研究領域は、地域的・時代的・文化的な広がりを持っているので、研究の基礎となるサンスクリット語・パーリ語・チベット語・漢文・和文（古文書）等の語学修得を初めとする体系的な「積み上げ教育」を行ない、仏教の知識を多角的・体系的に修得するよう指導する。

【修了要件となる修得単位】

「選択必修特殊研究」4単位 「選択必修演習」4単位 「選択必修文献研究」4単位 「選択科目」20単位 合計32単位以上

- ※ 「選択必修特殊研究」「選択必修演習」「選択必修文献研究」について、所定の修了要件となる単位を超えて修得した場合は、選択科目の単位数として算入される。

【授業科目と履修方法】

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法
選択必修科目	特殊研究	仏教学特殊研究	4	左記科目から4単位選択必修
		仏教学特殊研究A	2	
		仏教学特殊研究B	2	

		仏教教学史特殊研究 A	2	
		仏教教学史特殊研究 B	2	
		仏教文化学特殊研究	4	
		仏教文化学特殊研究 A	2	
		仏教文化学特殊研究 B	2	
		インド哲学特殊研究	4	
		インド哲学特殊研究 A	2	
		インド哲学特殊研究 B	2	
	演習	仏教学演習	4	左記科目から4単位選択必修
		仏教教学史演習	4	
		インド哲学演習	4	
	文献研究	仏教学文献研究（サンスクリット） A	2	左記科目から4単位選択必修 ただし、枠外記載の履修方法により履修すること。（※）
		仏教学文献研究（サンスクリット） B	2	
		仏教学文献研究（パーリ） A	2	
		仏教学文献研究（パーリ） B	2	
		仏教学文献研究（チベット） A	2	
		仏教学文献研究（チベット） B	2	
		仏教学文献研究（漢文） A	2	
		仏教学文献研究（漢文） B	2	
選択科目		宗教法特殊研究 A	2	左記科目から20単位以上を履修
		宗教法特殊研究 B	2	
		伝道学特殊研究	4	
		伝道学特殊研究 A	2	
		伝道学特殊研究 B	2	
		真宗伝道学特殊研究 A	2	
		真宗伝道学特殊研究 B	2	
		日本仏教史特殊研究 A	2	
		日本仏教史特殊研究 B	2	
		東洋仏教史特殊研究 A	2	
		東洋仏教史特殊研究 B	2	
		真宗学特殊研究	4	

真宗学特殊研究 A	2
真宗学特殊研究 B	2
宗教哲学特殊研究 I A	2
宗教哲学特殊研究 I B	2
宗教哲学特殊研究 II A	2
宗教哲学特殊研究 II B	2
哲学特殊研究 I A	2
哲学特殊研究 I B	2
哲学特殊研究 II A	2
哲学特殊研究 II B	2
哲学特殊研究 III A	2
哲学特殊研究 III B	2
倫理学特殊研究 I A	2
倫理学特殊研究 I B	2
倫理学特殊研究 II A	2
倫理学特殊研究 II B	2
教育哲学特殊研究 A	2
教育哲学特殊研究 B	2
東方古典翻訳特殊研究 A	2
東方古典翻訳特殊研究 B	2
英語（ライティング）アドバンスト	1
英語（リーディング）アドバンスト	1
英語（ライティング）スタンダード	1
英語（リーディング）スタンダード	1
アカデミック・ライティング	2

※ 仏教学専攻「文献研究の履修方法」について

履修方法については、下記の組み合わせのいずれかとします。

- ① 「仏教学文献研究（サンスクリット）A」「仏教学文献研究（サンスクリット）B」：4単位
- ② 「仏教学文献研究（パーリ）A」「仏教学文献研究（パーリ）B」：4単位
- ③ 「仏教学文献研究（チベット）A」「仏教学文献研究（チベット）B」：4単位
- ④ 「仏教学文献研究（漢文）A」「仏教学文献研究（漢文）B」：4単位

3. 哲学専攻

- 哲学・倫理学・宗教哲学における文献解読能力を養いつつ、幅広い哲学史的教養のもとに、専門的な知識と技能を修得し、現代の諸科学や社会の動向をも視野にいれて深く洞察する能力を養成するために、演習に加えて文献研究・特殊研究による教育課程を編成する。
- 演習科目では、演習担当教員の指導のもとに各自の専門に沿った研究を進め、中間報告会などを通じて、適宜、研究成果の報告を重ね、最終的に修士論文にまとめるよう指導する。
- 文献研究では、演習科目の成果を一層確かにするために、哲学の重要文献の専門的な読み方の修得と、修士論文作成のために必要な語学力および幅広い知見の獲得を目指すよう指導する。
- 特殊研究科目では、哲学特殊研究・倫理学特殊研究・宗教哲学特殊研究を開設する。それらを複数履修することに加えて、関連領域の特殊研究（真宗学・仏教学・教育哲学・社会学・西洋美術史など）を履修し、幅広い知見が修得できるように指導する。

【修了要件となる修得単位】

「選択必修特殊研究」4単位 「選択必修演習」4単位 「選択必修文献研究」4単位 「選択科目」20単位 合計 32単位以上

※ 「選択必修特殊研究」「選択必修演習」について、所定の修了要件となる単位を超えて修得した場合は、選択科目の単位数として算入される。

【授業科目と履修方法】

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法
選択必修科目	特殊研究	哲学特殊研究ⅠA	2	左記科目から4単位選択必修
		哲学特殊研究ⅠB	2	
		哲学特殊研究ⅡA	2	
		哲学特殊研究ⅡB	2	
		哲学特殊研究ⅢA	2	
		哲学特殊研究ⅢB	2	
		倫理学特殊研究ⅠA	2	
		倫理学特殊研究ⅠB	2	
		倫理学特殊研究ⅡA	2	
		倫理学特殊研究ⅡB	2	
		宗教哲学特殊研究ⅠA	2	
		宗教哲学特殊研究ⅠB	2	
		宗教哲学特殊研究ⅡA	2	
		宗教哲学特殊研究ⅡB	2	
	演習	哲学演習	4	左記科目から4単位選択必修
		倫理学演習	4	
		宗教哲学演習	4	
	文献研究	哲学文献研究ⅠA	2	左記科目から4単位選択必修
		哲学文献研究ⅠB	2	
		哲学文献研究ⅡA	2	
哲学文献研究ⅡB		2		

選択科目	真宗学特殊研究	4	左記科目から20単位以上を履修
	真宗学特殊研究 A	2	
	真宗学特殊研究 B	2	
	仏教学特殊研究	4	
	仏教学特殊研究 A	2	
	仏教学特殊研究 B	2	
	教育哲学特殊研究 A	2	
	教育哲学特殊研究 B	2	
	社会学特殊研究 A	2	
	社会学特殊研究 B	2	
	西洋美術史特殊研究 A	2	
	西洋美術史特殊研究 B	2	
	英語（ライティング）アドバンスト	1	
	英語（リーディング）アドバンスト	1	
	英語（ライティング）スタンダード	1	
	英語（リーディング）スタンダード	1	
	アカデミック・ライティング	2	
宗教法特殊研究 A	2		
宗教法特殊研究 B	2		

4. 教育学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 教育学と教育心理学の領域で、教育の本質・方法や社会・文化との関係、発達や学習などについて、専門的な学識・見識・洞察力を有し、実践的課題に応えることができるようにするため、各領域の知識体系や理論を教授するとともに、演習や実習も行う教育課程を編成する。
- 教育学の領域では、教育学演習・異文化間教育学演習・生涯教育学演習を核にして関係の特殊研究・文献研究を配置し、教育心理学の領域では教育・発達心理学演習を核にして、関係の特殊研究・文献研究を配置する。
- 演習では、各領域の演習担当教員が指導を行い、各自の研究題目に関する先行研究を紹介・検討し、新たな知見の獲得を旨とするよう指導する。毎年度7月の研究発表会（前期）、11月の研究発表大会（後期）での発表を通して、最終的に修士論文にまとめるよう指導する。
- 演習や特殊研究、文献研究の中で、各領域の学問を介して指導教員との緊密な関係を築くことを基本にして、学生の多様な関心に対応できるよう指導・助言を行う。
- 各領域における各自の問題意識・関心は多様であるが、広く教育や人間について学ぶことが根本であるので、研究関心を中心に幅広い知識や理論を学べるよう授業科目を編成する。

【修了要件となる修得単位】

「選択必修特殊研究」4単位 「選択必修演習」4単位 「必修文献研究」4単位 「選択科目」20単位 合計32単位以上

※ 「選択必修特殊研究」「選択必修演習」「必修文献研究」について、所定の修了要件となる単位を超えて修得した場合は、選択科目の単位数として算入される。

【授業科目と履修方法】

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法
選択必修科目	特殊研究	教育学特殊研究 A	2	左記科目から4単位選択必修
		教育学特殊研究 B	2	
		教育方法学特殊研究 A	2	
		教育方法学特殊研究 B	2	
		異文化間教育学特殊研究 A	2	
		異文化間教育学特殊研究 B	2	
		学校経営学特殊研究 A	2	
		学校経営学特殊研究 B	2	
		社会教育学特殊研究 A	2	
		社会教育学特殊研究 B	2	
		生涯教育学特殊研究 A	2	
		生涯教育学特殊研究 B	2	
	演習	教育学演習	4	左記科目から4単位選択必修
		生涯教育学演習	4	
異文化間教育学演習		4		
必修科目	文献研究	教育学文献研究 A	2	2科目4単位必修
		教育学文献研究 B	2	
選択科目		教育哲学特殊研究 A	2	左記科目から20単位以上を履修
		教育哲学特殊研究 B	2	
		宗教教育学特殊研究 A	2	
		宗教教育学特殊研究 B	2	
		教育行政学特殊研究 A	2	
		教育行政学特殊研究 B	2	
		臨床心理学特殊研究	2	
		学校カウンセリング特殊研究	2	
		真宗学特殊研究 A	2	
		真宗学特殊研究 B	2	
		仏教学特殊研究	4	

	仏教学特殊研究 A	2
	仏教学特殊研究 B	2
	宗教哲学特殊研究 I A	2
	宗教哲学特殊研究 I B	2
	宗教哲学特殊研究 II A	2
	宗教哲学特殊研究 II B	2
	発達心理学特殊研究	2
	学校心理学特殊研究	2
	学習心理学特殊研究	2
	心理教育アセスメント論	2
	障害者（児）心理学特殊研究	2
	学校カウンセリング実習	2
	心理教育アセスメント実習	1
	英語（ライティング）アドバンスト	1
	英語（リーディング）アドバンスト	1
	英語（ライティング）スタンダード	1
	英語（リーディング）スタンダード	1
	アカデミック・ライティング	2
	宗教法特殊研究 A	2
	宗教法特殊研究 B	2

②教育心理学領域

【修了要件となる修得単位】

「選択必修特殊研究」4単位 「必修演習」4単位 「必修文献研究」4単位 「選択科目」20単位 合計 32単位以上

※ 「選択必修特殊研究」「必修演習」「必修文献研究」について、所定の修了要件となる単位を超えて修得した場合は、選択科目の単位数として算入される。

【授業科目と履修方法】

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法
選択必修科目	特殊研究	学校心理学特殊研究	2	左記科目から2科目4単位 選択必修
		学習心理学特殊研究	2	
		発達心理学特殊研究	2	

必修科目	演習	教育・発達心理学演習	4	4単位必修
	文献研究	教育学文献研究 A	2	2科目4単位必修
		教育学文献研究 B	2	
選択科目		教育学特殊研究 A	2	左記科目から20単位以上を履修
		教育学特殊研究 B	2	
		教育方法学特殊研究 A	2	
		教育方法学特殊研究 B	2	
		異文化間教育学特殊研究 A	2	
		異文化間教育学特殊研究 B	2	
		学校経営学特殊研究 A	2	
		学校経営学特殊研究 B	2	
		社会教育学特殊研究 A	2	
		社会教育学特殊研究 B	2	
		教育哲学特殊研究 A	2	
		教育哲学特殊研究 B	2	
		宗教教育学特殊研究 A	2	
		宗教教育学特殊研究 B	2	
		教育行政学特殊研究 A	2	
		教育行政学特殊研究 B	2	
		生涯教育学特殊研究 A	2	
		生涯教育学特殊研究 B	2	
		学校カウンセリング特殊研究	2	
		臨床心理学特殊研究	2	
		心理教育アセスメント論	2	
		障害者（児）心理学特殊研究	2	
		学校カウンセリング実習	2	
		心理教育アセスメント実習	1	
		真宗学特殊研究 A	2	
		真宗学特殊研究 B	2	
		仏教学特殊研究	4	
	仏教学特殊研究 A	2		
	仏教学特殊研究 B	2		
	宗教哲学特殊研究 I A	2		

宗教哲学特殊研究ⅠB	2
宗教哲学特殊研究ⅡA	2
宗教哲学特殊研究ⅡB	2
心理学研究法特論	2
臨床心理学研究法特論	2
人格心理学特論	2
学習心理学特論	2
認知心理学特論	2
社会心理学特論	2
社会病理学特論	2
家族心理学特論	2
犯罪心理学特論	2
人間関係学特論	2
精神医学特論	2
心身医学特論	2
老年心理学特論	2
精神薬理学特論	2
英語（ライティング）アドバンスト	1
英語（リーディング）アドバンスト	1
英語（ライティング）スタンダード	1
英語（リーディング）スタンダード	1
アカデミック・ライティング	2
宗教法特殊研究A	2
宗教法特殊研究B	2

5. 日本史学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 日本史学の諸分野における基本的研究能力に優れ、専門知識・技能を有するだけでなく、洞察力と柔軟性に富み、歴史的主体として現代社会に貢献し得る人材を養成するため、政治・経済史はもとより、宗教をはじめとする文化史に関わる授業科目を設けて、日本史学の全体像が把握できるような教育課程を編成する。
- 演習科目では、古代史・中世史・近世史・近代史・仏教史・考古学・文化財科学・美術史の8演習を開設して、研究指導を行う。自らの専攻する分野に加えて別に任意の1演習を履修することを課し、より広い知見が修得できるようにする。また、分野毎の特殊研究や文献研究を開講することで、多面的かつ体系的に日本史学を学べるように科目を設定する。
- 指導教員のもとで行う演習において研究報告が課せられるだけでなく、8つの演習が合同で開催する研究発表会や学内の研究大会での発表を通して研究の進展をはかり、最終的に修士論文にまとめるよう指導する。

○学術講演会などに学外の研究者を招聘して、問題関心を広げる。

○各々の問題意識への刺激がより多く得られるように、民俗学・歴史地理学などの科目を設置する。

【修了要件となる修得単位】

「選択必修特殊研究」4単位 「選択必修演習」8単位 「選択必修文献研究」4単位 「選択科目」16単位 合計 32単位以上

※ 「演習」は、必ず異なる2系統の演習を履修すること。

※ 「選択必修特殊研究」「選択必修演習」「選択必修文献研究」について、所定の修了要件となる単位を超えて修得した場合は、選択科目の単位数として算入される。

【授業科目と履修方法】

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法
選択必修科目	特殊研究	古代史特殊研究 A	2	左記科目から4単位選択必修
		古代史特殊研究 B	2	
		中世史特殊研究 A	2	
		中世史特殊研究 B	2	
		近世史特殊研究 A	2	
		近世史特殊研究 B	2	
		近代史特殊研究 A	2	
		近代史特殊研究 B	2	
		日本仏教史特殊研究 A	2	
		日本仏教史特殊研究 B	2	
		考古学特殊研究 A	2	
		考古学特殊研究 B	2	
		文化財科学特殊研究 A	2	
		文化財科学特殊研究 B	2	
		美術史特殊研究 A	2	
		美術史特殊研究 B	2	
	演習	古代史演習	4	左記科目から8単位選択必修 ※異なる2系統の演習を履修すること。
		中世史演習	4	
		近世史演習	4	
		近代史演習	4	
		日本仏教史演習	4	
		考古学演習	4	
		文化財科学演習	4	
		美術史演習	4	
	文献研究	日本史学文献研究 A	2	左記科目から4単位選択必修
		日本史学文献研究 B	2	
		日本仏教史文献研究 A	2	

		日本仏教史文献研究B	2	
選択科目		日本法制史特殊研究A	2	左記科目から16単位以上を履修
		日本法制史特殊研究B	2	
		民俗学特殊研究A	2	
		民俗学特殊研究B	2	
		歴史地理学特殊研究A	2	
		歴史地理学特殊研究B	2	
		東洋仏教史特殊研究A	2	
		東洋仏教史特殊研究B	2	
		英語（ライティング）アドバンスト	1	
		英語（リーディング）アドバンスト	1	
		英語（ライティング）スタンダード	1	
		英語（リーディング）スタンダード	1	
		アカデミック・ライティング	2	
		宗教法特殊研究A	2	
宗教法特殊研究B	2			

6. 東洋史学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 中国をはじめアジア諸地域に関する専門的な知識と技能を修得し、広い視野を持ってアジア全体を深く洞察する能力を養成するため、アジア諸地域の歴史と文化、さらには宗教と言語を論じた授業科目を多数設け、多面的、かつ体系的に東洋史学領域の全体像が把握できるような教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、東洋史学の時代領域を古代史・中世史・近世近代史、及び仏教史の四分野に分かち、それぞれの時代分野と地域の特徴を理解し易いように設置する。
- 演習科目では、各時代分野の演習担当教員が指導を行い、研究対象の地域の歴史と文化、並びに宗教や言語を学び取り、演習科目履修中に研究成果の中間まとめを発表させる。さらに毎年度の前期と後期に開催される学内の研究大会（東洋史学研究大会・史学大会等）等においても研究発表を行い、最終的に修士論文にまとめるよう指導する。
- 中国文化圏のみならず、インド文化圏及びイスラーム文化圏に関する科目を配置し、ほぼアジア全域に関する講義が受講できるように、演習に加えて文献研究・特殊研究の科目を編成・実施する。
- 東洋史学研究に従事する日本及び諸外国の研究者複数名を招聘し、学術講演会を実施し問題関心を拡げる。
- 東洋史学の研究領域では、日本語以外の言語の文献を多く利用するため、英語や漢語（漢文）をはじめとして、ペルシア語やアラビア語等の言語の修得・活用を考慮した科目を編成する。

【修了要件となる修得単位】

「選択必修特殊研究」4単位 「選択必修演習」4単位 「選択必修文献研究」8単位 「選択科目」16単位 合計 32単位以上

- ※ 「選択必修特殊研究」「選択必修演習」「選択必修文献研究」について、所定の修了要件となる単位を超えて修得した場合は、選択科目の単位数として算入される。

【授業科目と履修方法】

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法
選択必修科目	特殊研究	東洋古代史特殊研究A	2	左記科目から4単位選択必修
		東洋古代史特殊研究B	2	
		東洋中世史特殊研究A	2	
		東洋中世史特殊研究B	2	
		東洋近世近代史特殊研究A	2	
		東洋近世近代史特殊研究B	2	
		東洋仏教史特殊研究A	2	
		東洋仏教史特殊研究B	2	
	演習	東洋古代史演習	4	左記科目から4単位選択必修
		東洋中世史演習	4	
		東洋近世近代史演習	4	
		東洋仏教史演習	4	
	文献研究	東洋史文献研究A	2	左記科目から8単位選択必修
東洋史文献研究B		2		
東洋仏教史文献研究A		2		
東洋仏教史文献研究B		2		
選択科目	日本仏教史特殊研究A	2	左記科目から16単位以上を履修	
	日本仏教史特殊研究B	2		
	東洋仏教史特殊研究A	2		
	東洋仏教史特殊研究B	2		
	考古学特殊研究A	2		
	考古学特殊研究B	2		
	美術史特殊研究A	2		
	美術史特殊研究B	2		
	民俗学特殊研究A	2		
	民俗学特殊研究B	2		
	歴史地理学特殊研究A	2		
	歴史地理学特殊研究B	2		
	文化財科学特殊研究A	2		
	文化財科学特殊研究B	2		
	仏教文化学特殊研究	4		
仏教文化学特殊研究A	2			

	仏教文化学特殊研究 B	2
	中国文学特殊研究 A	2
	中国文学特殊研究 B	2
	英語（ライティング）アドバンスト	1
	英語（リーディング）アドバンスト	1
	英語（ライティング）スタンダード	1
	英語（リーディング）スタンダード	1
	アカデミック・ライティング	2
	宗教法特殊研究 A	2
	宗教法特殊研究 B	2

7. 日本語日本文学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 日本の言語と言語文化についての高度な学識と研究能力を身につけ、日本の言語と言語文化を継承・発展させ、これを発信していく能力を養成するため、日本語の歴史と体系、古代から近・現代にわたる各時代の日本文学及び日本における情報出版を論じる授業科目を多数設け、多角的、かつ体系的に日本語日本文学諸領域の方法論と問題意識を把握できるよう教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、日本語学・日本古典文学・日本近代文学・日本情報出版学の四分野にわたって、それぞれの研究分野の特色と方法論を理解しやすいように設置する。
- 演習科目では、演習担当教員が指導を行い、各領域の方法論と研究の歴史、さらには資料の特色を学ぶとともに、各領域の文献資料の高度な読解力を身につけ、毎年度開催される学内の研究会（日本語日本文学専攻研究発表会・龍谷大学国文学会研究発表会等）においても研究発表を行い、最終的に修士論文にまとめるよう指導する。
- 日本語学・古典文学・近代文学・情報出版学の四分野に関する科目を配置して、日本の言語・言語文化全般に関する講義が受講できるように、演習に加えて文献研究・特殊研究の科目を編成・実施する。
- 日本語学・日本文学・情報出版学の研究に従事して優れた業績をあげている研究者複数名を招聘し、学術講演会を実施して知見を広め、問題意識を涵養するよう努める。
- 日本の言語と言語文化の探求のためには、漢籍についての理解が不可欠であるため、漢文の読解力が身につくよう考慮した科目を設置する。
- 日本の言語と言語文化の一環として、芸能の分野が看過できないことを考え、そういった分野についての知見も深められるよう考慮した科目編成を行う。

【修了要件となる修得単位】

「選択必修特殊研究」4単位 「選択必修演習」4単位 「必修文献研究」4単位 「選択科目」20単位 合計 32単位以上

- ※ 「選択必修特殊研究」「選択必修演習」「必修文献研究」について、所定の修了要件となる単位を超えて修得した場合は、選択科目の単位数として算入される。

【授業科目と履修方法】

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法
------	-----	-------	-----	------

選択必修科目	特殊研究	古典文学特殊研究 A	2	左記科目から4単位選択必修	
		古典文学特殊研究 B	2		
		近代文学特殊研究 A	2		
		近代文学特殊研究 B	2		
		情報出版学特殊研究 A	2		
		情報出版学特殊研究 B	2		
		日本語学特殊研究 A	2		
		日本語学特殊研究 B	2		
	演習	古典文学演習	4	左記科目から4単位選択必修	
		近代文学演習	4		
		情報出版学演習	4		
		日本語学演習	4		
	必修科目	文献研究	中国文学文献研究 A	2	4単位必修
			中国文学文献研究 B	2	
選択科目		古典文学文献研究 A	2	左記科目から20単位以上を履修	
		古典文学文献研究 B	2		
		近代文学文献研究 A	2		
		近代文学文献研究 B	2		
		情報出版学文献研究 A	2		
		情報出版学文献研究 B	2		
		日本語学文献研究 A	2		
		日本語学文献研究 B	2		
		中国文学特殊研究 A	2		
		中国文学特殊研究 B	2		
		言語情報処理特殊研究 A	2		
		言語情報処理特殊研究 B	2		
		日本仏教史特殊研究 A	2		
		日本仏教史特殊研究 B	2		
		民俗学特殊研究 A	2		
		民俗学特殊研究 B	2		
		美術史特殊研究 A	2		
		美術史特殊研究 B	2		
		英語（ライティング）アドバンスト	1		
		英語（リーディング）アドバンスト	1		

	英語（ライティング）スタンダード	1	
	英語（リーディング）スタンダード	1	
	アカデミック・ライティング	2	
	宗教法特殊研究 A	2	
	宗教法特殊研究 B	2	

8. 英語英米文学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 英国、米国をはじめとする英語圏に関する言語、文学、文化の知識を修得し、広い視野を持って英語圏地域を深く洞察する能力を養成するため、英米地域の言語、文学、文化を論じた授業科目を多数設け、多面的、かつ体系的に英米語学文学、文化の領域全体像が把握できるような教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、英文学、米文学、英語学、英米文化の4分野に分ち、それぞれの分野の特色を理解しやすいように設置する。
- 演習科目では、研究対象となる文学、英語学、文化に関わるテーマを学生に選ばせ、演習担当教員による修士論文の指導を行う。2年次には中間発表会で研究成果を発表させる。その際、各分野の教員がコメントやアドバイスをを行い、修士論文にまとめるよう指導する。
- それぞれの分野に偏らず広い視野から講義を受講できるように、演習に加えて文献研究・特殊研究の科目を編成・実施する。
- 例年、英米語学文学、文化に従事する日本及び諸外国の研究者を複数名招聘し、学術講演会を実施し問題関心の広がりを図る。
- 英米語学文学、文化の研究領域はヨーロッパ文化の影響が強く、それらとの関連をつかむことのできる科目を編成する。

【修了要件となる修得単位】

「選択必修特殊研究」4単位 「選択必修演習」4単位 「選択必修文献研究」4単位 「選択科目」20単位 合計 32単位以上

- ※ 「選択必修特殊研究」「選択必修演習」「選択必修文献研究」について、所定の修了要件となる単位を超えて修得した場合は、選択科目の単位数として算入される。

【授業科目と履修方法】

修了要件	科目群	開設科目名	単位数	履修方法	
選択必修科目	特殊研究	英文学特殊研究 A	2	左記科目から4単位選択必修	
		英文学特殊研究 B	2		
		米文学特殊研究 A	2		
		米文学特殊研究 B	2		
		英語学特殊研究 A	2		
		英語学特殊研究 B	2		
		英米文化特殊研究 A	2		
		英米文化特殊研究 B	2		
	演習	英文学演習	4	左記科目から4単位選択必修	
		米文学演習	4		
		英語学演習	4		

		英米文化演習	4	
	文献研究	英米文学文献研究 A	2	左記科目から4単位選択必修
		英米文学文献研究 B	2	
		英語学文献研究 A	2	
		英語学文献研究 B	2	
		英米文化文献研究 A	2	
		英米文化文献研究 B	2	
選択科目		言語情報処理特殊研究 A	2	左記科目から20単位以上を履修
		言語情報処理特殊研究 B	2	
		西洋美術史特殊研究 A	2	
		西洋美術史特殊研究 B	2	
		宗教哲学特殊研究 I A	2	
		宗教哲学特殊研究 I B	2	
		宗教哲学特殊研究 II A	2	
		宗教哲学特殊研究 II B	2	
		異文化間教育学特殊研究 A	2	
		異文化間教育学特殊研究 B	2	
		東方古典翻訳特殊研究 A	2	
		東方古典翻訳特殊研究 B	2	
		英語（ライティング）アドバンスト	1	
		英語（リーディング）アドバンスト	1	
		英語（ライティング）スタンダード	1	
		英語（リーディング）スタンダード	1	
		アカデミック・ライティング	2	
		宗教法特殊研究 A	2	
	宗教法特殊研究 B	2		

各専攻の教育課程・編成実施の方針、カリキュラム（教育課程）と履修方法 【博士後期課程】

【4】各専攻の教育課程・編成実施の方針、カリキュラム（教育課程）と履修方法 【博士後期課程】

★開講科目については、授業科目時間割表を参照してください。

【全専攻共通事項】

1. 各専攻とも必修科目は「演習」のみです。必修科目の演習は、授業科目時間割表の「受講対象」欄に「MD」指定のあるものに限ります。
2. 指導教授が特に必要と認め、「受講届」の「必修科目指導教授印」欄に指導教授の認印を受けた場合に限り「特殊研究」を「演習」に読み替えることができます。文学研究科開設科目一覧の「受講対象」欄に「MD」指定のある科目が、博士後期課程の必修科目となり得る科目です。なお、「文献研究」は、「演習（必修科目）」に読み替えることはできません。
3. 原則として、他専攻開講科目および修士課程対象科目は履修登録できません。ただし、研究上必要とされる場合については、指導教授の許可を経て履修登録することが可能です。（この場合、関連科目として単位認定されますが、修了要件の単位数に含まれません。）
4. 演習は各年次に開講される「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」として単位認定します。履修年度に複数の演習を履修する場合は、履修年度に配当されている「演習」として単位認定しますので、注意してください。なお3年次生以上の場合は、「演習Ⅲ」として単位認定します。

1. 真宗学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- インド・中国・日本にわたる浄土教思想の流れ、親鸞の教義と伝道活動、真宗教学の歴史の変遷の3分野について教育・研究し、広い視野に立って真宗教学の真理性を究め、現代社会の諸問題に対応する能力を養成するため、3分野に関する授業科目を多数設け、多面的かつ体系的に真宗学領域全体像が把握できるような教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、真宗学の領域を浄土教理史・真宗教義学・真宗教学史の3分野に分け、それぞれの分野の特色を理解し易いように設置する。
- 演習科目では、各分野の演習担当教員の指導を受け、研究対象の分野の歴史と思想を学びとり、演習科目履修中に研究成果の中間まとめを発表する。さらに、毎年秋に開催される学内の研究発表会（真宗研究会）においても研究発表し、その後の指導を継続し、最終的に博士論文にまとめるよう指導する。
- 3分野の演習に加えて、文献研究・特殊研究の科目を設け、書誌学的・思想史的・伝道学的方面からの講義が受講できるように編成・実施する。また、現代社会の多様化に伴う諸問題にも考慮し、他分野との学問領域の交流をめざし、仏教学・歴史学・哲学の講義も開講する。
- 毎年、真宗学の研究に従事している国内外の研究者を招聘し、学術講演会を開催する。毎年、韓国の東国大学校と、さらに隔年にアメリカの米国仏教大学院（IBS）、ハワイの仏教研究所（BSC）と交換講義を行い、国際的にも真宗教学への関心度を深めている。また、留学制度を設ける。
- 真宗学の研究領域では、漢文・古文・古文書の読解力を深めるとともに、国際交流を広めるため英語等の外国語の修得・活用を考慮した科目も編成する。

【修了要件となる修得単位】

必修「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」各4単位を含む合計12単位以上を修得

【授業科目と履修方法】

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
必修科目…演習	1年次	真宗学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	真宗学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	真宗学演習Ⅲ	4	4単位必修

2. 仏教学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 仏教学に関するより高度な専門的知識と研究能力を修得させるため、インド・中国・日本等の諸地域にわたる「インド哲学」「仏教教学」「仏教文化学」に関する演習を中心とする受講を通して、広い視野に立った分析研究能力を身につけることができるよう、教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、仏教とインド哲学・異思想との対比を研究する「インド哲学」、インド・中国・日本の諸地域におよぶ仏教の教義的特色を総合的・多角的視野より研究する「仏教教学」、仏教の文化的・歴史的・地域的な展開を研究する「仏教文化学」の三分野を機軸に構成する。これらの演習科目において担当教員の指導を受け、学内外の学術大会（龍谷仏教学会や印度学仏教学会等）において研究発表を行い、最終的に博士論文にまとめるよう指導する。
- インド哲学からインド・中国・日本におよぶ諸地域の仏教教学ならびに仏教文化学を専門的に研究させるため、演習指導の充実をはかる。
- 仏教学の研究領域は、地域的・時代的・文化的な広がりを持っているので、基礎として学んだサンスクリット語・パーリ語・チベット語・漢文・和文（古文書）等を活用した専門的な研究が推進できるよう、演習を中心した指導を充実させる。
- 毎年、仏教学を研究する国内外の研究者を招き、学術講演会を開催するほか、韓国の東国大学校、アメリカの米国仏教大学院（IBS）、ハワイの仏教研究所（BSC）と交換講義を行い、幅広い知識が得られるよう配慮する。

【修了要件となる修得単位】

必修「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」各4単位を含む合計12単位以上を修得

【授業科目と履修方法】

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
必修科目…演習	1年次	仏教学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	仏教学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	仏教学演習Ⅲ	4	4単位必修

3. 哲学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 哲学・倫理学・宗教学における専門的文献読解能力を向上させ、諸科学の知識の吸収につとめて、論文執筆ができる高度に専門的な研究のできる能力を養成するために、演習を開設する。
- 演習の担当教員が必要な研究指導を行い、毎年度、研究成果の中間まとめを発表するなどして最終的に博士論文にまとめるよう指導する。
- 演習科目では、三つの専門演習を開講する。複数演習の履修、特殊研究科目の履修を通してより広い知見が修得できるように研究指導を行う。

【修了要件となる修得単位】

必修「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」各4単位を含む合計12単位以上を修得

【授業科目と履修方法】

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
必修科目…演習	1年次	哲学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	哲学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	哲学演習Ⅲ	4	4単位必修

4. 教育学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 教育学と教育心理学の領域の各演習において各自の研究主題を確定し、新たな知見を見いだせるように、先行研究を網羅的・批判的に検討するとともに各自の研究成果を定期的に発表させて指導・助言し、各自の研究主題に関連する特殊研究・特論や文献研究を受講するよう指導する。
- 教育学の領域では、教育学、異文化間教育学、生涯教育学を中心とする3分野の教育学演習を設け、教育心理学の領域では、教育・発達心理学を中心とする教育・発達心理学演習を設置する。
- 演習では、各領域の演習担当教員が指導・助言を行い、各自の研究主題に関する先行研究を紹介・検討し、これまでの研究でできていない研究対象や理論を見いだして、新たな知見の獲得を図るよう指導する。毎年度11月の教育学専攻の研究大会での発表や『龍谷大学教育学会紀要』への投稿、学会への入会と所属学会での発表、紀要への投稿を促し、最終的に博士論文にまとめるよう指導する。
- 演習を核にして、各領域の学問を介して指導教員との個別で緊密な関係を築くことにより、学生の高度に専門的な研究関心に対応できるよう指導・助言する。
- 各自の研究関心を上げ深められるよう、同様の関心をもつ研究者との交流や学会等での発表を促すとともに、演習において、他の学生の研究にも関心をもって幅広い視野で研究できるように配慮する。

【修了要件となる修得単位】

必修「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」各4単位を含む合計12単位以上を修得

①教育学領域

【授業科目と履修方法】

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
必修科目…演習	1年次	教育学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	教育学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	教育学演習Ⅲ	4	4単位必修

②教育心理学領域

【授業科目と履修方法】

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
必修科目…演習	1年次	教育心理学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	教育心理学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	教育心理学演習Ⅲ	4	4単位必修

5. 日本史学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 専門知識・技能において特に優れ、かつ洞察力と柔軟性に富み、専門性を発揮する職業人として、また歴史的主体として、現代社会に貢献し得る人材を養成するため、修士課程からの継続性を重視した諸分野に関わる授業科目を設けて、日本史学の全体像が把握できるような教育課程を編成する。
- 演習科目では、古代史・中世史・近世史・近代史・仏教史・考古学・文化財学・美術史の8演習を開設して、研究の指導・支援を行う。独自の研究的立場の構築はいうまでもなく、より広く深い知見が修得できるように、必修とはしないが時代毎の特殊研究や文献研究の履修も促す。
- 指導教員のもとで行われる演習において研究報告が課せられるだけでなく、学内外の研究会・学会における報告や学術雑誌への投稿などを通して研究の進展をはかり、最終的に博士論文にまとめるよう指導する。
- 学術講演会などに学外の研究者を招聘して、問題関心を広げる。
- 各々の問題意識への刺激がより多く得られるように、民俗学・歴史地理学の科目を設置する。

【修了要件となる修得単位】

必修「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」各4単位を含む合計12単位以上を修得

【授業科目と履修方法】

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
必修科目 演習	1年次	日本史学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	日本史学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	日本史学演習Ⅲ	4	4単位必修

演習は「M（修士課程）」のみの開講となる場合があるため、注意すること。

6. 東洋史学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 中国をはじめアジア諸地域の言語や歴史に関する高度で専門的な知識と技能を修得し、研究者として広い視野に立ってアジア全体を深く分析研究する能力が求められる。そのため、アジア諸地域の歴史と文化、さらには宗教と言語に関する授業科目受講を通じ、深い分析能力を養成することができるような教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、東洋史学の時代領域を古代史・中世史・近世近代史、及び仏教史の四分野に分ち、それぞれの時代分野と地域の特徴を史料に基づいて深く理解できるように設置する。
- 演習科目では、各時代分野の演習担当教員の指導を受け、研究対象の地域の歴史と文化、並びに宗教や言語を深く理解し、演習科目履修中に研究成果の中間まとめを発表させる。さらに毎年度の前期と後期に開催される学内の研究大会（東洋史学研究大会・史学大会等）等や学術誌への投稿を通じて研究発表を行い、最終的に博士論文にまとめるよう指導する。
- 中国文化圏のみならず、インド文化圏及びイスラーム文化圏に関する科目を配置し、ほぼアジア全域に関する講義・講読が受講できるように、演習・特殊研究の科目を編成・実施する。
- 東洋史学研究に従事する日本及び諸外国の研究者複数名を招聘して学術講演会を実施し、諸方面の新知見を獲得することを求め、より多面的な学術交流を促す。
- 東洋史学の研究領域は、日本語以外の言語の文献を多く利用するため、英語や漢語（漢文）をはじめとして、ペルシア語やアラビア語等の言語で表記された外国語文献史料を活用した特殊研究等の科目を編成する。

【修了要件となる修得単位】

必修「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」各4単位を含む合計12単位以上を修得

【授業科目と履修方法】

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
------	----	-------	-----	------

必修科目 … 演習	1年次	東洋史学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	東洋史学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	東洋史学演習Ⅲ	4	4単位必修

7. 日本語日本文学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 日本の言語と言語文化についての深遠な学識と独自の識見をもって、日本の言語と言語文化の発展に寄与し、普遍性のある新たな知見を生み出して現代社会に貢献していく能力を確立するため、日本語・日本文学・日本情報出版学の最先端の諸問題に取り組む授業科目を設け、その受講を通じて、独創的な視野に立って研究をすすめる能力を養成することができるよう教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、日本語学・日本古典文学・日本近代文学・日本情報出版学の四分野にわたって、それぞれの研究分野の専門的知見を深め、文献資料の高度な読解力を養成するとともに、その方法論を主体的に修得できるように設置する。
- 演習科目では、演習担当教員が指導を行い、日本語学・日本古典文学・日本近代文学・日本情報出版学の今日的課題を理解して、それを踏まえた主体的な問題設定を行い、毎年度開催される学内の研究会（日本語日本文学専攻研究発表会・龍谷大学国文学会研究発表会等）や全国及び地域の学会においてもその研究成果の発表を重ね、最終的に博士論文にまとめるよう指導する。
- 日本語学・古典文学・近代文学・情報出版学の四分野に関する科目を配置して、日本の言語・言語文化全般に関する講義が受講できるように、演習・特殊研究の科目を編成・実施する。
- 日本語学・日本文学・情報出版学の研究に従事して優れた業績をあげている研究者複数名を招聘し、学術講演会を実施して最先端の研究にふれ、また、親しく警咳に接して啓発を受ける機会としている。
- 日本の言語・言語文化に関する研究は、本質的に日本語の言語資料を取り扱うものであるから、専門研究者として世に立っていく人材を育成する博士後期課程においては、それぞれの科目が特に言語資料と主体的に向き合う場となるよう考慮した科目編成を行う。

【修了要件となる修得単位】

必修「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」各4単位を含む合計12単位以上を修得

【授業科目と履修方法】

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
必修科目 … 演習	1年次	日本語日本文学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	日本語日本文学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	日本語日本文学演習Ⅲ	4	4単位必修

8. 英語英米文学専攻

【教育課程編成・実施の方針】

- 英国、米国をはじめとする英語圏に関する言語、文学、文化の知識を修得し、研究者として広い視野を持って英語圏地域を深く洞察する能力が求められる。そのため英米地域の言語、文学、文化の授業科目受講を通じ、深い分析能力を養成することができるような教育課程を編成する。
- 演習科目に関しては、英文学、米文学、英語学、英米文化の4分野に分ち、それぞれの分野の特色を深く理解できるように設置する。
- 演習科目では、研究対象の文学、英語学、文化に関わるテーマを学生に主体的に設定させ、その専門的な研究関心に対応できるよう、個別に対応・助言を行う。またその研究成果を毎年中間発表させ、研究を着実に進められるよう指導する。さらに英語英米文学専攻の学術誌への投稿をし、最終的に博士論文にまとめるよう指導する。
- それぞれの分野に偏らず広い視野から講義を受講できるように、演習・特殊研究の科目を編成・実施する。

○英米語学文学、文化の研究領域に大きな影響を与えているヨーロッパ文化との関連を捉えることのできる特殊研究などの科目を編成する。

【修了要件となる修得単位】

必修「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」各4単位を含む合計12単位以上を修得

【授業科目と履修方法】

修了要件	年次	開設科目名	単位数	履修方法
必修科目 … 演習	1年次	英語英米文学演習Ⅰ	4	4単位必修
	2年次	英語英米文学演習Ⅱ	4	4単位必修
	3年次	英語英米文学演習Ⅲ	4	4単位必修

学部科目等履修制度ほか

【5】学部科目等履修制度

文学部で開設されている諸課程履修により各種資格を取得するために、文学部開講科目を履修することが可能となる制度です。

履修許可された科目については、原則として履修辞退および登録を取り消すことができませんので、学修計画を立てて、履修申込みをするようにしてください。

1. 本制度を利用して履修できる学部科目

- ◆基礎となる学科・専攻の必修科目（ただし、指定科目は文学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位修得するよう指定した科目となりますので、本制度の適用外です。）
 - ◆教員免許状取得に必要な教職課程科目・教科に関する科目・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（日本国憲法、情報機器の操作、体育）
 - ◆社会教育主事資格、博物館学芸員資格、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、本願寺派学階資格、本願寺派教師資格の課程で、資格取得に必要な必修科目
- ※ただし、受講を制限する科目もあります。

2. 学部科目履修制度について

(1) 履修申請について

学部科目履修を希望する大学院生は、下記に定める期間に所定の願書に必要事項を記入し、文学研究科長に提出し、文学研究科委員会・文学部教授会の議を経て、履修を許可します。

(2) 履修制限単位数

1年間で32単位を上限とします。（ただし、指定科目の単位数は含みません。）

(3) 科目等履修料について

科目等履修料（以下、「履修料」という。）は学費等納入規程において規定した金額とする（1単位7,500円）。なお、単位の計算方法は学則に準じます。

ただし、下記の科目については、科目等履修料を免除するものとします。

- ① 各専攻の基礎となる文学部各学科（専攻）の必修科目
- ② 「教職に関する科目」
- ③ 大学院文学研究科各専攻で取得可能な専修免許状にかかる免許教科の「教科に関する科目」
※ただし、専攻ごとに指定される専修免許状の教科とは異なる中学校教諭一種免許状または高等学校一種免許状を取得するために必要な科目を履修する場合の教科に関する科目については有料とします。
- ④ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、「日本国憲法」「体育」「情報機器の操作」に関する科目
- ⑤ 本学が教員免許状取得のうえで特に必要と定める科目
- ⑥ 社会教育主事資格、博物館学芸員資格、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、本願寺派学階資格、本願寺派教師資格課程に関する必修科目
- ⑦ 「龍谷大学 国際伝道者養成プログラム」を受講する学生が、当該プログラムの修了に必要なとする科目

(4) 履修制限科目等について

- ① 「科目等履修生に関する要項」第4条で定める以下の科目については、履修できません。
 - I. 演習、実習、卒業論文
 - II. 語学科目等で受講者数を制限する科目
 - III. その他、科目の性格上履修が認められない科目
- ② 情報教育科目及び「考古学実習」「文化財実習」、図書館司書資格課程の一部科目については、受講可能であっても、受講者数に制限があるため、その選考にあたっては、文学部在学生の履修登録を優先します。

③ 「博物館実習」の受講については、「文学部博物館学芸員課程博物館実習内規」により取り扱うものとします。

3. 学部科目履修に関する手続きについて

(1) 学部科目履修申込について

① 履修申込期間

原則として、年1回(学年始)のみの申込とします。(※一部科目を除く)

詳細は、毎年度1月末以降に発表される前期オリエンテーション日程を確認してください。

② 提出書類

「大学院文学研究科・実践真宗学研究科生の学部科目履修登録申請書」

③ 履修許可通知

履修登録開始日にweb登録画面上で通知します。

④ 注意事項

◆図書館司書課程科目の以下の科目については、先修制を採用している関係上、学部と同様に後期履修指導期間(9月中旬)に受け付けを行います。

授業科目	履修の要件となる授業科目および単位数
(司) 情報サービス実習B	(司) 情報サービス論 (2単位)
(司) 情報資源組織実習A	(司) 情報資源組織論 (2単位)
(司) 情報資源組織実習B	(司) 情報資源組織論 (2単位)

(2) 学部科目の履修登録について

① 履修登録期間

履修登録については、web登録としますので、web履修登録期間に登録を完了してください。

詳細は、毎年度1月末以降に発表される前期オリエンテーション日程を確認してください。

② 履修登録方法

履修許可された科目については、web履修登録画面上で「確定」科目として表示しますので、他の文学研究科の科目とともに履修登録を行ってください。

(3) 有料科目受講にかかる手続きについて

- 履修許可科目のうち、科目等履修料の納入が必要な場合は、対象者について履修登録開始日にポータルサイト「お知らせ」にて発表します。
- 対象者は、下記の期間に必ず定められた銀行口座に履修料を入金してください。納入期間は許可発表日から1週間です。【期間厳守】
※上記期間内にCampus HUB(大宮)(大学院窓口)に納入用紙を受け取ってください。
※入金後、大学提出用控えをCampus HUB(大宮)まで持参してください。
※期間内に納入できない場合、受講許可を取り消しますので、もれなく手続きを行ってください。

【6】 龍谷大学大学院社会学研究科修士課程開設科目の履修方法

1. 履修の認定

文学研究科修士課程の修了要件である選択科目として、社会学研究科開講科目「特論」「調査研究」の内4単位のみ、在学中に履修し、修得することができます。

社会学研究科開講科目「特論」「調査研究」の内4単位のみ、在学中に履修し、文学研究科修士課程の修了要件である選択科目に含むことができます。

2. 履修可能科目

社会学研究科社会学専攻・社会福祉学専攻の「特論」および「調査研究」

3. 履修手続き

指導教授（主）の了承を得た後、履修登録期間中にCampus HUB（大宮）窓口へ申し出てください。修士課程社会人学生の登録料は、1単位につき、32,000円です。

【7】「京都・宗教系大学院連合」単位互換

「京都・宗教系大学院連合」は大谷大学大学院、皇學館大学大学院、高野山大学大学院、同志社大学大学院、花園大学大学院、佛光大大学院、龍谷大学大学院が加盟しています。

京都を中心とした宗教系大学の大学院が、それぞれの宗教や宗派の特色を生かし、2006年度から単位互換を実施しています。詳細については、別に配付する「京都・宗教系大学院連合」のパンフレットを参照してください。

なお、履修した授業科目の単位は、留学による単位認定と合わせて15単位を超えない範囲で本学大学院文学研究科において履修したものとみなすことができます。（大学院学則9条第1項および第2項参照）

（1）履修登録受付期間

履修登録開始日から1週間（予定）です。詳細は、ポータルサイトにてお知らせします。

（2）履修登録方法

- 履修登録関連書類とともに配付する【「京都・宗教系大学院連合」単位互換履修出願票】に必要事項を記入してください。通年登録のため、前期開講分、後期開講分を一度に登録してください。ただし、後期での登録修正はできませんので、計画的に履修登録を行うようにしてください。
- 「京都・宗教系大学院連合」の単位互換科目履修出願にあたっては、指導教授（主）の受講認定が必要ですので、事前に指導教授（主）と履修面談のうえ、出願してください。
- 出願後、文学研究科委員会にて審議を行い、受講の可否について判定いたします。
- 学内の申し合わせにより、**本学大学院実践真宗学研究科が提供する科目について受講登録することができません。**
- 受講許可された科目については、webによる履修登録が不要ですので、出願票の提出・委員会での受講許可をもって、履修登録したものといたします。

（3）単位認定について

- 認定単位数
龍谷大学大学院学則第9条第2項の規定により、**他大学の大学院で履修し、修得した単位と合わせて15単位を限度**とする。ただし、種智院大学開講科目については、単位認定の対象としない。
- 認定する分野
【修士課程】選択科目での単位認定とし、修了要件単位数に算入する。
【博士後期課程】関連科目での単位認定とし、修了要件単位数には算入しない。
- 認定方法
認定は個別認定とし、原則として科目名は「互換大学名（講義区分）」とする。ただし、国際学研究科の単位互換科目について、内規第4条第3項に基づき、本学大学院学則で定める他研究科科目の履修として単位認定を行うものとする。
- 成績表記：素点による評価
- 認定時期：前期開講分を含め、年度末に一括して認定します。

【8】諸課程科目等の履修方法

文学部では、大きく9の資格課程が設置されているほか、文学研究科においては3種類（教職課程・公認心理師受験資格※・臨床心理士受験資格※）の資格課程が設置されています。

学部に設置されている資格課程については、「学部科目履修制度」を活用し、資格を取得することが可能です。ただし、修士課程では2年間、博士後期課程では3年間という限られた学修期間と1週間39講時という時間割の制限のもとでの資格取得であるので、**複数の資格の取得を必ずしも保証することはできません。**したがって、皆さんは、大学院での学修計画と大学院修了後の将来計画に応じて、取得すべき資格を選択する必要があります。

特に学問分野の異なる複数の資格の取得を目指す場合は、2年間ないし3年間、もしくはそれ以上にわたる綿密な履修計画を立てなければ

なりません。

教育実習や博物館実習のように、一定期間を実習に専念しなければならない科目もあるため、職業や家庭の事情等で履修が困難であると予想される場合には、それらを解決し、履修を可能とするための調整が本人の努力に求められます。学生の個々の事情に対するすべての調整を大学側に求めることはできません。学生個々の事情により履修が不可能であると最終的に判断された場合には、当然のことながら資格取得を断念しなければなりません。

大学院生における諸課程資格取得にあたっては、大学院での学修と資格取得のための科目履修との両立をはかったうえで、科目履修をしないでなりません。

※臨床心理学専攻に限る

1. 教職課程

教職課程は、教員免許状の取得を目指す学生を対象とした課程です。教科等に関する確かな専門的知識はもちろん、広く豊かな教養、人間の成長・発達への深い理解、生徒に対する教育的愛情、教育者としての使命感を基盤とした実践的な指導力を養成することを目的に設置しています。

(担当窓口) 教職センター大宮キャンパス西翼1階
(関係情報) 『教職課程ガイドブック』教職センターHP
(URL) <https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku>



2. 本願寺派教師資格課程

本願寺派教師資格課程は、浄土真宗本願寺派における寺院の住職や布教使になるために必要となる資格課程です。

この課程は、最終的には浄土真宗本願寺派が実施する本資格に関連する試験・研修を受けなければなりません。

資格制度の詳細について、不明な点等がありましたら、浄土真宗本願寺派僧侶養成部に尋ねてください。

履修に関する詳細については、担当窓口尋ねてください。

(担当窓口) Campus HUB (大宮) (大宮キャンパス西翼1階)
(関係情報)
(URL) <https://cweb.ryukoku.ac.jp/~kyoga/rishu/prog.html>



3. 本願寺派学階課程

学階とは、浄土真宗本願寺派(西本願寺)における、教師(同派末寺の住職になれる僧侶)の資格のひとつです。真宗学、仏教学に通じた者に与えられる学位で、得業・助教・輔教・司教・勧学の5段階あります。

本学において、所定の科目の単位修得等の要件を満たすと学階を受けるための予試・本試が免除され、直接、殿試(初めて学階授与を願う者が受けるための試験)を受験することが可能となります。

(担当窓口) Campus HUB (大宮) (大宮キャンパス西翼1階)
(関係情報)
(URL) <https://cweb.ryukoku.ac.jp/~kyoga/rishu/prog.html>



4. その他資格課程について

●学校図書館司書教諭課程

司書教諭とは、小学校・中学校・高等学校等の図書館で専門的職務に従事する教員のことをいいます。1997年の学校図書館法の改正により、2003年度から12学級以上の規模を持つすべての小中高の図書館への司書教諭の配置が義務づけられました。

司書教諭は学校司書と同じく、学校図書館における専門的職務であり、深い人間理解に基づく、豊かな読書指導を行うことはもとより、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を開催したり、児童・生徒の学習に対して図書館の利用に関する指導を行うこと等を職務としています。

(担当窓口) Campus HUB (大宮) (大宮キャンパス西翼1階)

(関係情報) 履修要項WEBサイト

(URL) <https://cweb.ryukoku.ac.jp/~kyoga/rishu/prog.html>



●図書館司書課程

図書館司書とは、図書館等で資料の選択、収集、整理（分類、目録）、情報サービスなどを行う専門的職員です。公共図書館、大学図書館、専門図書館、学校図書館などで働いています。

生涯学習社会といわれる現代において図書館司書が果たす役割は大きく、利用者に対して質の高いサービスを提供でき、多様なニーズに対応できる人材が求められています。また図書資料だけにとどまらず国際化・情報化の時代にふさわしく情報メディアの収集・管理、情報検索などについての自在な活用能力も求められています。

(担当窓口) Campus HUB (大宮) (大宮キャンパス西翼1階)

(関係情報) 履修要項WEBサイト

(URL) <https://cweb.ryukoku.ac.jp/~kyoga/rishu/prog.html>



●博物館学芸員課程

資料の収集・保管・展示および調査研究等の業務に携わり、博物館の事業全般をサポートする博物館学芸員を養成します。

(担当窓口) Campus HUB (大宮) (大宮キャンパス西翼1階)

(関係情報) 履修要項WEBサイト

(URL) <https://cweb.ryukoku.ac.jp/~kyoga/rishu/prog.html>



【9】学会発表援助費について

学会発表援助費とは、大学院生研究援助費の一つであり、大学院生の学修・研究活動を支援するためのものです。以下の申請方法等を、よく確認して申請してください。

また、申請時期等の詳細については、申請時期の1ヶ月前にポータルサイトでお知らせします。

1. 申請資格

大学院文学研究科に在学する正規学生（修士課程・博士後期課程）

2. 申請時期

具体的な申請期間については、別途ポータルサイトで周知します。

3. 申請対象

以下に該当するものが申請・支給の対象となります。

- (1) 原則として、日本学術会議協力学術研究団体等の学会が主催、共催及び協賛する大会・研究発表会とする。
- (2) 学内開催の学会については、本学で開催される前項に定める大会・研究発表会のほか、各学科・専攻で付置する学会の大会・研究発表会とする。
- (3) 前2項の大会・研究発表会以外の大会・研究発表会については、申請に基づき、文学研究科委員会の議を経て、対象とする場合がある

4. 申請方法

以下の手続にて、申請すること。

- (1) 文学部教務課で配付する「文学研究科 大学院学会発表援助費 支給申請書」に必要事項を記入し、指導教授に所見記入・認印を押印してもらう。
- (2) ①指導教授の承認を経た「支給申請書」、②学会の概要がわかる書類、③申請する学会発表のプログラム等を添付し、文学部教務課へ提出する。

5. 申請回数

申請回数については、1人につき年3件を上限とする。ただし、同一の大会・研究発表会で複数発表する場合については、1件としてカウントする。グループ発表については、発表者（代表者）1名が申請対象とし、1件としてカウントする。

6. 支給額

個人発表の場合は、学会発表1件につき10,000円を支給する。また、※グループでの発表の場合も、人数にかかわらず学会発表1件につき10,000円を支給する。

7. 支給方法

研究科委員会で支給の可否を審議。承認された申請者に対して、申請された銀行口座に振り込みます。

8. その他注意点

- (1) 「支給申請書」1枚につき、学会発表1件を記入してください。
- (2) 代理での提出は認めません。
- (3) 学会の概要がわかる書類、申請する学会発表のプログラムが外国語で書かれている場合は、必ず日本語訳を添付してください。

※グループでの発表：

1演題について複数の演者が登壇した場合は、1グループとみなします。

【10】 研究生・特別専攻生制度

1. 研究生制度

本学大学院博士後期課程に3年以上在学し退学した方で、更に本学大学院において博士論文作成のために研究の継続を希望する方を対象とした研究生制度があります。研究生の取り扱いについては、「研究生要項」（大学院学則第9章の2 研究生の項を抜粋）を確認してください。

研究生の申請については、下記の要領で受け付けます。

(1) 願書受付期間

1月中旬～2月末日（予定）

(2) 願書提出先

Campus HUB（大宮）

(3) 出願書類

- ① 研究生願書 1通（本研究科所定のもの、写真1枚添付）
- ② 研究生願書調査書 1通（本研究科所定のもの）
- ③ 研究生証交付願 1通（本研究科所定のもの、写真1枚添付）
- ④ 研究計画書（400字詰原稿用紙5枚程度、様式自由、指導教授と相談のこと）1部

(4) 待遇

- 指導教授による指導を受けること。
- 大学院学生の研究を妨げない範囲で、科目の聴講を許可します。ただし、科目履修による単位認定は行いません。
- 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用することが可能です。

(5) 研修費

年間2万円（※受入許可後、年度初めに入金していただきます。）

※ 申請に関する詳細は、12月中旬（予定）にポータルサイト等でお知らせします。

2. 特別専攻生制度

本学大学院文学研究科修士課程修了者、本学大学院文学研究科博士後期課程修了者（博士論文を提出し、博士の学位を授与された者）で、更に本学大学院において研究の継続を希望する方を対象とした特別専攻生制度があります。特別専攻生の取り扱いについては、「特別専攻生規程」を確認してください。特別専攻生の申請については、下記の要領で受け付けます。

(1) 願書受付期間

1月中旬～2月末日（予定）

(2) 願書提出先

Campus HUB（大宮）

(3) 出願書類

- ① 特別専攻生願書 1通（本研究科所定のもの、写真1枚添付）
- ② 特別専攻生願書調査書 1通（本研究科所定のもの）
- ③ 特別専攻生証交付願 1通（本研究科所定のもの、写真1枚添付）
- ④ 研究計画書（400字詰原稿用紙5枚程度、様式自由、指導教授と相談のこと）1部

(4) 待遇

- 指導教授による指導を受けること。
- 大学院学生の研究を妨げない範囲で、科目の聴講を許可します。ただし、科目履修による単位認定は行いません。
- 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用することが可能です。

(5) 研修費

年間2万円（※受入許可後、年度初めに入金していただきます。）

※ 申請に関する詳細は、12月中旬（予定）にポータルサイト等でお知らせします。

【11】長期履修制度について

文学研究科では、職業を有している等の事情により、通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することができる「長期履修学生制度」を、2014（平成26）年度入学生から導入しました。詳細は、本学ホームページ（<https://www.ryukoku.ac.jp/>）で必ず確認してください。

1. 長期履修学生制度の概要

(1) 長期履修学生の定義

職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する者で、研究科委員会の議を経て研究科長が認めた者

(2) 対象となる課程

修士課程・博士後期課程

(3) 対象となる者

長期履修学生となることを希望する者は、本学大学院研究科に入学する者又は在學生（修了年次の者を除く）で、標準修業年限での修了が困難な次のいずれかに該当する者とします。ただし、外国人留学生は、対象としません。

- 1) 職業を有している者
- 2) 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- 3) その他当該研究科が相当な事情があると認めた者

(4) 長期履修期間

長期履修期間は年度を単位とし、修士課程、博士後期課程ともに6年を限度に認めることができます。ただし、休学期間は算入しません。

2. 長期履修学生の申請について

(1) 申請期間

長期履修は、次のいずれかの期間に申請できるものとします。

- 1) 入学前の申請（入学手続期間）
- 2) 入学後の申請（長期履修開始年度の学年開始の1ヶ月前までとし、修了年度の申請を除く）

(2) 申請手続

長期履修開始年度の学年開始の1ヶ月前までに、以下の書類をCampus HUB（大宮）に提出してください。

- ①長期履修申請書
- ②対象者であることを確認できる書類
- ③その他当該研究科長が必要と認める書類

長期履修申請書提出にあたっては、指導予定教員等（指導教員）の面談を受け、申請書に指導教授の所見・署名・捺印を受けなければなりません。

3. 長期履修学生の許可について

申請書類に基づき、文学研究科教務委員会において審査を行い、文学研究科委員会の議を経て、許可します。

4. 履修期間の変更について

長期履修学生が、許可された履修期間を事情により変更（短縮又は延長）を希望する場合は、以下の書類をCampus HUB（大宮）に提出してください。長期履修期間変更申請書提出にあたっては、提出者は、指導教員の面談を受け、申請書に指導教授の所見・署名・捺印を受ける必要があります。

(1) 手続き方法

履修期間を変更する場合は、学年開始の1ヶ月前までに、以下の書類をCampus HUB（大宮）に提出してください。

- ① 長期履修期間変更申請書
- ② その他当該研究科長が必要と認める書類

(2) 変更可能回数および期間の変更

①長期履修期間の変更

在学する課程において、いずれか1回に限り認めるものとします。

②長期履修期間の短縮

標準修業年限に1年を加えた期間までとし、申請は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前までとします。

③長期履修期間の延長

延長については、修士課程、博士後期課程ともに長期履修期間の上限となる6年を限度とします。申請は変更前の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行うものとします。

5. 長期履修学生の学費

長期履修学生は、通常学費を履修期間に応じて均等に分割納入することとなります。

※ 学費とは別に諸会費が必要となります。諸会費については分割納入にはなりませんので、毎年度所定の費用を納入する必要があります。

【12】 龍谷大学大学院文学研究科紀要

『龍谷大学大学院文学研究科紀要』への研究論文等の投稿について

大学院生の研究成果を発表する機関誌として、毎年『龍谷大学大学院文学研究科紀要』を刊行しています。研究論文等の投稿を希望する者は、次の要領で提出してください。

1. 応募資格

- (1) 博士後期課程在学者、研究生、満期依願退学者（退学後3年以内の者）。ただし、あらかじめ所属する専攻（満期依願退学者については在籍中に所属していた専攻）の承認を得ること。
- (2) 修士論文提出者で所属する専攻の推薦を得た者。

2. 執筆要項

(1) 論文の種類は、研究論文、翻訳、研究ノートとする。ただし、翻訳、研究ノートについては、編集委員会で掲載本数を制限することがあるので注意すること。

- (2) 原稿量は、以下のとおりとする。

研究論文・翻訳：20,000字以内。

研究ノート：16,000字以内。

欧文（梵巴蔵文を含む）：全体で10,000words以内。

*原稿制限文字数には、図、表も含める。

*参考文献、引用、註は、原則として、原稿の末尾に掲載する。

横書きの場合は、脚註も可とする。

(3) 原稿は、Word形式のA4サイズ1頁1,000字（縦書きの場合は縦40字×横25行、横書きの場合は横40字×縦25行）の設定で印刷すること。欧文（梵巴蔵文を含む）原稿は、A4サイズで1頁あたり33行とする。

- (4) 原稿は、必ず綴じて提出すること。（クリップ可）

3. 原稿の掲載

原稿の掲載の可否については、編集委員会の査読によって決定する。

4. 応募手続きなど

(1) 編集委員会事務局（世界仏教文化研究センター事務局）に設置してある文学研究科所定の応募用紙にて応募すること。応募にあたっては、必ず専攻の承認を得ること。

① 研究論文、翻訳、研究ノート

応募期限：毎年度1月末日

提出先：編集委員会事務局（世界仏教文化研究センター事務局）

② 修士論文に基づく研究論文

応募期限：毎年度2月末日

提出先：編集委員会事務局（世界仏教文化研究センター事務局）

(2) 毎年3月中旬に、編集委員会で投稿の可否を決定し、応募者全員に通知する。

(3) 原稿提出期限

提出期限：毎年度5月末日頃

提出先：編集委員会事務局（世界仏教文化研究センター事務局）

(4) 応募日程の詳細については毎年12月頃にポータルサイトで周知します。

5. その他

本研究科の研究成果の公開方法として、国立情報学研究所を通じて電子化を実施する。掲載された論文等（書籍情報、画像情報、本文）の著作権（著作財産権、copyright）は個人に帰属するが、電子化し公共の利用に供する場合、掲載された論文の複製権（注1）、及び公衆送信権（注2）の行使を本編集委員会に許諾することとする。

注1 複製権：著作物を有形化し、再製することに関する権利

注2 公衆送信権：著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利

学生生活の手引き

【1】学籍の取り扱い

1. 学籍とは

詳しくはこちら

2. 学籍簿

詳しくはこちら

3. 学生証

詳しくはこちら

4. 学籍の喪失

修了以外の事由で学籍を喪失（本学の学生でなくなる）する場合としては、退学と除籍の2種類があり、さらに退学はその内容により依願退学と懲戒退学に区分されます。

(1) 退学

① 依願退学

依願退学は、学生自身の意志により学籍を喪失（本学の学生でなくなる）することです。

依願退学は、学生の意志によるものであることから、いつでも願い出ることができますが、次の諸手続きが必要です。

ア 大学所定の書式により、退学理由を明記し、保証人と連署により願い出てください。

イ 当該学期分の学費を納入していること。（学費の納入と学籍の取得は、対価関係にあり、学費の納入の無い者は本学学生と見なすことができず、したがって退学を願い出る資格もありません。なお、学期当初に退学をする場合は、研究科で個別に対応しているので相談してください。）

また、休学期間中の者も退学を願い出ることができますが、除籍となった者は、退学を願い出ることができません。

② 懲戒退学

懲戒退学は、学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合、その内容、軽重等を考慮し、別に定める学生懲戒規程により、在学契約を解消することです。

(2) 除籍

「懲戒」という概念になじまない事由であっても、大学が一方的に在学契約を解消する必要のある場合があります。このため本学ではこれを**除籍**として処理しています。しかし、除籍といえども本学学生としての身分を失う点では、退学と同じ結果となるので、その事由は学則により明記されています。

本学学則において定められている除籍の事由は、次のとおりです。

① 定められた期間に所定の学費を納入しないとき。

② 在学し得る年数（通常の場合、修士課程は5年間、博士後期課程は6年間）以内に修了できないとき。

③ 休学期間を終えても復学できないとき。

なお、死亡の場合も除籍とします。

5. 休学と復学

学生が疾病またはその他の事情により、3カ月以上修学を中断しようとするときは、**休学**を願い出ることができます。

(1) 休学の願出

休学には、次の諸手続きが必要です。

- ① 大学所定の書式により願出すること。
- ② 休学の必要性を証明する書類（診断書等）を添付すること。
- ③ 保証人と連署で願出すること。

(2) 休学期間

- ① 休学期間は、1学年間または1学期間のいずれかです。
1年間あるいは第1学期（前期）休学希望者は6月30日まで、第2学期（後期）休学希望者は12月31日までにCampus HUB（大宮）窓口に大学所定の書類を提出してください。
なお、受付は、窓口の開室日に限ります。
- ② 休学期間の延長の必要がある場合は、さらに1学年間または1学期間の休学期間の延長を願出することができます。
- ③ 休学期間は次のとおりです。
修士課程：連続して2年、通算して2年を越えることはできません。
博士後期課程：連続して2年、通算して3年を越えることはできません。

(3) 休学中の学費

休学者は、学費として休学する学期の休学在籍料を納入しなければなりません。

(4) 復学の願出

休学者の休学事由が消滅したときは、願出により復学することができます。復学できる時期は、教育課程編成との関係で、学期の始め（第1学期（前期）または第2学期（後期）の開始日）に限定されています。したがって、復学の願出は、学期開始日の前1カ月以内になければなりません。

(5) 休学による学年進行

学年進行するためには、各年度末の時点で当該学年における1年以上の在学歴が必要となります。例えば1年生の時に第1学期もしくは第2学期のいずれか1学期間の休学をした場合、在籍2年目となる翌年度の一年間も1年生の扱いとなります。このことにより、在籍2年目も1年生対象の科目しか受講できないこと可能性がありますので、休学する場合は履修計画に注意してください。

6. 修業年限

修業年限は次のとおり定められており、これを超えて在学することはできません。修業年限内に修了できない場合は、除籍となります。なお、休学期間は修業年限に算入しません。

修士課程：5年間（再入学生：再入学年次に該当する年限、例えば2年次再入学なら4年間）

博士後期課程：6年間（再入学生：再入学年次に該当する年限、例えば2年次再入学なら5年間）

7. 再入学

(1) 大学院学則第29条により退学した者が再び入学を願出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に、入学を許可することがあります。（大学院学則第29条第2項）ただし、再入学を願出たときに、退学した年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します

(2) 大学院学則第30条第1項第1号により除籍された者が再び入学を願出たときは、原年次に入学を許可することがあります。（大学院学則第30条第3項）ただし、再入学を願出たときに除籍された年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。

(3) 休学期間の満了するまでに退学を願出でて許可された者は、再入学を願出することができます。

(4) 再入学を願出する時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。

【2】 留学

龍谷大学では、国際的な社会に貢献できる人材の育成を目的として、学生の海外派遣を積極的に推進するため、以下のような留学制度があります。

経済、社会、文化、政治などあらゆる局面で国際的な相互依存関係が深まっている現在、海外の大学での学修、文化交流を通して広い視野と柔軟な発想を学ぶことは、みなさんにとって有意義な経験となることでしょう。

詳しくは、グローバル教育推進センター（深草キャンパス和顔館）で配布している「留学ガイド」や、グローバル教育推進センターホームページ（<https://intl.ryukoku.ac.jp>）を参考にしてください。



1. 交換留学

交換留学とは、学術研究および国際理解の発展のために海外の大学と学生交換協定を締結し、学費の免除や奨学金を受けて留学する制度です。この協定に基づき、原則として毎年同じ人数の学生を派遣・受入しています。

留学期間は原則1年間で、その期間、龍谷大学の学費免除（ただし、留学生在籍料は必要）、留学先大学の学費免除が受けられます。

募集案内、応募方法、学生交換協定校などは、グローバル教育推進センターで配布している「留学ガイド」や、グローバル教育推進センターホームページを参照ください。

2. 私費留学

各自で留学したい大学を探し、大学から承認を得て留学する方法で、毎年多くの学生が私費留学をしています。

この留学は交換留学と同じく、留学期間は在学期間に算入され、取得した単位は単位認定の対象となります。

交換留学と大きく異なる点は、留学先大学の学費や寮費等が自己負担であること。また、留学手続き等は各自で行うことです。手続前に Campus HUB（大宮）や指導教員と相談してください。

※留学先選定にかかる留意点

留学先の選定については、特に在学のまま留学する場合については、以下の点に留意してください。

- 受け入れ大学が学位授与権をもつ大学であること。大学院の場合、修士の学位が授与できる大学（大学院）に限ります。
- 留学期間は、半年間もしくは1年間となります。（「学生外国留学規程」第9条により、学長が履修及び研究のために特に必要と認めた場合は、その限りではありません。）
- 受入先大学によっては、語学要件を定めている場合があるので、必ず確認をし、受入れのための所要要件を充足しておくようにしましょう。

3. 個人留学（休学して留学する）

大学を休学した場合、留学先で学んだ期間は在学期間に算入されません。また、単位の認定も行われません。1年間（ないし半年間）海外の専門語学学校で語学を集中して学びたいという学生や、ワーキングホリデーをしてみたい、海外でボランティアをしてみたいという学生がよく利用する方法です。

留学に関する手続について

(1) 留学前の書類提出について

留学前に以下の書類を提出してください。

(1) 提出する書類

No.	書類	所定用紙	提出先
①	渡航方法連絡票・滞在先連絡票（※1）	グローバル教育推進センターHP	〈交換留学〉 →グローバル教育推進センター

			〈私費留学〉 →Campus HUB（大宮）
②	単位認定の申込について（※2）	Campus HUB（大宮）	Campus HUB（大宮）

（※1）必ず、留学出発前までに提出すること。滞在先がわからない場合は、渡航後に郵送・FAX等で連絡すること。

（※2）単位認定を申し込まない場合でも、書類を提出すること。

（2）履修・修了時期に関する注意事項

- ① 留学後の履修および研究指導、修了時期等については、事前にCampus HUB（大宮）・指導教員に相談して決定しておくこと。（特に修士課程での留学の場合は注意すること。）
- ② 留学後の履修に関する相談・修了時期の決定にかかる相談は、成績表を持参のうえ、Campus HUB（大宮）（大学院担当・留学担当）まで相談すること。
- ③ 教職課程等の諸課程を履修する場合は、事前にCampus HUB（大宮）へ相談のうえ、履修に係る指示を受けること。
- ④ 修了年次に留学する場合、時期については就職等の進路決定にもかかわるので、留学中・留学後の就職活動等に関して、キャリアセンターで事前にアドバイスを受けたうえで、決定すること。
- ⑤ 後期から留学する場合の「演習」の履修について、学生外国留学規程の定めに基づき、留学前と留学後で分割して履修することができます。
 - 対象科目：通年配当となる各専攻開講の「演習」
 - 上記該当の演習科目について、前期（留学前）と後期（留学後）にわたって履修することで、所定の単位を認定する。
 - 分割履修にあたっては、ゼミ担当の指導教員の承認を得ること。

2. 留学後の書類提出について

留学後に以下の書類を提出のこと。提出期限は、概ね帰国後2週間以内に提出すること。

1) 大学院生の場合

No.	書類	所定様式交付	提出先
①	留学帰国報告書	グローバル教育推進センターHP	〈交換留学〉 →グローバル教育推進センター 〈私費留学〉 →Campus HUB（大宮）
②	留学帰国レポート		
③	成績証明書	留学先大学	Campus HUB（大宮） もしくはグローバル教育推進センター
④	修了証明書		
⑤	単位認定申請書	Campus HUB（大宮）	Campus HUB（大宮）
⑥	講義科目報告書		
⑦	履修科目の登録確認表等 （時間割・単位数等が記入されたもの）	留学先大学	
⑧	学年暦		
⑨	シラバス		
⑩	受講時間割		

※単位認定を希望する場合は、⑤～⑩の提出が必要。

3. 留学先科目の単位認定について

（1）単位認定について

留学先で修得した授業科目について、「学生外国留学規程」第10条・第11条に基づき、本学の修了要件単位として認定することができます。

大学院での単位認定

- ① 認定の上限：15単位までを、他大学で修得した単位を含め、大学院の修了要件科目として認定。

② 認定科目：各専攻の「特別研究」として認定。

③ 認定分野

【修士課程】選択科目での単位認定とし、修了要件単位数に算入する。

【博士後期課程】関連科目での単位認定とし、修了要件単位数には算入しない。

④ 1単位の認定にあたっての学修時間

講義科目：675分の授業時間をもって1単位を認定

語学科目・実技科目：1,350分の授業時間をもって1単位を認定

※ ただし、留学先で修得する科目の性格によっては、単位認定できない場合がある。

(2) 単位認定の手続

留学先で修得した授業科目の単位を本学の修了要件単位としての認定を受ける場合、以下の書類の提出が必要となります。認定の申請は、帰国後の提出書類とともに提出のこと。

1) 単位認定にかかる書類の提出

No.	書類	所定様式交付	提出先
①	成績証明書	留学先大学	Campus HUB（大宮）
②	修了証明書		
③	単位認定申請書	Campus HUB（大宮）	Campus HUB（大宮）
④	講義科目報告書		
⑤	履修科目の登録確認表等 （時間割・単位数等が記入されたもの）	留学先大学	
⑥	学年暦		
⑦	シラバス		
⑧	受講時間割		

2) 認定手続きにかかる注意事項

○成績証明書（成績表）を提出する際、留学先大学での単位認定（合格・不合格）の基準がわかるようにしておくこと。

○講義科目報告書は、認定希望科目ごとに作成し、講義科目報告書は、講義内容・講義形態、単位認定にかかる特記事項等を詳しく記入すること

○シラバス・学年暦・受講時間割等が提出できない場合は、留学先大学で授業期間・内容等を証明してもらうようにすること。

○単位認定が承認された後、Campus HUB（大宮）にて学業成績表の交付を行います。

各種規程等

【1】 大学院文学研究科学会発表援助費支給にかかる取り扱い要領

制定 2012（平成24）年1月11日

（目的）

第1条 この要領は、大学院文学研究科生が国内外の学会での発表に対して、学修・研究支援の一環として学会発表援助費を支給にすることによって、基準等必要な内容について規定する。

（申請対象）

第2条 学会発表援助費の支給対象は、大学院文学研究科に在学する正規学生（修士課程・博士後期課程）とする。

（支給対象）

第3条 支給対象は、原則として日本学術会議協力学術研究団体等の学会が主催、共催及び協賛する大会・研究発表会とする。

2 ただし、学内開催の学会については、本学で開催される第1項に定める大会・研究発表会のほか、各学科・専攻で付置する学会の大会・研究発表会とする。

3 前2項の大会・研究発表会以外の大会・研究発表会については、申請に基づき、文学研究科委員会の議を経て、対象とする場合がある。

4 学会発表の形式については、口頭発表〈個人・グループ〉・ポスターセッション等の種類は問わない。ただし、グループ発表については1発表（代表者）に対して支給することとする。

（支給金額・方法）

第4条 支給金額は、1件につき1万円を上限として支給することとし、なお支給金額の決定は第7条の規定に基づいて行うものとする。

2 グループ発表については1発表（代表者）に対して支給することとする

3 支給方法については、事前に申請した銀行口座に振り込むものとする。

（申請時期・申請回数）

第5条 申請時期については、原則年2回とし、申請時期について別に定めることとする。

2 申請回数については、1人につき3件までを上限とする。ただし、同一の大会・研究発表会で複数発表する場合については、1件としてカウントする。

（申請方法）

第6条 申請を希望する者は、別記様式により文学部教務課に申請するものとする。

2 前項に定める別記様式については、文学研究科長が別に定める。

3 申請の際には、別記様式の申請書のほか、学会組織の概要がわかる資料および大会・研究発表会のプログラムを添付すること。

（審査）

第7条 支給可否の決定は、申請書類に基づき、文学研究科委員会で審議のうえ決定する。

（事務処理）

第8条 この要領にともなう事務処理は、文学部教務課で行う。

（要領の改廃）

第9条 この要領の改廃は、文学研究科委員会の議を経て行う。

付則

この要領は、2012（平成24）年1月11日から施行し、2012（平成24）年4月1日から適用する。

【2】 龍谷大学大学院文学研究科学生の学部科目履修に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、龍谷大学大学院文学研究科に在籍する学生が、文学部開講科目の科目履修を志願する場合の取り扱いについて規定する。

（資格）

第2条 第4条にもとづき、学部科目の履修を許可されたものは、科目等履修生として扱う。

（出願手続）

第3条 学部科目の履修を志願する者は、所定の願書に履修科目を記入し、文学研究科長に提出する。

（許可）

第4条 文学研究科長は前条の願書を受理したとき、文学研究科委員会の議にもとづき、文学部教授会の承認を経て、これを許可する。

2 1学年での学部科目の履修については32単位を上限とし、32単位を超える場合は、原則として許可しない。

3 ただし、第6条第1項第2号で定める科目については、前項の上限単位の算入しない。

4 履修許可された科目については、原則として履修辞退および登録を取り消すことができないものとする。

（科目等履修料）

第5条 科目等履修料は学費等納入規程において規定し、単位の計算方法は学則に準じる。

（指定科目等）

第6条 前条の規定にかかわらず、以下の号に定める科目については科目等履修料を無料とする。

- (1) 各専攻の基礎となる文学部各学科・専攻の必修科目
- (2) 文学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位修得するよう指定した科目
- (3) 「龍谷大学 国際伝道者養成プログラム」を受講する学生が、当該プログラムの修了に必要なとする科目

（教職課程の履修について）

第7条 第5条の規定にかかわらず、教職課程の履修にあたって以下の号に定める科目については、科目等履修料を無料とする。

- (1) 「教職に関する科目」
- (2) 大学院文学研究科各専攻で取得できる免許教科の「教科に関する科目」
- (3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、「日本国憲法」「体育」「情報機器の操作」に関する科目
- (4) 本学が教員免許状取得のうえで特に必要と定める科目

第8条 高等学校教諭免許状を取得するに必要な科目を履修する場合は、第7条の規定にしたがって無料とする。ただし、専攻ごとに取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科を次のとおり指定する。

真宗学、仏教学・・・・・・・・・・宗教科
哲学、教育学、臨床心理学・・・公民科
教育学、日本史学、東洋史学・・・地理歴史科
日本語日本文学・・・・・・・・・・国語科
英語英米文学・・・・・・・・・・外国語（英語）科

第8条の2 中学校教諭免許状を取得するに必要な科目を履修する場合は、第7条の規定にしたがって無料とする。ただし、専攻ごとに取得できる中学校教諭専修免許状の免許教科を次のとおり指定する。

真宗学、仏教学・・・・・・・・・・宗教科
哲学、教育学、日本史学、東洋史学・・・社会科
日本語日本文学・・・・・・・・・・国語科
英語英米文学・・・・・・・・・・外国語（英語）科

第8条の3 第8条及び第8条の2で専攻ごとに指定される専修免許状の教科とは異なる、中学校教諭一種免許状または高等学校一種免許状を取得するに必要な科目を履修する場合、教職に関する科目は無料とし、教科に関する科目は有料とする。

第8条の4 教職課程を履修する場合で、本学学部在籍時に龍谷大学学則第32条関係別表4に定める科目を履修していない場合には、教職課程履修料の納入に関する要領の定めに基づき、第5条で規定している科目等履修料とは別に教職課程履修料を納入しなければならない。

(諸課程)

第9条 学則で定める、博物館学芸員資格、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、本願寺派学階資格、本願寺派教師資格の課程で、資格取得に必要な必修科目については無料とする。

第10条 第6条、第7条、第8条、第8条の2、第8条の3、第9条で無料と定められた科目以外はすべて有料とする。

(履修制限科目等)

第11条 履修制限科目については、原則として「科目等履修生に関する要項」(平成23年2月10日制定)に基づくものとする。

2. 情報教育科目及び「考古学実習」「文化財実習」、図書館司書資格課程の一部科目については、受講者数に制限があるため、その選考にあたっては、文学部在生の履修登録を優先する。

3. 「博物館実習」の受講については、「文学部博物館学芸員課程博物館実習内規」により取り扱うものとする。

4. 本条第1項第2項に定める科目のほか、科目の性格上履修を認められない場合もある。

(実習科目の実習費)

第12条 教育実習など実習科目にかかる実習費について、別途徴収する場合がある。

(単位認定・証明書発行)

第13条 学部科目の履修により所定の試験に合格した者は、龍谷大学学則第27条および第58条の2第2項に基づき、単位を認定する。

2. 前項において認定された単位の証明については、願い出により証明書を発行することができる。

付則

1. この内規は、2012年2月8日より施行する。本内規の制定に伴い、「龍谷大学大学院文学研究科学生の学部聴講に関する内規」(1980年4月1日施行)は廃止する。

付則 (2012年9月26日、第4条～第12条改正、第13条追加)

1. この内規は、制定日より施行する。

付則 (2013年2月8日、第4条第3項改正・第4項追加)

1. この内規は、制定日より施行する。

付則 (第5～7条改正、第8条の4を追加)

1. この内規は、2019年4月1日から施行する。

2. この内規は、2019年度入学生から適用する。

付則 (第9条改正)

1. この内規は、制定日より施行する。

付則 (第6条(3)追加)

1. この内規は、2026年4月1日から施行する。

2. この内規は、2025年度以前入学生にも適用する。

【3】 大学院文学研究科学生外国留学規程第10条・第11条による単位認定要領

制定 2011 (平成23) 年10月19日

(目的)

第1条 この要領は、文学研究科生が外国の大学院等に留学し、単位を修得した場合の認定に関し必要な内容について規定する。

(定義)

第2条 本要領において「留学」とは以下のものを示す。

- (1) 交換留学
- (2) 私費留学

(認定分野・成績表記)

第3条 認定分野、成績表記については次のとおりとする。

- (1) 認定単位数

龍谷大学大学院学則第9条第2項の規定により、他大学の大学院で履修し、修得した単位と合わせて15単位を限度とする。

- (2) 認定分野

【修士課程】選択科目「特別研究」

【博士後期課程】関連科目「特別研究」

- (3) 認定方法

認定する場合は一括認定とし、原則として科目名は各専攻開設「特別研究」とする。

- (4) 成績表記：N

- (5) 1単位の認定にあたっての学修時間

講義科目：675分の授業時間をもって1単位を認定する。

語学科目・実技科目：1,350分の授業時間をもって1単位を認定する。

(改廃)

第4条 この要領の改廃は、文学研究科委員会の議を経て行う。

付則

この要領は、2011（平成23）年10月19日から施行する。

付則（2013年2月20日、第3条（2）改正）

この要領は、2013（平成25）年2月20日から施行する。2012年4月1日以降に留学した学生から適用する。

【4】大学院文学研究科大学院学則第9条の2に基づく既修得科目の単位認定要領

制定 2013（平成25）年5月8日

(目的)

第1条 この要領は、龍谷大学大学院学則第9条の2に基づき、本学または他大学の大学院研究科を修了または退学し、文学研究科に入学した者について、教育上有益と認めるときには、すでに当該の大学院で修得した単位（以下「既修得単位という。」）を文学研究科において修得したものとして認定する際の申請および認定方法について、必要な事項を規定する。

(適用対象)

第2条 本研究科が教育上有益と認める入学前の既修得科目について、以下の各号を適用対象とする。

- (1) 本学また他大学の大学院研究科を修了し、その際に当該大学院で修得した科目
- (2) 本学また他大学の大学院研究科を退学し、その際に当該大学院で修得した科目
- (3) 本学大学院入学前に科目等履修（外国人特別留学生による科目等履修を含む）で修得した科目
- (4) その他、文学研究科委員会において教育上必要と認められる場合

2 博士後期課程の場合については、文学研究科の議によるものとする。

(申請方法)

第3条 既修得単位の認定を希望する者は、以下の各号に定める申請書類を、学年始めの所定の期間に文学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請願
- (2) 認定希望科目が記載された学業成績証明書

(3) 認定希望科目が記載されたシラバス（講義概要）等

2 文学研究科長は、必要に応じて既修得単位の認定を希望する者に前項以外の申請書類を求めることができる。

（既修得科目の単位認定にかかる手続）

第4条 文学研究科長は、前条の願書を受理したとき、認定科目・単位数について、申請する学生が所属する専攻の専攻主任と協議のうえ、文学研究科委員会の議により決定する。

（既修得科目の単位認定上限）

第5条 既修得科目の単位認定は、大学院学則第9条の2第2項に基づき、15単位を上限とする。

（認定分野・成績表記）

第6条 第4条により認定された既修得科目の単位認定にかかる認定分野・成績表記については、以下のとおりとする。

(1) 認定科目

原則として、専攻主任と協議のうえ、本学文学研究科で開設されている「特殊研究」「文献研究」「演習」「特論」等の科目として認定する。

(2) 認定分野

（修士課程）前号で定める文学研究科開設科目の属する分野とし、修了要件に算入する。

（博士後期課程）専攻主任と協議のうえ、文学研究科委員会の議により決定するものとする。

(3) 認定方法 認定する場合は個別認定とする。

(4) 成績表記：N（認定）

（改廃）

第7条 この要領の改廃は、文学研究科委員会の議を経て行う。

付則

1 この要領は、制定日から施行する。

【5】 大学院文学研究科長期履修の取り扱いに関する要領

制定 2013（平成25）年12月18日

（目的）

第1条 この要領は、龍谷大学大学院学則第2条の2第7項および「大学院における長期履修に取扱いに関する規程」に基づき、文学研究科における標準修業年限を超えての一定期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める必要な事項を規定する。

（対象者）

第2条 長期履修を申請できる者は、本学大学院文学研究科に入学する者（以下「入学予定者」という。）又は、在学生（修了年次に在学する者は除く）であって、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限内で修了することが困難な者とする。

(1) 職業を有している者

(2) 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者

(3) その他当該研究科が相当な事情があると認めた者

2 前項にかかわらず、「大学院における長期履修に取扱いに関する規程」に基づき、外国人留学生は対象としない。

（長期履修期間）

第3条 長期履修期間は年度を単位とし、龍谷大学大学院学則第2条の2第7項の規定に基づき、修士課程、博士後期課程ともに6年を限度に認めることができる。ただし、休学期間はこれに算入しない。

（申請手続）

第4条 長期履修を希望する入学予定者は、入学手続期間内に、在学生は、長期履修開始年度の学年開始の1ヶ月前までに、次の各号の書類を文学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 対象者であることを確認できる書類
- (3) その他当該研究科長が必要と認める書類

2 前項第1号に定める申請書様式については、文学研究科長が別に定める。

3 本条第1項第2号に定める書類については、別表1のとおりとする。

4 長期履修申請書を提出するにあたっては、提出者は、指導予定教員等（指導教員）の面談を受け、申請書に指導教授の所見・署名・捺印を受けなければならない。

（長期履修許可にかかる審査）

第5条 文学研究科長は、前条に定める書類の提出を受けたとき、申請書類に基づき、文学研究科教務委員会において審査を行い、文学研究科委員会の議を経て、許可する。

（長期履修期間の変更）

第6条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、許可された履修期間を事情により変更（短縮又は延長）を希望する場合は、次の各号の書類を、文学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書
- (2) その他当該研究科長が必要と認める書類

2 前項による変更は、在学する課程において、いずれか1回に限り認めるものとする。

3 短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限に1年を加えた期間までとし、申請は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行うものとする。

4 延長を認めることのできる期間は、第3条に規定の範囲までとし、申請は変更前の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行うものとする。

5 長期履修期間変更申請書を提出するにあたっては、提出者は、指導教員の面談を受け、申請書に指導教授の所見・署名・捺印を受けなければならない。

（長期履修期間変更にかかる審査）

第7条 文学研究科長は、前条に定める書類の提出を受けたとき、申請書類に基づき、文学研究科教務委員会において審査を行い、文学研究科委員会の議を経て、許可する。

（長期履修学生対象の教育課程について）

第8条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、文学研究科が定める履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

（長期履修学生の学位論文提出について）

第9条 修士課程に在学している長期履修学生が、龍谷大学大学院学則第12条により修士の学位を得ようとする場合には、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文等審査規程」に基づき、当該学生の修了予定年度の学年始に題目届・修士論文作成計画書を提出しなければならない。

2 博士後期課程に在学している長期履修学生が、龍谷大学大学院学則第13条により博士の学位を得ようとする場合には、「龍谷大学大学院文学研究科学位論文等審査規程」「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、博士論文提出資格試験を受験のうえ、提出資格を得て、定められる期日までに論文を提出しなければならない。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、長期履修学生制度に関する必要な事項は、文学研究科委員会が別に定める。

（改廃）

第11条 この要領の改廃は、文学研究科委員会の議を経て行う。

付則

1 この要領は、制定日から施行する。

別表1（第4条関係）

対象	必要とする書類
有職者	在職証明書、身分証明書（写）、健康保険証（写） その他在職を証明できる書類
家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者	住民票、母子健康手帳（写）、出生証明書、出生届受理証明書（写）、 介護を証明できる書類（医師が証明したもの等） 在宅ねたきり老人等福祉手当受給資格者認定通知書（写）
その他当該研究科が相当な事情があると認めた者	申請事由を証することのできる書類

【6】特別専攻生規程

制定 平成28年1月14日

（設置）

第1条 龍谷大学大学院学則第36条の9の規定により龍谷大学（以下「本学」という。）大学院各研究科に特別専攻生制度を置く。

（対象と目的）

第2条 本学大学院修士課程又は博士後期課程を修了し、さらに研究の継続を希望する者は、特別専攻生として研究を継続することができる。

2 他大学に在籍する大学院生で、本学大学院理工学研究科における研究指導を希望する者があるときは、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により、特別専攻生として受け入れることができる。

3 前項により受け入れる特別専攻生に係る事項は、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により別に定める。

（出願）

第3条 特別専攻生となることを希望する者は、大学院各研究科委員会が別に定める所定の願書にその他必要書類を添えて、所属する研究科の長に願い出なければならない。

2 特別専攻生の選考は、大学院各研究科委員会にて行う。

（期間）

第4条 特別専攻生の在籍期間は、1年間又は1学期間とする。

2 前項にかかわらず、本学大学院文学研究科の特別専攻生の在籍期間は、1年間とする。

3 引き続き研究の継続を希望する者は、期間の更新を願い出ることができる。ただし、在籍期間は通算して修士課程においては3年を、博士後期課程においては5年を超えることはできない。

（研修費）

第5条 特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は20,000円、1学期間在籍する者は10,000円を大学に納入しなければならない。

2 前項にかかわらず、本学大学院理工学研究科の特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は30,000円、1学期間在籍する者は15,000円を大学に納入しなければならない。

（待遇）

第6条 特別専攻生は、大学院各研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 担当教員の指導を受けること。
- (2) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。

（身分証明書）

第7条 特別専攻生には、身分証明書を交付する。

（準用）

第8条 特別専攻生については、大学院各研究科委員会において別に定めるところによるほか、龍谷大学大学院学則を準用する。

付則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度特別専攻生から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、文学研究科特別専攻生規程、法学研究科特別専攻生規程、経済学研究科特別専攻生規程、経営学研究科特別専攻生規程、社会学研究科特別専攻生規程、理工学研究科特別専攻生規程、国際文化学研究科特別専攻生規程、実践真宗学研究科特別専攻生規程及び政策学研究科特別専攻生規程（以下「従前の規程」という。）は廃止する。
- 3 従前の規程により在籍していた者が、引き続き本規程により在籍する場合は、従前の規程により在籍していた期間を本規程により在籍する期間に通算する。ただし、経済学研究科特別専攻生規程又は経営学研究科特別専攻生規程により在籍していた者を除く。

【7】 研究生要項

研究生の取り扱いは、下記の大学院学則第9章の2研究生の項による。（以下、大学院学則抜粋）

第9章の2 研究生

第36条の2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学して退学した者で、さらに、大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者は、研究生として研究を継続することができる。

第36条の3 研究生となることを希望する者は、所定の願書に研究計画その他必要事項を記載し、当該研究科長に願い出なければならない。

2. 研究生は、当該研究科委員会の選考により、学長が決定する。

第36条の4 研究生の期間は、1学年間とする。

2. 研究の継続を希望する者は、期間の更新を願い出ることができる。ただし、通算して3年を超えることはできない。

第36条の5 研究生は、研修費として年額2万円を大学に納入しなければならない。

第36条の6 研究生は、当該研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 教授の指導を受けること
- (2) 大学院生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること
- (3) 大学院生の研究を妨げない範囲で、特定の科目を聴講すること

第36条の7 研究生には、身分証明書を交付する。

第36条の8 研究生については、別に定めるところによるほか、本学則を準用する。ただし、第17条はこれを除く。

【8】 龍谷大学大学院文学研究科指導要項

（文学研究科内規として、1975年4月1日より施行）

（一部改正1985年4月1日2. イ項）

（一部改正1991年4月1日1. 工項2. イ項工項. イ項）

（一部改正1994年4月1日1. 項）

（一部改正1996年4月1日1. 項）

（一部改正1999年4月1日2. 項. 項）

（一部改正2009年4月1日2. (1) 項 (2) 項 (3) 項）

（一部改正2016年1月20日1. (1) 項 (2) 項2. (1) 項 (2) 項）

龍谷大学大学院文学研究科の教育は、授業科目授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものであるが、本要項は、研究指導の大纲を規定するものである。授業科目の授業については、龍谷大学大学院学則の規定するところによる。

1. 修士課程における研究指導

(1) 指導教授の選定

- ア. 各専攻に所属する大学院生は、入学後すみやかに、自己の研究題目を選定するとともに、その題目に応じて、指導教授2名ないし3名〔指導主任<以下、「指導教授（主）」という>1名ならびに指導助言者<以下「指導教授（副）」という>1名ないし2名〕を選ばねばならない。
- イ. 指導教授（主）は原則として、当該専攻の専攻科目の演習・特殊研究担当の専任教授でなければならない。指導教授（副）は、原則として、文学研究科または文学部の講義担当の専任教員のうちから指導教授（主）の同意を得て、選ばねばならない。
- ウ. 指導教授（主）が、特に必要と認め、かつ研究科委員会が承認した場合、他学部の専任教員を指導教授（副）として選ぶことができる。
- エ. 研究指導計画書については、大学院生が研究計画を記入後、大学院生と指導教授が十分に相談の上、指導教授が研究指導計画を記入し、指導教授の承諾を得て、毎年度、定められた期日にその届出をなし、研究科委員会の承認を得なければならない。
- オ. 研究題目の変更等の事由ある場合には、指導教授の変更が認められる。指導教授を変更しようとする者は、指導教授の同意を得た上、研究指導計画書に新たに選んだ指導教授名を記入し（研究題目の変更をともなう場合には、新たな研究題目を記入する）、その承諾を得て計画書を提出し、研究科委員会の承認を得なければならない。

(2) 修士論文作成に対する指導

- ア. 論文の作成に当たっては、指導教授の指導を受けて、その同意のもとに、研究の内容・方法・参考文献などの大綱を記述した修士論文作成研究計画書（枚数・内容・様式については、指導教授の指示を受けてください。）を作成しなければならない。
- イ. 研究計画書は、課程修了の予定年次の定められた期日までに、指導教授（主）の承諾を得た修士論文題目届を添えて、3部〔指導教授（副）が2名の場合は、4部〕提出し、研究科委員会の承認を得なければならない。
- ウ. 指導教授は、研究計画書、研究指導計画書等により、論文作成の指導ないし助言を行うものとする。
- エ. 論文題目は、指導教授（主）が必要と認めるときは、その変更が認められる。論文題目を変更しようとする者は、修士論文題目変更届に新たな論文題目を記入し、指導教授（主）の承諾を得て、所定の期日までに変更届を提出し、研究科委員会の承認を得なければならない。なお、研究計画を全面的に変更するような論文題目のはなはだしい変更は認められないが、一部変更を要すると認められる場合には、指導教授（主）は、新しい研究計画書の添付を求めることができる。

(3) 特定の課題

社会人入学試験を受験して入学した社会人学生は、「特定の課題」についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。「特定の課題」についての研究の成果の審査を受けようとする者は、次の要領にしたがわなければならない。

- ア. 社会人としての籍を置く職業の現場から、研究の題材が収集され、それが成果に活かされていないなければならない。
- イ. 「修士論文題目届」及び「修士論文作成研究計画書」に代わり提出が課されるのは、「特定の課題の題目届」及び「課題研究計画書」である。
- ウ. 研究の成果を報告書にまとめて、提出しなければならない。提出要領は、次の項目を除き、修士論文提出にならうものとする。
- ①研究の成果となる「資料データ」「史料」「文献」「作品」等々は、特に限定されない。
 - ②指導教授は、研究の成果となる「資料データ」「史料」「文献」「作品」等々を、一時預かることができる。
 - ③「修士論文」及び「修士論文要旨」に代わり提出の課されるのは、「研究報告書」及び「研究報告書要旨」である。
- エ. 指導教授を含む専任教員3名以上の出席する研究発表会において、研究の成果を報告書にもとづき発表し、審査委員の審査を受けなければならない。審査要領は、修士論文の審査にならうものとする。なお、研究発表会は専任教員以外の出席を妨げない。
- オ. 「特定の課題」の選定等、詳細については、指導教授と相談すること。題目提出等の手続きの詳細は、文学部教務課窓口で相談すること。
- カ. 以上の項目の他、「特定の課題」の指導及び手続きに関する事項は、修士論文作成に関する指導及び手続きにならうものとする。

2. 博士後期課程における研究指導

(1) 指導教授の選定

各専攻に所属する大学院生は、研究題目に応じて指導教授2名ないし3名〔指導教授（主）1名ならびに指導教授（副）1名ないし2名〕を

選ばねばならない。指導教授（主）は、原則として、当該専攻「D（博士後期課程）」指定の専門科目である演習担当の専任教授でなければならない。

指導教授（副）は、原則として、文学研究科の講義を担当する専任教員のうちから指導教授（主）の同意を得て、選ばねばならない。

また、指導教授（主）が特に必要と認め、かつ研究科委員会が承認した場合、龍谷大学大学院の他の研究科の講義担当の専任教員を指導教授（副）として選ぶことができる。

(2) 研究指導計画書について

研究指導計画書については、大学院生が研究計画を記入後、大学院生と指導教授が十分に相談の上、指導教授が研究指導計画を記入し、指導教授の承諾を得て、毎年度、定められた期日にその届出をなし、研究科委員会の承認を得なければならない。

また、受講科目に関しては受講届の「受講認定指導教授印」欄に指導教授（主）の捺印を受け、さらに受講科目を「必修科目（演習）」として履修する必要がある場合は、「必修科目指導教授印」欄にも指導教授（主）の捺印を受け、所定の期日までに提出しなければならない。研究題目の変更等の事由ある場合には、指導教授の変更が認められる。指導教授を変更しようとする者は、指導教授の同意を得た上、研究指導計画書に新たに選んだ指導教授名を記入し（研究題目の変更ともなう場合には、新たな研究題目を記入する）、その承諾を得て計画書を提出し、研究科委員会の承認を得なければならない。

(3) 博士論文提出資格試験

博士論文を提出するためには、本研究科の博士後期課程在学中もしくは大学院学則に定める研究生在籍中に、博士論文提出資格試験に合格しなければならない。博士論文提出資格試験とは、①専門に関する筆記試験および、②博士論文作成研究計画書を中心とする口述試験である。

① 専門に関する筆記試験について

指導教授（主、副）の判断により、研究に必要な外国語（但し、母語は除く）を課すこともできる。

② 博士論文作成「研究計画書」について

博士論文作成にあたっては、指導教授の指導を受けて、その同意のもとに研究の内容・方法・参考文献などの大綱を記述した博士論文作成「研究計画書」（当該専攻指定の用紙400字詰30枚程度）をまず作成しなければならない。また、指導教授（主、副）の承諾を得て、指定された部数の研究所計画書と受験願と併せて文学部教務課へ提出しなければならない。

①、②の試験の実施は、博士論文作成「研究計画書」の受理された日から1か月以内に実施するものとする。また、この博士論文提出資格試験は、原則として博士論文提出の6か月前までに受験することとする。

(4) 博士論文作成に対する研究指導

博士論文を提出するまでは、年に1度（1月末日）「研究経過報告書」（枚数、様式等は指導教授の指示）を指導教授（主）に提出しなければならない。しかし、すでに博士論文提出資格試験に合格しているものについては、提出の必要はない。また、これは指導教授（主）が認めれば、学外の学会に発表されたもので代えることができる。指導教授（主）は、その研究指導に必要と認めるときは、文学研究科等の授業科目等の履修を課すことができる。

博士論文提出資格を得た者は、指導教授とその同意のもとに、必要な研究を行い、論文を作成するものとする。さらに、必要ある場合には、指導教授（主）の同意と研究科委員会の承認を得て、一定の期間に限り、学外の諸研究機関等において研修することが認められる。この場合には、所定の様式によって学外研修願いを提出するとともに、定められた期間の終了に当っては、学外研修報告書を提出しなければならない。なお、指導教授（主）は、期間の経過中においても、必要と認めるときは、研修経過報告書等の提出を求めることができる。

また、博士論文提出の際には、必ず指導教授（主、副）の承諾を得て、「学位申請論文提出承諾書」を文学部教務課へ提出しなければならない。

付則

1. この要領は平成21年4月1日より施行する。なお、この要領は、平成21年4月1日時点で本研究科の博士後期課程に在籍もしくは大学院学則に定める研究生に在籍している者全てに適用するものとする。
2. ただし、「2. 博士後期課程における研究指導、(3) 博士論文提出資格試験」の「この博士論文提出資格試験は、原則として博士論文提出の6か月前までに受験することとする。」という内容については、平成21年7月に博士論文提出を予定する者に限り、原則として博士論文提出の2か月前までに博士論文提出資格試験受験をすることとする。

【9】 龍谷大学大学院文学研究科学位論文審査等規程

【2018年度以前 博士後期課程入学生対象】

第1章 修士論文の審査等

(論文の提出資格)

第1条 龍谷大学大学院文学研究科の修士課程または博士前期課程の2年次以上の学生にして、その所属する専攻所定の修士課程授業科目を所定の履修方法によって履修し、課程修了に必要な32単位をその学年度において修得見込の者、またはその学年度までに修得した者は、当該学年度において、所定の手続により所定の期日までに修士論文の題目届を、別に定める修士論文研究計画書2部に添えて提出の上、修士論文を提出できる。

(論文の受理)

第2条 前条により提出される修士論文は、別に定める修士論文の様式を具備するとともに、所定の頁数を超えぬものでなければならない。

2. 前条により提出される修士論文は、所定の日時までに提出されねばならない。
3. 前2項の要件を満たして提出された修士論文は、本研究科委員会の議を経て、学長が受理する。

(論文の審査)

第3条 修士論文の審査は、修士論文提出者の所属する各専攻ごとに、当該専攻の専門科目および関連科目の授業担当者の龍谷大学専任教員中より2名以上の審査員を選定して、施行される。

2. 修士論文の審査には、口述試験を課する。

(論文の合否)

第4条 修士論文は、広い視野を備える精深な学識とその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要であり、2年間広い視野に立って専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。

2. 修士論文の評価は、点数によって示し、100点を満点として60点以上を合格とする。

(特定の課題)

第4条の2 社会人入学試験を受験して入学した社会人学生は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

2. 特定の課題には、第1条、第2条、及び第4条を準用する。

第2章 博士論文の審査等

(規定の対象)

第5条 龍谷大学大学院文学研究科の行う博士論文の審査は、龍谷大学学位規程第3条第3項によって提出され、龍谷大学大学院学則に定める博士課程修了の要件の一つとして行われるものと、龍谷大学学位規程第3条第4項によって提出された博士の学位請求論文について行われるものとの2種別があるが、本規程は、前者にかかわる審査等の大綱を規定するものである。後者にかかわる審査等については、本学学位規程によるものとする。

(論文の提出資格)

第6条 本研究科博士後期課程に在学中の者にして、別に定める博士論文提出資格試験に合格した者は、博士論文を提出することができる。

第6条の2 本研究科の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、博士の学位の授与を申請するときは、退学後3年以内に限り、龍谷大学学位規程第3条第3項による学位としてあつかうものとする。ただし、申請する者は、本研究科の博士後期課程在学中もしくは大学院学則に定める研究生在籍中に、別に定める博士論文提出資格試験に合格していなければならない。

(論文の受理)

第7条 前条により博士論文を提出する者は、論文、論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、本学学位規程付載の別表第6の様式による履歴書、各3通を提出するとともに所定の審査手数料を納付するものとする。

ただし、著書、論文などが多数にわたる場合には、「研究業績一覧表」を別紙にて提出することができる。

2. 提出された博士論文については、本研究科委員会の議を経て、学長が受理する。

(論文の審査)

第8条 本研究科委員会は、博士論文の審査に当たり、必要があるときは、論文の提出者に対して、当該論文の副本、訳本その他の提出を求めることができる。

第9条 本研究科委員会は、論文提出者の所属する専攻の専門科目の授業担当教授および関連科目の授業担当教授のうちから、当該専攻2名、関連専攻1名を含む3名以上の審査員を選び、その審査に当たらせる。

2. 本研究科委員会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本研究科の授業担当の准教授、講師を審査員に入れることができる。

3. 本研究科委員会が必要と認めるときは、本条第1項の規定にかかわらず、龍谷大学大学院他研究科および他大学の大学院等の教員等を審査員に入れることができる。

第10条 博士論文の審査には、口述試験を課する。

2. 前項の口述試験は、当該論文の審査員が担当し、本研究科の授業担当の教員は、その試験に陪席することができる。

(論文の合否)

第11条 博士論文は、その専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなければならない。

第12条 本研究科委員会は、審査員より当該論文の審査報告を受け、論文の合否について議決する。

付則

1. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1975年4月1日から施行する。

2. 1991年4月1日第5条改正、第6条の2追加。

3. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1991年4月1日から施行する。

ただし、第6条の2の「5年」を算定するについては、1985年4月1日以後1990年3月31日以前に退学した者に限り、1990年4月1日から起算するものとする。

4. 1992年4月1日第5条、第6条の2、第7条改正。

5. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1992年4月1日から施行する。

6. 1994年4月1日第4条の2追加

7. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1994年4月1日から施行する。

8. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1997年4月1日から施行する。

ただし、従前の学位論文審査規程第6条の2により、申請できる者は、1996年度博士後期課程入学生までとする。

9. 1999年4月1日第7条、第9条改正、この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1999年4月1日から施行する。

10. 2018（平成30）年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとするが、第9条第2項の改正については、2019（平成31）年3月1日から施行する。

【2019年度以降 博士後期課程入学生対象】

第1章 修士論文の審査等

(論文の提出資格)

第1条 龍谷大学大学院文学研究科の修士課程または博士前期課程の2年次以上の学生にして、その所属する専攻所定の修士課程授業科目を所定の履修方法によって履修し、課程修了に必要な32単位をその学年度において修得見込の者、またはその学年度までに修得した者は、当該学年度において、所定の手続により所定の期日までに修士論文の題目届を、別に定める修士論文研究計画書2部に添えて提出の上、修士論文を提出できる。

(論文の受理)

第2条 前条により提出される修士論文は、別に定める修士論文の様式を具備するとともに、所定の頁数を超えぬものでなければならない。

2. 前条により提出される修士論文は、所定の日時までに提出されねばならない。

3. 前2項の要件を満たして提出された修士論文は、本研究科委員会の議を経て、学長が受理する。

(論文の審査)

第3条 修士論文の審査は、修士論文提出者の所属する各専攻ごとに、当該専攻の専門科目および関連科目の授業担当者の龍谷大学専任教員中より2名以上の審査員を選定して、施行される。

2. 修士論文の審査には、口述試験を課する。

(論文の合否)

第4条 修士論文は、広い視野を備える精深な学識とその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の能力を有することを立証するに足るものであることが必要であり、2年間広い視野に立って専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない。

2. 修士論文の評価は、点数によって示し、100点を満点として60点以上を合格とする。

(特定の課題)

第4条の2 社会人入学試験を受験して入学した社会人学生は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

2. 特定の課題には、第1条、第2条、及び第4条を準用する。

第2章 博士論文の審査等

(規定の対象)

第5条 龍谷大学大学院文学研究科の行う博士論文の審査は、龍谷大学学位規程第3条第3項によって提出され、龍谷大学大学院学則に定める博士課程修了の要件の一つとして行われるものと、龍谷大学学位規程第3条第4項によって提出された博士の学位請求論文について行われるものとの2種別があるが、本規程は、前者にかかわる審査等の大綱を規定するものである。後者にかかわる審査等については、本学学位規程によるものとする。

(論文の提出資格)

第6条 本研究科博士後期課程に在学中の者にして、別に定める博士論文提出資格試験に合格した者は、博士論文を提出することができる。

第6条の2 本研究科の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、博士の学位の授与を申請するときは、継続して研究生（2年以内）として在籍し、博士論文提出の準備が整い次第、改めて博士後期課程・再入学試験を受験、合格して、博士後期課程に在学した者に限り、龍谷大学学位規程第3条第3項による学位としてあつかうものとする。ただし、申請する者は、本研究科の博士後期課程在学中もしくは大学院学則に定める研究生在籍中に、別に定める博士論文提出資格試験に合格していなければならない。

(論文の受理)

第7条 前条により博士論文を提出する者は、論文、論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、本学学位規程掲載の別表第6の様式による履歴書、各3通を提出するとともに所定の審査手数料を納付するものとする。

ただし、著書、論文などが多数にわたる場合には、「研究業績一覧表」を別紙にて提出することができる。

2. 提出された博士論文については、本研究科委員会の議を経て、学長が受理する。

(論文の審査)

第8条 本研究科委員会は、博士論文の審査に当たり、必要があるときは、論文の提出者に対して、当該論文の副本、訳本その他の提出を求めることができる。

第9条 本研究科委員会は、論文提出者の所属する専攻の専門科目の授業担当教授および関連科目の授業担当教授のうちから、当該専攻2名、関連専攻1名を含む3名以上の審査員を選び、その審査に当たらせる。

2. 本研究科委員会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本研究科の授業担当の准教授、講師を審査員に入れることができる。

3. 本研究科委員会が必要と認めるときは、本条第1項の規定にかかわらず、龍谷大学大学院他研究科および他大学の大学院等の教員等を審査員に入れることができる。

第10条 博士論文の審査には、口述試験を課する。

2. 前項の口述試験は、当該論文の審査員が担当し、本研究科の授業担当の教員は、その試験に陪席することができる。

(論文の合否)

第11条 博士論文は、その専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究力およびその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなければならない。

第12条 本研究科委員会は、審査員より当該論文の審査報告を受け、論文の合否について議決する。

付則

1. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1975年4月1日から施行する。
2. 1991年4月1日第5条改正、第6条の2追加。
3. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1991年4月1日から施行する。ただし、第6条の2の「5年」を算定するについては、1985年4月1日以後1990年3月31日以前に退学した者に限り、1990年4月1日から起算するものとする。
4. 1992年4月1日第5条、第6条の2、第7条改正。
5. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1992年4月1日から施行する。
6. 1994年4月1日第4条の2追加
7. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1994年4月1日から施行する。
8. この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1997年4月1日から施行する。
ただし、従前の学位論文審査規程第6条の2により、申請できる者は、1996年度博士後期課程入学生までとする。
9. 1999年4月1日第7条、第9条改正、この規程は、龍谷大学大学院文学研究科内規として、1999年4月1日から施行する。
10. この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。
2018（平成30）年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとするが、第9条第2項の改正については、2019（平成31）年3月1日から施行する。

【10】 大学院文学研究科博士学位論文公表手続きに係る取り扱い要領

制定 2013（平成25）年11月13日

（目的）

第1条 この要領は、龍谷大学学位規程第11条第2項により修了または合格し、本学から博士の学位を授与された者（以下、博士学位取得者とする）の学位論文の公表の取り扱いに関して、必要な内容について規定する。

（対象）

第2条 この要領において適用対象は、以下の各号に定める学位論文とする。

- (1) 龍谷大学学位規程第3条第3項に基づく学位論文
- (2) 龍谷大学学位規程第3条第4項に基づく学位論文

（学位論文の公表手続き）

第3条 本学学位規程第13条により、博士学位取得者は、当該博士学位を取得した日から1年以内にその論文をインターネットの利用により公表しなければならない。学位論文の公表については、「龍谷大学学術機関リポジトリ」を介して公表するものとする。

2 博士学位申請者は、学位申請論文提出の際、当該博士学位授与後の学位論文公表にかかる同意書を文学研究科長に提出しなければならない。

3 博士学位取得者は、前項の手続きにあたっては、以下の各号に定めるものを文学研究科長に提出しなくてはならない。

- (1) 論文全文が収録されている電子媒体
- (2) 龍谷大学学術機関リポジトリ申請書

4 博士学位取得者は、学位を取得した日から1月以内に論文の公表に関する手続きを行わなければならない。

第4条 博士学位取得者が、やむを得ない事由により学位論文の全文公表が困難な場合については、龍谷大学学位規程第13条第2項の規定により、代替措置として、文学研究科長の承認を得て、論文の全文に代えて内容を要約したものを公表することができる。

2 博士学位取得者が前項の適用を受けることを希望する場合、当該博士学位を取得した日から1月以内に申出書を文学研究科長に提出しなければならない。

3 文学研究科長は、第4条第2項に基づき、博士学位取得者から申出があった場合、申請内容を精査のうえ、代替措置の適用の可否について裁定し、その裁定結果について文学研究科委員会に報告・承認を得たうえで、裁定結果を博士学位取得者に通知しなければならない。

4 裁定を受けた博士学位取得者は、裁定結果に従い、公表に係る手続きを行わなければならない。

5 代替措置による公表となった場合で、「やむを得ない事由」が将来的に解消されると想定される場合には、猶予期間を定めることとする。

6 前項により、定められた猶予期間を過ぎた場合もしくは「やむを得ない事由」が解消された場合、博士学位取得者は速やかに全文の公表を行わなければならない。

7 龍谷大学学位規程第13条第1項の規定により、既に学位論文を公表している場合はこの限りではない。

(論文要旨等の公表)

第5条 本学学位規程第12条の規定により、本学から博士の学位を授与したときは、当該博士学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の概要をインターネットの利用により公表しなければならない。

(事務処理)

第6条 この要領にともなう事務処理は、文学部教務課で行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、公表手続きに係る取り扱いに必要な事項は、文学研究科委員会が別に定める。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は、文学研究科委員会が行う。

付則

1 この要領は制定日から施行し、2013（平成25）年4月1日以降に当該博士学位を授与された学位論文から適用する。

2 第3条第2項の定めにかかわらず、本要領施行時点で、すでに学位申請論文を提出し、審査中のものについては、審査終了後に論文公表に関する手続きを行うものとする。